右元明天皇御宇蕀田八幡宮牧岡に御勸請。其後此地に遷坐し由。尤其比し地所、廣狹相知不申。其後星霜を經て、慶長十二年し頃より今し地を開き始、寛永五辰年遷坐いたし云々。○下略。

—丁亥書上

此社はいましへ三田といふ所まありしを、正保年中ま移して田町の八幡と號を。或人いまく、此宮ハ渡邊の綱を神にいまひけり。綱を三田源五と名づけしは、此三田の里より出し故也といへり。この事覺束なし。綱は津の國の渡邊より出ゐる者也。此故に渡邊を姓とせり。まゝある人いまく、渡邊の綱を三田まくだりて後ま身まありしを神まいはひゐりといへり。かやうにさゝかならぬまをのためしをたにもあらば。宇治の離宮八幡も八幡まはあらず、藤原忠文を神にいまひゐる社なり。それを後に八幡ありと云傳へゐり。今もかやうれゝめしをるべし。○下略。

—江戸名所記

石清水同社あり。昔は窪三田にあり。正保年中に當所に鎭座といふ。神體を渡邊綱が守護の神といへり。田村九丁其外十三丁の鎭守。祭禮八月十五日。隔年。　風土記。荏原郡御田鄕。或箕多。　蕀田八幡。圭田五十八束、三字田、所祭、應神天皇、武内宿禰、荒木田襲津彦等也。和銅二年己酉八月十五日、始行神禮。當社の事か。猶可尋。○下略。

—江戸砂子

社傳云。當社ハ人皇六十六代、一條院御宇寛弘年中の草創。本地の薩埵は傳教大師の作。綱が守護本尊なりと云云。按、當社は風土記ま出る所の蕀田八幡なるべし。江戸砂子にも風土記を引て當社の事か、猶尋ぬべしと書しは、沾涼が說、然るべし。

按するに、延喜式神名帳云、荏原郡蕀田神社と。武州式内神社考ま云、六鄕領八幡塚村ま在。祭神不詳。或ハ云八幡大神なりと。別當を寶珠院といふ。是まよれば荏原郡に蕀田の神社ある事ハ露顯せり。風土記の云所ハ、古くより傳ふる事とハいへど、全く信用しがたし。されど、又和名抄に御田を荏原の郡ま屬せしより出たる說なれば、更に據なしとも云べからぞ。神社考の說のごとたも正しく證とすべき事ありとも聞えぞ。をしこの八幡を蕀田の神社などいまんまハ、御田の地も此神社ま附らまし處なれバ、古へよりかく名づけしもまるべあらぞ。是等に思ひ合すれば、江戸志の說も、全く附會せしともいふべからざるに似たり。按をるに、名所記は寛文年中刻せし書なり。寛文よりかゝ正保元年は僅か十八年の間あり。然るま社地のさま松林などありて神さびしといふハうけゐたき事なり。おそらくは正保といへるは誤れるなるべし。或ハ寛永五辰のとし移りしともいへり。されど名所記によりてそのさまと大小まとある事もたもひ知るべし。

—改撰江戸志

三田八幡宮。　芝田町七丁目にあり。三田の惣鎭守まして、祭る所山城男山八幡宮と同じくして、後一條帝寛仁年間草創をといひ傳ふ。舊地ハ窪三田まあり。土人云、當社ハ、延喜式の神名帳及び武藏風土記等の書に載る所の蕀田神社是あり。今も其舊地に一社あり。窪三田八幡宮と稱す。正保年間今の地へ移し奉るといへり。○下略。

—江戸名所圖會

三田八幡社。三田田町七丁目に在り。山に倚り海に面す。近世當國風土記の僞書ありて中に荏原郡御田鄕蕪田八幡所祭應神天皇、和銅二年、始行神禮云々とあるは、此八幡に附會して揑造せるものなるが、蕪字は本來蒲字の古體蒲を誤れるにて、延喜式蒲田神社を御田鄕にあてしは、杜撰極まれり。

附記。三田八幡ニ就キテハ正和元年同神社ノ條ヲ參照セヨ。

——大日本地名辭書

大麻止乃豆天神社異說

式內大麻止乃豆天神社ハ、南多摩郡稻城村大丸。ノ舊丸宮明神カ、或ハ西多摩郡三田村御嶽山字圓山。ノ御嶽神社カ、明白ナラズ。○武藏名勝圖會。新編武藏風土記稿。日本地理志料。神祇志料。大日本地名辭書。武藏通志。○六所明神參照。

一、丸宮明神說

大丸村。府中領。○中略。此大丸村の文字、古へは大圓と書て、あふまと村と唱へ、又轉化しおふまる村といふ。此圓の字を用ひるが、近世は文字をかへて大丸の字に作れり。古來の說の如く圓の字なるべし。

丸宮明神。字東方といふ所構內鎭守。例祭九月十三日。村內圓照寺持。此寺社地山麓にあり。登り口石階十五級登りて石鳥居、夫より十級上り、又五十三級上り、其上社地平也。本社五尺、覆屋。神體なし。白幣。祭神の譯不レ知。

此社も古神社にて、中古まで大丸明神と書たるを、近來は丸宮と唱ふる由。是は此所に古き神社あるゆへに村名ともなす事にて、同郡氷川の社の在村を氷川村といふか如し。此所に大圓明神の在す事ゆへに、大圓村と號せしなり。當村も玉川に望みて、武藏の國府の地なれば、上古より玉川に津ありしといへに、神名帳などに載る大麻戶の豆の天神と云大圓の事なりといふ說、其理に當れり。又云、麻戶といふは水岸の地にて、上世よりかよふ事にて、和名鈔に多摩郡の和訓を太婆郡とよませしも、マの音ハに通ふ事にそ。此ゆへに海岸にても河岸にても、材木を其津に積置處を九州邊の海岸にてはハトと唱へ、關東にても材木を出し置べき所をドバと唱ふ。又江戶の町ま中買なる材木屋などは、深川木場、或は堅川筋神田川其外にても、河岸へ材木を積置所を通用してバトバといふ。其訓を知れるものなし。實に世上より傳れる古訓なり。依て此邊は國分の邊りにて、入津の場所の鎭座の神社ゆへに、大麻戶の豆天神なるべし。此天神なれは、祭神大巳貴命などにて在ぬべし。當郡中八社內なる大麻戶の豆天神の社しかと知れる所なければなり。同郡中に今三ケ所にて此神社なりと號する所あり。是其舊社の慥ならざるがゆへなり。其三ケ所の內に、御嶽山にて、大麻戶の豆天神なりといへとも、御嶽は則金ケ御嶽の移しなれば、金ケ嶽神社にて、祭神少彥名命也。藏王は後に祀れる事なり。大麻戶の謂れなし。又氷川村の氷川神社にても、其大麻戶の社號形なりといふ。是は素盞雄尊なれは、兩所の說信用しかたし。又府中六所宮の社說に、大麻戶の豆の社號を府中なりといふ。按ずるに、大麻

戸の祭神大已貴なりといへば、六所宮の内一座は大已貴尊にて、又總社の謂れを考ふれば、此近きほとりの靈驗ある古神社の神をすべあつめて祀れる社ゆへに、總社六所宮と號する事なれば、此大麻戸の豆の天神も、往古大圓村より移し祀りたる事にやさればこそ大麻戸の豆の天神の舊跡は此所なるべし。或人大圓の社に來り、此記の事竝當社の事を尋ねて歌よみ置けるよし。

おふまとの豆の神かきも移り行
世のならひにそあれはてにける、

圓照寺。丸宮の別當。橘樹郡菅村壽福寺末也。鎌倉五山派。境内除地。

寺寶。釋迦如來。厨子入、木立像、三寸七分餘。左右の戸に銘あり。牛王ノ玉。圓經四寸八分、毛生て少しの口ノ如き形あり。天竺酉佛師十六歲時作武藏大守片山武藏守源朝臣家信公寄附。

十王堂。圓照寺境内ニアリ。本尊地藏、竝左右ニ十王在、各二尺許。運慶作。

——武藏名勝圖會

丸宮社。小名東方ニアリ。圓照寺ノ持ニテ、社地ハカノ寺境内ノ南ノ山上ナリ。石階十二級ヲ登リテ、半腹ニ石ノ鳥居ヲタツ。又五十九級ヲ登リテ社前ニ至ル。社ニハ二間半ニ三間半ノ覆屋ヲ設ク。神體モナク、祭神モ詳ナラズ、タヾ丸宮明神ト號スルノミ。或ハ云、丸ヲマトカト訓ス。下略スルトキハマトナリ。コレ神名帳ニ載ル八座ノ内大麻止乃豆天神ヲ略シテ麻止乃宮ト稱スルナルベシト。サレド今郡中御嶽山ノ内ニ大麻止乃豆神社アリテ、祭神マテモ詳ニツタヘタレハ、當社ヲ式内ノ社ナリトイフハ、信スベカラザルニヤ。

未社。秋葉社。本社ノ右ノ方二十間ハカリヘダテ、アリ。石ニテ造レル小社ナリ。

圓照寺。除地凡三段許。宇東方ニアリ。大壽山ト號ス。臨濟派。橘樹郡菅村壽福寺末。開山ノ僧ヲ傳ヘス。中興開山ヲ明哲西堂ト云。慶長六年九月十六日寂セリ。本尊十一面觀音。坐像ニシテ長一尺五寸バカリ。客殿七間半ニ五間、東向也。

寺寶。釋迦像一軀。木像ナリ。長九分ホト。厨子ノ扇ニ錄シテ云、天竺酉佛師、十六歲之時作、武歲太守源朝臣片山武歲守家信公主トアリ。年代ラシルサヽルヿ恨ヘシ。

御嶽村。〇中略。御嶽社。〇中略。元和八年ニ記セシ社傳ヲ閲ルニ、〇中略。文曆元年前攝政道家卿祈念ノコトアリテ、四條帝ヘ奏聞シテ神社佛閣コトコトク故ニ復シ。散位大中臣國兼ヲ祭祀ノ司職ト定メラル。時ニ鐘倉將軍賴經ヨリ神領トシテ永錢三十六貫文ノ地ヲ寄附セラル。由テ司職國兼本迹緣起ノ神道ヲ極メ、佛道ノ制ヲ換テ、神社ノ式ニ改メ、行基ガ作リシ藏王ノ像ヲ垂跡トシ、坂本ナル地主ノ神大麻止乃豆ノ天神ニ神秘一座ヲ加ヘテ、二座合一ノ神社トシ、御嶽山大權現ト號セリ。〇中略。

末社。地主社。本社ノ後ニアリ。延喜式神名帳ニ出セル大麻止乃豆天神ニシテ、神明ヲ配祀セリトイヘリ。サレハ最古キ神社ニテ、御嶽ノ鎭座以前ヨリノ神ナルニヨリ、地主トハ稱スルナルベシ。サレド今ハ末社ノゴトクナリタリ。

——新編武藏風土記稿

御嶽神祠、在御嶽山。記曰、日本武尊傳言、武尊自甲斐轉入本州、將征信越、時駐軍於此。因祀之。一

徳川氏入國以前

說。本祠藏建久三年銅鏡。欵云、武藏國大圓天神。卽是式內大麻止乃豆乃天神社也。附備參考。

——日本地理志料

大麻止乃豆乃天神社。今大丸村に在り。丸宮大明神と云。蓋是也。擁書漫筆、神社取調帳。蓋天櫛眞知命を祀る。參酌延喜式、大和國神名帳略解。凡其祭八月十五日之を行ふ。神社取調帳。

——神祇志料

神祇志料云。延喜式、多摩郡大麻止乃豆乃天神社、今大丸村圓照寺山にありて、丸宮大明神といふ。蓋是也。

書記通證に、大麻止乃豆の豆は、風土記に智に作り、三代實錄に謂ゆる天香山太麻等野知神なりと云ひ、萬葉集なる。

武藏野にト部兆燒きまさてにも
告らぬ君か名占に出にけり

の詠を引けり。信否知れず。新風土記に、大麻止乃豆乃社は御嶽山に在りと云ふも、大丸圓照寺山の方、却て多少の憑依あるごとし。御嶽山の式內社は信を取り難し。

——大日本地名辭書

大麻止乃豆天神社。同上。○鄕社。

稻城村大丸、字七號。ニアリ。域內四百九坪。櫛其知命ヲ祀ル。創建詳ナラズ。舊丸宮明神ト稱ス。明治六年癸酉十二月鄕社ニ列シ、大麻止乃豆天神社ト改ム。祭日八月十六日トナス。氏子九十六戶アリ。或云、本村舊大圓ニ作リ、オホマトト訓ス。後訛シテ大丸ト云。本社卽式內大麻止乃豆天神社ニシテ、社號ヲ取リ、村名ヲ稱セシナリト。

御嶽神社。縣社。

三田村御嶽山、字圓山。ニアリ。域內三萬二千四百二十六坪。櫛眞知命ヲ祀リ、大已貴尊、少彥名尊、日本武尊ヲ合祀ス。延喜式內大麻止乃豆乃天神社是ナリト云。社傳云、日本武尊東征ノ時、此ニ陣シ、天平八年丙子、僧行基勅命ヲ奉ジテ東下ノ時、殿舍ヲ造營シ、藏王權現ノ像長三尺。ヲ刻シ、及金銅同像ヲ鑄テ、之ヲ合祀ス。爾後混淆シテ自ラ社號ヲ廢シ、金峯山藏王權現、又御嶽權現ト稱ス。○中略。明治二年己巳六月社號ヲ大麻止乃豆乃天神社トナシ、同七年甲戌二月縣社ニ列シ、御嶽神社ト稱ス。

——武藏通志

意富比神社

延喜式內ノ神社、舊下總ニ在リテ、帝都ニ近キモノヲ葛飾郡ノ茂侶、意富比兩小社ト爲ス。就中意富比神社ハ遲クモ貞觀○紀元一五一九年乃至一五三六年。以前ノ舊祠ナルニ、後世何ノ代カ船橋太神宮ニ合祀セラレ、ソノ神領ハ廢絕セシニ似タリ。船橋太神宮○千葉縣東葛飾郡船橋町船橋五日市字宮ノ內。ハ伊勢神封ノ庤ニシテ、マタ夏見御厨ト稱セシモノナリ。故ニ世或ハ意富比神社ヲ直チニ船橋明神ト爲シ、關東一ノ宮ノ俗稱アルニ至レリ。○延喜式神名帳。三代實錄。日本地理志料。神鳳抄。成田參詣記。下總國舊事考。神祇志料附考。江戶名所圖會。大日本地名辭書。鎌倉右大臣家集。本所押上ノ夕日神社ヲ以テ意

富比神社ニ宛ツルガ若キハ採ルニ足ラズ。〇江戸志。江戸紀聞。

下總國葛飾郡二座。茂侶神社。　意富比神社。　――延喜式神名帳

貞觀五年五月二十六日戊子。授下總國正五位下意富比神正五位下。

貞觀十三年四月三日己卯。授下總國正五位上意富比神從四位下。

貞觀十六年三月十四日癸酉。授正五位上意富比神從四位下。　――三代實錄

兵部省式。下總國大結馬牧。又云凡伊勢齋宮寮宮賣祭馬三匹。大祓馬八匹。以下總國牧馬送充。神名式云。葛飾郡意富比神社。意富比神又見三代實錄。或作覆宮。見千葉滿胤寄進狀。其祠在東葛飾郡船橋驛。稱船橋神明。大結蓋修意富比也。高橋氏文曰。景行帝居安房浮島行宮。獵于葛飾野。時盤鹿六雁命掌御膳事。乃以安房大神爲御食津神。今祭大膳職者是也。蓋建炊舍于此。祀御食津神。稱曰大炊神社。後取名地乎。常陸風土記。倭武尊御相鹿宮時置炊舍于此。因取大飯之義。名大生之村。姓氏錄。召多米氏人作大飯御飯香美。特賜嘉名曰多米宿禰。然則大炊卽大飯之義。意富比其假借字。按圖。亘船橋東夏見西夏見海神山野二俣貝塚藤原上山鎌谷。白井金杉高根米埼七熊諸邑。蓋其域也。東鑑。文治二年條。下總國船橋御厨。院御領。神鳳抄。下總國夏見御厨。一名船橋田二百町。呼湊夏見金曾木宮本高根米埼曰船橋御厨六箇鄉。見意富比社應長元年文書。〇略。中鎌谷以北平原廣漠。謂之小金原。高橋氏文所云葛飾野卽是云々。

――日本地理志料

伊勢太神宮造替遷宮事曰。食米處々注文。

二所太神宮御領神戸御厨御薗神田名田等合

下總國

夏見御厨　上分布三十段。一名船橋二百丁。　――神鳳抄

下總國船橋御厨六ヶ鄉田數之事、

一六鄉本は二百町也

東船橋百六町六田大　西船橋九十三町三田小

此內わける事

廿七町七田はん　湊鄉、四十二町四田はん　夏見鄉、廿三町一田小　金曾木鄉、

一、六鄉六十町の時は三十一町東方廿九町西方

此內わける事

八町三田三十分　湊鄉、十三町一反はん十四分　夏見鄉、一町一反はん四十八分

金曾木、十六町　宮本鄉、十五町　たかね鄉、米ヶ崎、七くま、

應長元年辛亥十二月廿日」

天照大神寄進狀

右下總國葛飾郡、六鄉之四至。東限覆宮塚。南限海。西限洗河并沓懸。北限石被路。

平滿胤私領國也。依由緒有。天神官江奉渡。任恒例。天下泰平國土豐饒。可有御祈念。仍子々孫

々、不可相違寄進狀如件。

德川氏入國以前

□□□年己卯〇應永六年カ。四月十六日

平滿胤〇判千葉

——意冨比神社古文書

饒は當時の作字なるべし。滿胤は千葉正統の十代にて、應永三十三年〇紀元二〇八六年。卒す。この六鄕はもと御厨なりしを、祖父貞胤か、父氏胤の世に押領しけるを、應永六年〇紀元二〇五九年。に由緒を逐ひて返納したるなり。

往昔刀禰川の末流は、松戸のあたりより、今の船橋驛へかゝりて海に入りけんと思はる。類聚三代格、承和二年官符、應造浮橋布施屋、竝置渡船事とある中に、下總國太日河、四艘とある太日(フトヒ)は、大日(オホヒ)の轉訛にて、卽船橋の事なるべし。式内意冨比神社も此に存す。又神明社傳に、船橋御厨の六鄕とは、高根、米ケ崎、七熊、飯山(ハサマ)間、金杉、夏見等なりと云へど、應長元年の文書に據りて考ふるに、東は宮本、高根、米ケ崎、西は湊、夏見、金曾木なり。船橋と云ふは庄鄕の如く、この六鄕に係りし總名にて、東船橋三鄕、西船橋三鄕とも云ふ。金曾木は後の金杉にて、湊鄕は海神にあたる。宮本は今の船橋(五日市)なるべし。

——成田參詣記

意冨比神社。小。葛飾郡五日市場村ニアリ。五日市場村九日市場村ヲ船橋ト稱ス。舟橋ハ元栗原鄕ノ内ニテ、栗原鄕ハ今栗原本鄕ソノ餘波ナルベシ。今神明ト稱ス。社領五十石、天正十九年辛卯十一月。社ノ傳ハ天照大神豐受大神八幡大神春日明神ヲ合殿ニ祀レリト云。正月十六日ノ神事、二月卯日ノ五穀祭、四月十七日ノ初負脊ノ神事、九月十九日ノ角力神事アリ。是月二十日ハ大祭事ニテ、其式甚古雅ナリ。ナホ小祭數多シ。祠官

ヲ富氏ト云。被官ノ社家四氏アリ、所謂石上、千葉、宮野、小仲井等アリ。應長、應永、永享、永祿、文龜元龜等ノ文書ヲ藏ス。承久元年〇紀元一八七九年。四月十六日、千葉介平滿胤、神領六鄕寄附ニ、東限覆宮塚、南限海、西限洗川並沓懸、北限石拔路トアリ。昔ノサマ見ルベシ。別當覺王寺。今ハ職掌ナシ。氏子六鄕ナリト云。

神鳳抄。伊勢大神宮造替遷宮事日食米所々注文。二所大神宮御領、諸國神戸御厨御園神田名田等合下總國相馬御厨。内宮上分布五十段。口入百段、雜用布百段、外宮上分四丈布五十段、御幣紙三百六十帖千丁。夏見御厨。上分三十段、口入三十段、一名船橋二百丁。遠山形御厨、葛西猿又御厨、百八十丁、新御厨有之、萱田神保御厨、合五所トアリ。大和田村ニ神明アリ、此社元ハ萱田町ニアリ、今其址ヲ古屋敷ト云、猿又神保ニモ必神明ノ社アラン。夏見御厨ハ今ノ夏見村ノ地ナリ。東西二村アリ。古ヘ伊勢ノ神領ニテアリシ所緣ニテ、夏見村大神宮ヲ影祭シ、或云、今ノ海神村ノ地ナリ、今御代川氏ノ宅地ノ傍ニ神明アリ。元地ナリトゾ。神明ト號セシナラン。社記ニ、其後夏見ヨリ今ノ地ニ移シタリト云。所藏文書ニモ天照大神ト記シアレバ、意冨比神社トモ定ガタケレド、或書ニ、伊勢ヲ朝日宮トシ、本宮ヲ夕日宮ト稱スト云コト見ユ。是ハ見行本三代實錄、延喜式等ニイフヒト傍訓アリ、コレニスガリテ附會セシニテ、意ヲイトスルハ誤ナリ。意ハオノ音ナリ。イトハ云ハズ。若果シテ意冨比神社ノ祭神古來ヨリ天照大神ナランニハ、式ニ天照意冨比ノ神社ト載スル例ナリ。思フニ、神明ヲ夏見ヨリ意冨比ノ神社ニ合セ祭リシナルベシ。サレド御厨ノコトニ付、社領ハ神明ニツキ居レバ、神明トノミ心得シナラン。

三代實錄ニ、貞觀五年、〇紀元一五二三年。五月廿六日戊子、授下總國從五位下意冨比神正五位下。此前ニ從五位下ヲ授ラレシ事アリシニヤ。又超授ニヤ。說茂侶神社ノ條ニ見ユ。意冨比ノ神社ハコノ時代既ニ茂侶神社ヨリ顯タルコトト見ユ。位階ヲ授ラレシモハヤク、又茂侶ハ正五位上、意冨比ハ從四位下マデニ進メリ。十三年、〇紀元一五三一年。四月三日巳卯、授下總國正五位下意冨比神正五位上。十六年〇紀元一

德川氏入國以前

五三四年。三月十四日癸酉、授二下總國意冨比神從四位下一ト載セタリ。

社傳ノ船橋六鄕トハ、高根村、米ケ崎村、七熊村、下飯山村、上波佐間村、金曾木村、夏見村等也。當時顯社ノ神領、大社ハ十二鄕、小社ハ六鄕トミユ。本國香取神宮ノ神領十二鄕、神崎社六鄕、餘モサル例ナリヤ。猶熟考スベシ。サレド應長元年〇紀元一九七一年。ノ文書ニヨルニ、西船橋三鄕、湊、夏見、金曾木、湊ハ今ノ海神村、金曾木ハ金杉村ナリ。東船橋三鄕、宮本、高根、米ケ崎宮本ハ今ノ舟橋ナリ。トアリ。七熊、下波佐間見エズ。此二村ハ高根、米ケ崎ノ分鄕ナラン。

色川三中曰、類聚三代格卷十六、道橋事條ニ、應下造二浮橋一建二布施屋一竝置二渡船一事。中略。下總國太日河四隻、元二隻今加二隻、トアル太日モ大日ノ轉リナラムト。天武紀二迹太川、萬葉十三ニ爾大遙、十九ニ爾大要ナトアリ。眞間弘法寺文書ニ及川ト云姓見ユ。サテ太日モ大日モオホヒナルヲ、東鑑ニ太井川トアルハ、島田ノ大井川ト同名ヲ避ケシニヤ、固ヨリ訓ノアヤマリナルカ、ヒヲイト訛ルハ、中古ヨリノコトナルベシ。

駿河國安陪郡ニ上田村アリ。ハタト云。ウハタノ略ナリ。此村ニ大井神社アリ。其外大井川通リ、此村ヲ始トシテ志太郡益津郡ノ村々大井神社ヲ祭ラザルハナシ。大井川ノ名モ此社ニヨルニヤ。祭神罔象女命、姫大神、埴安姫命ナリト云。駿河新風土記ニノス。益津郡郡村ニ大井神社アリ。祠官大楠若狹ト云。祭神詳ナラズ。社傳ニ罔象女ノ命ヲ祭ルト云。此社舊トハ田中城地ニアリテ、大楠神社ト云。慶長中今ノ地ニ移セリトゾ。志太郡島田宿、安倍郡井川村ニモアリ。サレド古風土記ニハ見エズ。神階帳ニ、志太郡大井三島御子天神トアレド、何レノ鄕ニアリシヤ。詳ナラズ。

山崎知雄云、文書ノ覆宮塚ハ卽意冨比宮塚ノ借字ナルベシト。此ニヨリテモ、意冨比神社ハ神明社ノ外ナルコト知ラルルナリ。

——下總國舊事考

成田參詣記中略定得著。卷三に、意冨比神社、五日市場村にあり。五日市場村と九日市場村を船橋と稱す。土人神明と稱す。社領五十石。天正十九年辛卯十一月。社傳に、天照皇太神・豐受皇太神宮・八幡宮・春日明神を合殿に祀れりと云。神鳳抄に二所太神宮御領、諸國神戸御厨御神田名田等、合下總國相馬郡御厨、內宮上分布五十段口入百段雜用布百段。外宮上分四丈布五十段御幣紙三百六十帖千丁。夏見御厨、上分三十段口入三十段一名船橋二百丁。遠山形御厨、葛西猿又御厨、百八十丁新御厨有レ之。萱田神保御厨、合五所とあり。御厨とは御膳調菜の魚鳥野菜果實の類を奉る莊園なり。或云、夏見厨は今の夏見村の地なり。東西と二ツあり。古へ伊勢の神領にてありし所緣にて太神宮を祭り、今の海神村の御代川氏の宅地の側に神明あり、御厨の地はみな神明を祭りしと見ゆ。神明と號せしならん。社記に其後夏見より今の地に移せりと見え、又所藏文書にも天照大神と記せれば、必意冨比社とは異なるべし。されど古より意冨比神社へ合せ祀り、此社の社領ははやく絕たれど、御厨の事に付、神明の方の社領のみなれば、神明と心得しならん。駿河國安部郡上田村あり。此村に大井神社あり。大井川通り此村を始として、志田郡益津郡の村々大井神社を祭ざるはなし。大井川の名も此社によりしにや。祭神姫大神、罔象女命、埴安姫命なりと云。益津郡村に大井神社あり、社傳にはこれも罔象女命なりと云。志太郡島田驛、安倍郡井川村にもあり。其外所々に祭れり。されど延喜式又風土記には見えず。神階帳に志太郡大井三島御子神社あれど、何れの鄕の神をいへるにや詳ならず。神領船橋六鄕と稱せし地は、高根村米崎村七熊村下飯山間村金杉村夏見村都て六村なり。按に、中古顯社の神領、大社は十二鄕、小社は六鄕と見ゆ、本國香取の神領十二鄕、神崎社六鄕、餘國もさる例ありや、猶考ふべし。天正御開府のとき、由緒ある寺社を御糺の上、先領主地頭の文書によられ御朱印をたまはれり。郡鄕統屬など多く、和名抄と符合せり。さるを今の郡村を目當とし、昔は間違ありと心得るは、古へのさまをよく辨へざる故なり。由緒ありて御印を所持することは猶更心得べきこと也。寺社の私傳には孰も特恩のやうに云なせども、古文書など照し合てよく考るに、必先蹤に因らせ給ひ、舊規に違はせ給はずして、愛憎にまかせたる御沙汰は露ゆ

かりもなかりし事なり。古を尋ねん人よく心得て、一所の私傳にかかはらず御高德の物に偏ならざるを會得して記載すべきことなり。　正月十六日の神事、二月卯日の五穀祭、四月十七日初負背の神事齋藤氏云、初穗稻のうつりなるべしと。新嘗より轉ぜしならん。　九月十九日角力の神事あり。是月の二十日は大祭事にて、其式はなはだ古雅なり。猶小祭數多しと云。祠官富氏。被官の社家四氏あり。石上千葉宮野小中井等なり。　慶長十三年御造營奉行伊奈備前守忠次此地に御殿を營建せらる。上總東金地方へ御放鷹の時の事なるべし。

一、下總國船橋御厨六ヶ鄕

田數之事

一、六鄕本は二百町也

一、東船橋百六町六田大

一、西船橋九十三町三田小

此内わける事

一、廿七町七田はん　湊鄕

一、四十二町四田はん　夏見鄕

一、廿三町一田小　金曾木鄕

一、六鄕六十町の時は

一、三十一町　東方

一、廿九町　西方、　此内わける事

八町三田三十分、　湊鄕

十三町一反はん十四分　夏見鄕

七町一反はん四十八分　金曾木

一、十六町　宮本鄕

一、十五町　堂かね鄕米かい崎七ラン。

應長元年辛十二月廿日、

○船橋、　色川三中曰、往昔刀禰川の末は、松戸のあたりよりこの船橋へかゝりて海に入けんと思はる。類聚三代格卷十六、道橋事の條に、應造浮橋布施屋竝置渡船事、中略。下總國太日河四艘元二艘今加二艘。とある太日（フトヒ）も太日（オホヒ）の轉訛ならむ。さて此大日を太日に作り、ふたゝび太井に訛れり云々。以上摘要、○さて大日川の說は至極發明と思へど、利根川の末船橋へ落しといふはうけぶたく思はる。船橋は今宿中に渡せる土橋なるべし。此はし元は船橋にてありしならん。太日河は原より大河にて、船あらでは渡りかねしと見ゆ。三代格に渡船四艘とあるにても知らるゝなり。　○御厨云々、吾妻鏡卷六十七右。　文治二年○紀元一八四六年。三月十二日、關東御知行國々乃貢未濟庄々召下家司等、注文被下之、可加催促給之由云々、今日到來注進三箇國庄々事。下總信濃越後等國々注文。合　下總國中略。船橋御厨。院ノ御領。　相馬御厨。同前。黑川春村云、院ノ御領とあるは寫誤にて、太神宮御領なるべし。院ノ御領になることわりなし。次文に信濃國麻績御厨等は太神宮御領と見ゆ。同國布施富郡保科等の御厨は尻付落たり。又據原御厨は九條城興寺領とあるも、倉料庄なるが錯亂したる事疑なし。院ノ御領みな某ノ庄とありて、まがひなくみえたり。猶本書を檢してさとるべし。　○六ヶ鄕、社傳に云々、上に見ゆ。なりといへれど、文書に據て考ふるに、東は宮本高根米ヶ崎、西は湊夏見金曾木なり。金曾木ハ今金杉に作れり。　○六鄕本ハ二百町也。神鳳抄卅右。に、船橋二百町とあるを見れば、承久の頃まで然ありけるが、其後六十町に減少せしな

り。○百六町六田大九十三町三田小。大とは二百四十歩をいひ、小とは百二十歩をいふ。合せて三百六十歩を一段とす。（百六町六段二百四十歩ミ、九十三丁三段百二十歩ミなすなはち二百丁ミなすを見るべし。）さて六田三田等の田は段の借字にて、次の文に反とかき、天正十七年高城胤則の文書に端とかけり。但し田字を書る例は此餘いまだ見およばず。されど田の字もタンとも讀べし。吾妻鏡卷九十八右。に、仁田（ニタ）四郎忠常とあり。○廿七町七田はん云々以下三條合て西船橋九十三町三田小なり。○湊鄉船橋の舊名なりといへり。さもあるべきか。されどそのかみ船橋は庄號の如く、六鄉に係れる號にて、地理いと廣かりし所とみゆれば、それを東西ふたつに分て、東船橋三鄉、西船橋三鄉とせしものあるべし。湊夏見金曾木の三鄉は西に屬し、宮本高根米かわ崎は東船橋に屬しけるなるべし。上に載たる社家の說をもあはせ見て考ふべし。さてかく思ひたどる時は、湊鄉は今の海神村あたりにて、宮本といへるを今の船橋なるべきこゝちせらる。（但し社傳には宮本は夏見村なりといへれど、夏見と宮本と別所なる事本文を見てさとるべし。）○夏見鄉船橋北にあたりて、東西二村あり。神鳳抄の夏見御厨一名船橋とあるを見れば、此夏見こそ船橋の舊名とはいはまほしけれ。○金曾木鄉夏見村の北に今金杉村あり。是なり。○八町三田三十分、十三町一反はん十四分、七町一反はん四十八分、これを合するに廿八町六反九十二分となる。西方廿九町とあるに合さること不審なれ。○十六町十五町、これは東方三十一町とあるに協へり。○米かは崎、今の米の崎村なるべしと云。

天照大神寄進狀

右下總國葛餘（カ）郡六鄉之四至

東限覆宮塚　南限海

西限洗河（並）　沓懸　北根石扳路

平滿胤私領國也、依由緒有大神宮（江）奉渡、任恒例天下泰平國土豐饒可有御祈念、仍子々孫々不可相違、寄進狀如件

□□元年（巳卯）四月十六日　　平滿胤（花押）

黑河春村云、餘は此頃の作字なるべし。社記に甍亡悲切、同襲、此曰志加。○覆宮塚、山崎知雄曰、覆宮は意富比宮の借字なるべしと云り。（△五日市場の内宮の地ミ稱する所に塚あり。神官富氏歷代の墓所なりミ云。土人金ケ臺ミ稱す。蓋覆宮塚ならん。）○洗河、山野村と西海神村との間に街道を横ぎりて流るゝ、巾三尺ばかりの小川あり。是を洗河とも、龜井の太刀洗河とも稱ふといへり。○沓懸（△祠官某云、山野の邊に沓掛の地名ありミ。）○石秡路、未考。○平滿胤按ずるに、滿胤は千葉の正統にて、千葉介常胤十代の孫なり。應永三十三年（紀元二〇八六年。）六月八日卒。（年六十四。）常安寺と號す。貞胤の孫氏胤の男なり。こは系圖のおもむきなり。○私領國云々、船橋六鄉は滿胤の曾祖父胤宗（正和元年三月廿八日卒。）の代までは御厨なりしを、祖父貞胤（親應二年二月卅日卒。）が父氏胤（貞治四年九月十二日卒。）の時に押領したりけむを、此應永六年（○紀元二○五九年。）に至りて、もとの如く返し奉れるなり。依由緒有大神宮（江）奉渡とかけるも、右の故なり。○□元久元とあれど、いづれも時代を古くせんためにさかしらしたるものにて、實は應永六年己卯四月十六日、平治元とやらに書る三字は後人の入墨なり。（資暦五年に書る。）本社の記錄には承

なり。是ハ滿胤の時代にて揭馬にしられたり。○(華押)此花押は花押譜卷三十に見えて又平(華押)如此を竝べ載たり。

意富比神社。黑河春村云、神名帳、下總國葛飾郡意富比神社は、今の船橋大神宮なるよし、其大宮司家には傳へたれど、もしくは別に神社ありしが、既く廢れて跡もなくなれるか、或ハ其意富比神社に後に大神宮を合せ祀れるか、實は今知かたかるべし。按ふに古しへは此わたりに大河ありて、夫を大樋川といひもやしつらん。扨其大樋を護ります神にて、大樋の神とは稱しゝにはあらじか。もし此說のたがふまじくは、船橋は其大宮司家文書に、天照大神のよし見ゆれば、別神にてもふは、利根川の下流なり。此川今は同國松戸の下より西に折れて市河の北を流れ行德におはしますめり。扨また此地に大河ありけんとおを歷て海にいれども、其地勢をも推量るに、往古は松戶あたりよりただに南に通りて、船橋より海に入けむとぞおぼゆる。船橋は本名夏見鄕なり。一名船橋といふと神鳳抄に見ゆるも、さる大河ありて船橋なりけるゆゑなるべし。(此地は武藏より下總を經て上總國市原郡に到る順路なり。)又この河を大樋河かといへるは、類聚三代格卷十六に、下總國太日(フトヒ)河とあるは既(ハヤ)く大日を譌れるならん、と友人のいへるに據れり。但此太日河を其後は又太井に作れり。更級日記仙覺抄吾妻鏡等に見えたり。(前太平記卷廿四、子葉城軍事條に、下總國大井河とあるはかへりて古に協へたり。)又應永六年四月十六日に千葉介滿胤が船橋六鄕寄附狀の四至に、西限洗河(フトヒ)とあるも、もしおほひをあうひに譌り、更に又あらひに譌りて終に洗字をも當しにはあらじか。此意富比の神社の考は、常陸國土浦人色

川三中と下總國佐原人清宮秀堅との說に、我僻案を取まじへて、かいつまみてかくは記しつ。委曲には墨水鈔卷四船橋文書の註にいへり。

——神祇志料附考

大結(オホヒ)。延喜式に、下總國大結馬牧と云ひ、又葛飾郡意富比神社と云ふも、大結牧に在りしならん。中古其地は伊勢の神封と爲り、船橋御厨と稱ふ。大結牧の名を廢せるは、蓋之に由る。神鳳抄に二百丁とあれば、廣大の田野を占め、東鑑には一時院宮御領たりし由も見にたり。然るに後世意富比神社も廢し、今は僅に船橋太神宮に意富比神を合祀るのみ。その舊址は覆宮と稱し、金ヶ臺に存す。但し一書に(○成田參詣記ヲイフカ。)承和二年官符を引き、太日(フトヒ)河を大結の船橋にあてんとせるは誤れり。高橋氏文に、景行帝葛飾野行幸の事竝びに安房浮島宮にて「安房大神を御食津神とませまつりて、豐日連を火鑽として御食たてまつる」事を述べたるに據り、この大結を彼事跡に關連せる地かと論ぜる人あり。蓋大結は大膳職の大炊に同じく、大火の義にして、古人が御食津神を祭れること疑を容れずと雖、此を以て直に景行帝の浮島宮の御食の神事ありし遺跡とは爲し難し。また御厨太神宮を以て、意富比神社と同一なりと思惟するも非なり。

——大日本地名辭書

意富日神社初鎭座地。船橋驛舍の入口海神村御代川氏某が地にあり。日本武尊この海上にして八咫鏡を得給ひ、伊勢太神宮の御正體として鎭座ありし舊蹟なりといふ。(今意富日神社の地より此所まで八丁計あり。御代川氏昔は溜川と作る。溜は水の深き所をいへる訓義にて、日本武尊を導まゐらせ此所の海の深をあらせ奉り神鏡を得せしめまゐらせたりしものゝ、後裔なり。其子孫今猶連綿たり。)

夏見厨。海神村の北の方にあり。今東夏見、西夏見と唱へて二に分る。古へ伊勢御神の神領にして、意富日社の神主是を務たりしとなり。

――江戸名所圖會

船橋神明社は、昔夏見村に在りしを、今の地に移せりと。されば古より意富比神を合せ祀りしに、意富比の神領は早く絶に、御厨神明の社領のみ後世に遺りしならん。又考ふるに、五日市場の邊戎、應長元年文書に宮本と云ひ、同應永六年寄進狀に、船橋六鄕、東は覆宮塚を限るとありて、覆宮（オホヒノミヤ）は卽意富比宮なり、塚今五日市金ヶ臺に在り。されば意富比神社は中世退轉したるなり。

――成田參詣記

夏見、今七熊、米ヶ崎、高根、金杉等と相合せ、八榮村と改稱す。船橋市街の北、鎌谷驛の南にして、古の船橋御厨の鄕内とす。卽神鳳抄に夏見御厨ともいへるは是ゞ故あり。一說に、船橋神明は初め夏見に在りといふも、後人の附會に似たり。本御厨の庤の宮は、船橋に在りしが故に、船橋御厨ともいへるものゝみ。

――大日本地名辭書

意富日神社。（意富日、古は日を比ゝ作る。天正以來台命によりて比を日ゝ改らるゝといへり。）船橋驛上總海道を成田海道との岐道、五日市場村に宮居す。世ゝ船橋太神宮と稱せ。延喜式内の御神ゝして關東一之宮と崇む。神官大宮司富氏奉祀せり。（○意富比神ト船橋神明トノ差別ハ既ニ上列ニ明カナリ。此文は二者を混同せるなり。）

本殿祭神。天照皇太神宮、豐受皇太神宮、二座相殿。左、八幡太神宮。右、春日大明神。當社大宮司富氏の始祖は景行天皇第四の皇子五百城入彥尊なり。天皇尊をして船橋に下向なさしめ賜ひ、東國八千八村の縣主兼當宮の神官を司らしめ給ふ。然るに仁平の頃荒木田滿國の舍弟基國を養子とせ。（洗川、栗原と船橋との間街道を横ぎりて流るゝ小川を號く、血洗川とも稱せり。（千葉滿胤の寄附狀にハ洗川と斗あり。）傳云、右大將賴朝卿征夷大將軍の宣旨を蒙られし後ハ、其威勢實に草木も靡くもかりなり、されど意富日神社の神官のみ累代天子勅宣にして武門の幕下にあらせとて、度々の催促ありしゝども是に應ぜば、故に賴朝卿憤り甚しく、船橋六鄕の地を葛西三郎清重に給ふ。清重此地に入むとすれども、神人及び六鄕の農民等三神の神輿を前に舁居、西栗原に支へて防ぎ戰ひ、その亂さらに止らざりければ、終に神官治部大輔基義神輿の前にて腹搔切て空しくなりぬ。其時の戰に神輿穢れたるを以て此川にて洗ひ清めけるよりして血洗川とて呼ならハしゝるとなり。）其後基繼の時、又嗣なきによつて千葉滿胤の子基胤を養子とす、此時日月を以て家の紋とせしが、天正十九年辛卯大神君當社御參詣の頃、神官富氏御紋の軍配團扇に根引の若松を添て獻りしかば、其後上意によりて若松に軍配團扇を家の紋とせ。

神寶叢雲御劍。（長一尺五寸あまりあり。由來ありといへども重き故あるによりてこゝにもらしつ。）神息劍。（長一尺はかりあり。日蓮大士奉納ありしといふ。）木劍。（是も同じ大士の納らるゝ所とぞ。長一尺はかりあり。柄は朽て其形全からぜ。）近衞帝宣旨。（仁平元年辛未六月十一日船橋六鄕の地を寄附し給ふ宣旨なり。）千葉介滿胤神領寄附狀。（承久元年己卯四月十六日船橋六鄕の地を寄附せる由記せり。其餘古文書多し。）

常盤御宮。本殿の右神榊山の麓にたゝせ給ふ。四方に瑞籬を繞らせり。東照大權現宮の御神影及び大將軍秀忠公御木像、日本武尊の神像等を合せ安座なし奉る。元和年間當宮の大宮司富中務大輔基重の息男伊勢守基治天海大僧正と共に勸請なし奉るといへり。

事由は其憚ありてこゝに載せぬ。毎歳四月十七日御祭禮にて都鄙ともに來りて敬拜を。同夜近里の童女集り廣前に於て唄諷ひ踊り廻る事あり。尤古雅なる習俗なり。是を初負背と號くるといへり。天正九年辛卯當社御參宮の時みそなはし給ふとなり。

按に、初負背は、初穗稻なるべき歟。萬葉集葛飾早稻を贄すともとありて、早稻を和世に訓を。此例によりて稻を世と訓さるならん。〇中略。初負背と云ハ初穗稻の訛にして、往古鄕民新穀成就の賀宴を設け。其場に唄ひ舞たる習俗にして、則新嘗の遺風なるべし。

——江戸名所圖會

建保六年、十一月素還法師于時胤行。下總國にをへりし頃、のゑるべきよしまうしつゝを
すとて
戀しとも思をていはし久方れ
天てる神も空にあるらん

鎌倉右大臣

——家集

意富比神社。押上、道義堀。吉川源十郎殿屋敷内。

延喜式神名帳、下總國葛飾郡に有る意富比神社是なり。今誤りて是を夕日神社と云へり。吉川氏の元祖惟足翁ハ萩原家の神道を傳へ吉田家に仕へ、其後關東に下り神學を以て家を發し、此地を拜領なりとぞ。

(頭註)意富比神社ハ今舟橋ニアリ。吉川家ノ記ニ云、往古ハ此處ニアリシヲ、惟足翁宅地トナル時、舟橋ニウツス。今猶舊地ニ大木アリ、高潔子ノモノ語リ也。

——江戸志

夕日神社。押上、道義堀。

此神社ハ延喜式神名帳にのをる下總國葛飾郡意富比神社なり。いつしか誤り傳へて夕日神社といへり。されど此社今は行德船橋にあり。吉川家の說にむかし此所にありしを、吉川惟足この地を居宅に賜りし時、船橋にうつさる。今猶舊地に大木ありと。江戸志。吉川氏の元祖惟足ハ萩原家の神道を傳へ、吉田家に仕ふ。その後關東へ下り、神學を以て家を興し、此地を賜へり。

按るに、下總國船橋大神宮、則、意富比神社也と。社人藏をる所の文書を見しに、古くハ平治應長をこして、應永より以下の文書あまあゐり。多くハ千葉家より附する處の寄進狀等なり。神祖もことに御寄依ありしと、色々の御物など給ひし、こと〴〵く存せり。惟足が宅地を給ひしより船橋に、うつせりと云ハ、甚うけあひゝたき說也。

吉川繼時ハ、視吾堂惟足軒と號に。神道を萩原家にうけて江戸に下り、京橋の邊におれり。その後寛文七年七月廿八日めし出され、祿を賜ふ。元祿七年十一月十六日七十九歳にて本所の別墅に卒せり。この地ハあねて公より賜ひし處にて、地境も廣く、その内に道義沼とて、昔とり大なる沼あり。その邊におさゑ、視吾堂靈社とあかむ。續武家閑談。

此說。○江戸志ノ說。最うけがたし○中略。おもふにかの惟足は一世に名を擧けし神學中興の人なれば、英雄人を欺きて、かゝる妄誕の說をいひ傳へしならん　——葛西志

關東一宮兩社由緒略記

意富日皇大神宮。

人皇十二代景行天皇の御宇日本武尊東夷征伐のみぎり、此所まおいて伊勢皇太神宮御祈御宮御勸請あり。其旨纏向都へ上有けるまゝ、叡感不斜、第四皇子五百城入彦尊を下向なさしめ、東國八十八村の縣主（あがたぬし）とし、當社の神官を司どらしめ給ふ。是當社神官の鼻祖にして、今の大宮司迄ま、近く凡一千八百有餘年、神事祭祀怠慢なく相勤來候。三代實錄貞觀年中の位階の社、延喜式所載の葛飾郡意富比神社是也。台命まに依て比を日（もろの）まあらさめ申候。茂侶神社も當社の攝社也。同五十六代淸和天皇貞觀十三年三月三日、勅願まに依て奉幣使下向有て關東一宮の號を賜る。同十六年四月十四日勅使下向、天下安全の祈念奉候。同六十一代、朱雀院天曆二年藤原秀鄕宿願して、朝敵退治の滿願世のしる所なり。同七十代後冷泉院天喜三年源賴義朝臣同義家朝臣參詣祈願まし給ひ、奥州逆徒征罰滿願まに依て、本殿諸末社造營あり。同七十六代近衞院仁平元年六月十一日源義朝朝臣まに院宣有て、本殿諸末社修造あり。此時伊勢大神宮との宣旨あり。院宣今に相傳へ有之候。其砌船橋六鄕御寄附有之。其後右大將賴朝卿より葛西三郎淸重に船橋の神領を賜ハり、淸重軍勢殘率し入部せんとせしに、

神官門屬是をさゝへ、一二年がゐどハこらへ候得ども、終に勝利を失ひ、神領悉く押領せられ、其後同八十四代順德院承久元年四月十六日鎌倉へ院宣を下し給ひしまに依て、千葉滿胤に命じて元の如く船橋六鄕を寄附有けまども、其後鬪戰打つゞき、殊まに應仁文明の際ハ、一日片時もおだやかゐらを。終まに神領も保ちがさく、神官初め社中門屬土民の如く相成候。

——諸國寺院緣起

式內茂侶神社ト比肩スル古社ナルモ、其跡ニ就キテハ衆說セラル。則、千葉郡三山明神、○東葛飾郡高木村栗ヶ澤。茂侶神社、○次項ヲ見ヨ。葛飾郡三輪明神、○東葛飾郡流山町三輪野山。同郡香取明神、○長島。船橋太神宮○意富比神社。ノ攝社等各式內茂侶神社ナリト稱ス。而モ三山明神ハ恐ラク式內寒川神社ナルベク、香取社已下ハ採ルニ足ラズ。三輪明神卽古ノ茂侶神社ナリト推定セラル。○三代實錄。下總國舊事考。日本地理志料。江戸名所圖會。神祇志料。大日本地名辭書。葛飾記。

貞觀十三年○紀元一五三一年。十一月癸未。授下總國從五位下茂侶神從五位上。

元慶三年○紀元一五三九年。九月廿五日、壬子。授下總國正五位下茂侶神正五位上。

——三代實錄

茂侶神社。小。葛飾郡三輪山村ニアル。三輪山ハ淺毛郡ノ內ニテ、淺毛ハ今上本鄕其名殘リナルベシ。三輪明神ナルベシ。社領

徳川氏入國以前

二十五石。天正十九年辛卯十一月社ノ傳詳ナラズ。正月八日、糯米八升ノ備餅ヲ社内ニサヽゲ、村人打ヨリ手ニテコマカニワクルヲ例トス。九月八日ノ神事アリ。別當神宮寺ト云。新義眞言宗。桐谷西圓寺末ナリ。社頭ニ老杉二株アリ。相隔三間バカリ、マハリ凡二丈餘。氏子三輪山大畔二ケ村ナリ。小金領早風庄。元祠官アリ。今廢ス。

古事記傳十二二十七丁に御諸山ハ卽三輪山のことなり。御諸は御室にて、凡て神の社を云。下卷朝倉ノ宮ノ天皇ノ大御歌に、美母呂能、伊都加斯賀母登云云。萬葉三、四十六丁に、吾屋戸爾、御諸乎立而。さて三輪山を御諸山と云るは此を始にて、中卷水垣宮段、書紀同御代卷などに見え、萬葉二二十四丁に、三諸之神之神須疑。七六丁味酒三室ノ山などよめる此山なり。御諸とは、右に云る如く、何處にまれ、神社のことなるに、此山にしも其名を負るは、取分て此大神を尊崇めるからなり。今京にて祭りと云へは賀茂祭、山といへは日枝山なるが如し。此御社に鎭座御名を大物主大神と申すなり。白橋原宮殿に美和之大物主神と始て見えたり。神名帳に、大和國城上郡大神大物主ノ神社。名神、大、月次、相嘗、新嘗、以上要ヲ摘ム。此說ニ依テ考ルニ、茂呂ハ御諸ノ發語ミノ省ニテ、此三輪明神ノ事ナルベシ。凡テ古來ノ大社ハ神宮寺ト云寺アリテ別當ヲ勤メ、敷地木立モ何トナク典型ノ存スルモノニテ、別テ朱印アルナド、府内ハ格別、在村ハ、由緒アル地ナルコト疑ナシ。元ハモロト云ケンヲ、モロハミワナレバミワト稱セシナルベシ。神名帳ニ、上野國山田郡美和神社、下野國都賀郡大神ノ神社、那須郡ニモ三和神社アリ。

義公栗ガ澤ノ社ヲ問ハセ玉ヒシヲリ、森尙謙ヨリノ書狀ヲ、日暮玄蕃ノ家ニ藏ス。其文ニ、

延喜式神名帳曰、下總國葛飾郡二座、茂侶社意富比社、右之通ニ候間、栗ケ澤社モ此二社ノ内ニテ御座候。萬々大慶之御事ニ御座候。葛飾郡ノ内ニテ、外ニモモロト申、何ソ明神ノ名御座候ハヾ、御聞出可被仰上候由、具ニ御意被成候。私方ヨリ貴樣へ可申進之由、被仰付候。御報相待申候。以上。

小金遺事云、水戸石川清秋著。栗ケ澤村ニ香取大明神ト稱スル祠アリ。寬文四年、義公放鷹ノ時訪ヒタマヒ、又森尙謙ヲシテ尋サセ玉フニ、延喜式神名帳ニ載タル茂侶神社ナルベキ事ヲシリ玉ヒ、同年五月、公費用ヲ下サレ、造營仰付ラレタレドモ、顯據ナケレバ、祠號ハ改タマハズ、其マヽ香取ト呼セ玉フ。公ノ微意在焉。ソレヨリ數十年ヲ經テ、神主某ナルモノ茂侶神社ト改メ號ス。惡ムベキコトナリ云々。一說ニ、葛飾郡二合半領ニ茂侶村茂侶社ト云ルアリ、公ノ御時ニ研究ユキトヾカザルナルベシト。予二合半領ヲ尋ルニ曾テ茂侶トイフ村ナシ。妄說ナリ。○二合半領ノ茂侶社ト云ハ、長島村ニ茂侶ト稱スル社アリ、此社ノコトナルベシ。長島モ北條分限帳ナドニモ見エタル舊地ナレド。茂侶神社ハウタガハシキモノナリ。按ズルニ、此社ヲ茂侶ト稱スルハ、義公ニ權輿スレドモ、御疑マデナリシヲ、後神官ノ臆斷ニテ茂侶ト稱スル事トナリシト見ユ。サレド土人ノ傳ニモ、此社ノ邊ニ神樂場ト字セル地アリナド云ヲ推セバ、イカニモ大社ニテアリシナルベシ。或書ニ、五日市場村ニ茂侶神社アリ、今淺間ト稱ス。祭神ハ木花開耶姫ニテ、六月朔日神事アリト。恐クハ附會ノ說ナラン。○茂侶鄕ハ結城郡ナリ。今モ茂侶村アリ。千葉郡ニモ茂侶村アリ。

三代實錄ニ、貞觀十三年十一月癸未、授下總國從五位下茂侶神從五位上。文德實錄ニ、仁壽元年正月庚子、詔ニ天子諸神、不論有位無位、叙正六位上ト見ユ。コレニヨレバ、都テ無位ノ神ヲ正六位上トスル例ナレバ、コノ前ニ從五位ノ下ヲ授ラレシコトアリシナルベシ。元慶三年九月廿五日壬子、授下總國正五位下茂侶神正五位上。從五位上ヨリ正五位下ヲ授ラレタルコトアリシナルベシ。但此前モ一階ヲ越エ授ラレタレバ、此時モ一階ヲ

超贈セラレシニヤ。ト載タリ。本國ニ式内ノ神社十一座アル内香取宮ヲ除キテハ、此社ト意富比神社ノミ、位階ヲ授ラレシハ、イカナル故ニカト考ルニ是ハ葛飾郡ニ、國府アリテ、國守ノ信モ厚ク、時ニ執奏アリテ賜シ位階ナルベシ。又式社ノ外ニテモ、子松神社ニ授位アリ。子松神ハ今香取郡神崎村神崎明神ノコトニテ、神崎ノ地ハ、當時攝關ノ莊園ナレバ、其ツテニテ贈位アリシナラン。東鑑文治二年條ニ、大戸神崎殿下御領ト載タル、其以前ヨリノ舊莊園ナルベシ。古モ今モ人情ニカハリナク、顯者ノ執奏ナケレバ、朝廷ノ信モウスク又知ルヨシモナキナラン。古ヲ尋ネン人心ツクベキ事也。齋部廣成ガ憤リモ此等ノ事ヨリ起リシナラン。

黒河春村云、茂侶神社ハ既クヨリ有位ノ神ニテオハシケルヲ、帝王編年記ニ、仁壽元年正月官符曰、五畿七道諸國大小神祇、有位更增一階、無位新叙六位ト見エタル時、從五位下ニ叙シ給ヒ、貞觀十三年ニ從五位上、マタ大倭社註進狀ニ、新國史曰、寛平九年冬十二月壬寅朔甲辰、奉授五畿七道諸神三百四十社各位一階、トアル時正五位下、元慶三年ニ正五位上ト、次第ニ昇階シ玉ヒシナルベシ。其後マタ天暦六年、永保元年、或永治。治承四年、元暦元年、建治元年等ニモ、天下諸神增位ノ事舊記トモニミユレバ、今ニテハ從三位ニヤオハシマスラン。又云、文德實錄類聚三代格等ニ、嘉祥四年正月、天下諸神增一階ノコト見ユレバ、此時從三位ニ進ミ給ヘルナラン。又日本紀略ニ、寛平九年十二月、天下諸神增階ノコトミユレバ、此時ハ從一位ニ進ミ給ヘルナルベシ。

書紀景行天皇五十五年春二月壬辰、以彦狹島王、拜東山道十五國都督。又五十六年秋八月、詔御諸別王曰、汝父彦狹島王、不得任所而早薨。故汝專領東國。云云。茂侶神社モ御諸別ト因アルニヤ。

神名帳。山城國紀伊郡御諸神社。和名抄。上總國畔蒜郡三衆。美毛呂。和訓栞ニ、室ノ浦ハ播磨也、室明神マシマス、上賀茂同體ノ神也ト云ヘリ。

職原抄下卷從三位條ニ、文武四年中納言大神高市丸叙之。駒木村ニ高市ト云舊家アリ。駒木モ三輪山地方ニテ、因テ、ルコトニヤ。

日本紀ニ、大神朝臣高市麻呂アリ。天武天皇ノ功臣ナリ。

茂侶ノ神社ハ千葉郡三山明神ナリトモ、葛飾郡意富比神社ノ末祠ニアリトモ、又栗ノ澤ニモ茂侶ト稱スル社アリ。コノ三輪山トヲ合セテ四所アリ。ソノ内三山ハ必寒川神社ニテ、意富比ノ末社ト長島トハウタガハシキニ決セリ。栗ケ澤ト三輪山ノ二所ノ内、三輪山ゾ茂侶神社ナルベキ。栗ケ澤ハ、義公ノ御尋アリシマデナルヲ、神主私ニ茂侶ト稱セシコトハ、森尚謙ノ書狀ニテシラル。長島村香取明神ハ寛政二年ニ茂侶神社ノ額ヲ懸ト云。別當自性院九月廿九日ノ神事アリ、氏子長島村東西ニ分ツ、東方ニテ吉田家ヘ願テ茂侶神社ノ額ヲカケタレド、西方ニテハ茂侶ト云社號用ヒザルヨシナリ、此コト種々ノ說アリテ長ケレバモラシヌ。

——下總國舊事考

神名式。葛飾郡茂侶神社。貞觀十三年紀、下總國茂侶神。元慶三年紀同。清宮氏曰、今在三輪山村。曰三輪明神。古事記傳、御諸山、卽大和三輪山也。御諸與御室同。謂神祠也。取而名此山者、特尊大物主神也。以是推焉。茂侶卽御諸、御發語辭、故省之。寺社分限帳、葛飾郡三輪山明神社領二十五石。祠藏貞觀二年古宣命、作裳侶。可證。

——日本地理資料

徳川氏入國以前

茂侶神社意富日神社（船橋）の攝社にして、同所より六丁計を隔てゝ東の岡にあり。祭神ハ木花開耶姫一座なり。故に淺間山の號あり。當社は延喜式内の御神にして、葛飾郡二座の中なり。（或人云、茂侶神社ハ同郡小金領栗ケ澤村にありて、社司は友野氏、祭神は日本武尊なりと云々。）

栗ケ澤の香取社を、近年式内茂侶神社と云ふ説ありしかど、その誤まれる由は、清宮氏之を辨論せるが如し。

茂侶神社。今流山町の北半里、三輪山に在り。（江戸名所圖會）

即式内葛飾郡の官社とす。（大日本地名辭書）

式内寒川神社ハ今千葉縣千葉郡二宮村三山明神、即二宮ナラムトイフ。

（下總國舊事考。神祇志料。葛飾記。大日本地名辭書。）

三山明神社。在三山村。未知爲何神。（土人云。紀藤原時平。寶暦高帳有二宮明神、盛香取明神也。）祭日無一定。毎歳八月十三日預卜ヲ九月中良日定之。丑未年爲大祭。（祠官三山氏。）別當神宮寺。（新義眞言宗、隸吉橋村定福寺。）社領十石。（天正十九年辛卯十一月付。）

寒川神社。神名式千葉郡二座。（並小。）寒川神社。今不知其所在。亦未詳爲何神。（神名式考證土代引儀式帳載寒川比古命、寒川比女命（○佐倉風土記香取私記考證土代等並云、在寒川村神明社是也、然土人云今寒川地舊係退潮斥鹵。今猶謂新田其名可徵。則非延喜舊址必矣。○或云、三山村有二宮明神、即是按神名式、相模亦有寒河神社、其地今稱二宮山村。則三山蓋宮山之轉。而其稱二宮者、記香取神也。春日社位次、香取居第二。故稱二ノ宮。且其記下廿一村稱氏子者、皆在千葉郡而別當稱二神宮寺一、從來爲顯二祠之稱一東鑑建久三年一宮佐河明神名式相模寒川神社、爲佐河（與坂尾近似）社、從呼坂尾、在佐無加之亦音近寒河。譌。引安齋筆記云、讀宮謂崇神天皇所建天社國社二宮、謂垂仁天皇所建國社與此殊異。）

寒川神社。小。千葉郡三山村ニアル三山明神ナルベシ。（三山ハ和名抄ノ山家郷ノ内ト見ユ。）社領十石。（天正十九年辛卯十一月、別當祠官分領セリ。）

社ノ傳ハ、素盞嗚尊奇稲田姫命ヲ祭レリト云。毎年八月十三日湯立ノ神樂アリ。此日祭日ヲトヒ定メ、九月ノ内良日ヲトテ大祭事アリト云。祠官三山氏。（外ニ社家廿二人アリ。）別當ヲ神宮寺ト云。（新義眞言宗。吉橋村常福寺ニ屬ス。）氏子ハ千葉郡ノ内二十一ケ村ナリ。

神名帳考證土代（伴信友著。）云。寒川神社ハ千葉郡寒川新田ト云所ニ古社アリ。今ハ神明ト稱スレドモ、式内寒川神社ナリ。村人ノ中ニテ鎭取ト云役ヲ撰定テ神事ニ預ラシム。神體ハ所謂御幣ニテ、祭日ニ新ニ調ヘテ舊物ハ海ノ沖ヘ持出テ流ストナリ。寒川ノ本邑ニモ神明ノ社アレド、ソハ新田ナルヲ、後ニ勸請シテ祭レルナリトゾ。

土人云。寒川村ハ、天正以前マデハ結城ト稱セシ地ニテ、此地方ノ野ヲ今モ結城野ト稱シ、結城山萬藏寺ト云寺モアリ。新田ハイマ向寒川ト云所ナリ。此地ニ結城明神ト稱スル社アリト。（千葉妙見祭リニ造リ舟ヲ出セリ。千葉ヨリ出スヲ千葉舟ト稱シ、寒川ヨリ出スヲ結城舟ト云フ。）

ベシ。香取私記佐倉風土記等ニモ、寒川神社ハ寒川村ニアリト云ヘド、ソハ傳聞ノマヽヲ記セルナレバ、共ニ證トハナシガタシ。寒川ト云社號ナレバトテ、必寒川村ニアリトモ定ムベカラズ。鄕村ハ種々ニ分合セシコトナレバ一概ニ論ジ難シ。既ニ本州子松神社ハ小松村ニ在ラズシテ神崎村ニアリ。（古神崎ハ小松鄕ノ地ニテ、神社アル出崎故神崎ト稱セシナリ。）寒川神社モ此類ナルベシ。神名帳ニ、相模國高座郡寒川神社アリ。儀式帳ニ寒川比古命、寒川比女命。（佐無加波。）一ノ宮記ニ、相模

國一宮ニ寒川神社アリ。東鑑ニ、一宮佐河大明神トモ見エタリ。或云、相模國府西方ナル神揃山ト云所ニ集ヘリ云云。三山村ニモ神揃場ト云字ノ地アリ。和名抄、高座郡寒川郷アリ。訓佐無加波。今三浦郡ノ邊海ヲ三ケ浦ト稱セルハ、寒川浦ノ義ナルベシ。寒川社ハ相模ニモアリ。相模一宮ニテ、宮山ニ祀レリ。（宮山ハ十五日村、朔日村、三郎右衞門村、藤兵衞村、下組村、五ケ村ノ總名也。）祭神、素盞嗚命大已貴命。祭日ハ九月十九日。（元ハ十一月ナリ。是ハ貞觀十九年十一月十九日、進階ノ日ヲトレルナリトゾ。）流鏑馬ノ神事アリ。五月五日ニハ、一宮二宮三宮四宮八幡社六所神社、本郷村ニ會シテ祭レリ。又六月十五日ノ神事アリ。神主金子伊豫。（社人二十六人アリ。）別當神宮寺、外社僧四ケ寺アリトゾ。サテ宮山モ三山モ同ジ義ニテ、三山ハ宮山ノ省ナリ。祭神モ共ニ素盞嗚尊。彼此合セ考レバ、三山明神ノ寒川神社ナルコト、推テ知ラルヽナリ。社號ヲ二宮ト稱スルハ、神名帳ノ位次ニテ、香取ヲ一宮トシ、寒川ヲ二宮トセシナルベシ。（或云、船橋ハ意富比ニテ一ノ宮ナリ、此社ハ茂侶ニテ二ノ宮ナリト。サレド延喜式ノ位次ハ、茂侶神社ハ先ニアリテ、意富比神社ハ後ナルオヤ。）社傳ニ、茂侶神社ナリト云ハ、本州ノ茂侶神社ノ分明ナラザルヨリ附會セルナルベシ。（古キ棟札ニ茂侶神社一字成就所、マタ茂侶神社一字成就謹言トアリト云。イブカシキ傳ナリ。天明元年祠官三山氏ヨリ吉田家エ差出セル書ニハ二ノ宮明神ノ儀ハ茂侶神社ト申、往古ヨリ鎭坐云々ト書リシトゾ。）或人ノ說ニ、此地元葛飾郡ナリシヲ、元祿中千葉郡ニ改リシナリト。サレド元祿中マデ葛飾郡ニハ屬シタレド、千葉庄ト稱シテ、元ヨリ千葉郡ノ地ナルヲヤ。昔ヨリ葛飾郡ニハアラズ。猶埴生郡ヲ埴生庄ト稱セシト同ジ類ナルベシ。

——下總國舊事考

寒川神社。今三山村にあり。三山明神といふ、蓋是也。（○按、一說に寒川村新田なる神明社を本社也と云へど、此地は天正以前結城と云し地なれば信じがたし。相模寒川神社一宮村宮山にありて、其近き處に神揃山と云あり、本社も三山村にありて、村中に神揃場と云ふ處あるなど、自ら由緒ありてきこゆ。姑く附て考に備ふ。）凡八月十三日湯立神樂を行ふ。（下總式社考。）

御山大明神。（附下總國二の宮の事、三山也。）社領十石。

——神祇志料

搖の松より少し有。但前方に分道右へ行順道也。藤崎臺と云所を過、船橋より一里半程有り。遠ケ根海道也。尤海道より左り原へ別れ道有。此所は千葉郡にて、御旗本渡邊源藏殿御知行所、尤御料と入合の場也。御山村と云。是下總第二の宮也。別當ハ山神宮寺と號す。眞言宗。當國吉橋村成福寺末。當神主氏主計。當社は則延喜年中、醍醐帝の御宇、時平太政大臣の菅相亟を讒言せられ、筑紫安樂寺へ配流ならしめ給ふ。其御靈雷神と成らせ給ひ、時平公をは卽時に殺す。其御一族也。此所へ流罪せられ給ふ。則此大明神也。依て此氏子は菅家の社頭に至る事能はず、至れば必ず社壇鳴動し、馬上なれば落馬すると云習はせり。此故に谷津村は、天滿宮の御氏子なれば注連下に入らぜ、祭禮の日は門戶をさして出ざると也。丑年未年隔年に七年目〳〵に祭禮有。但し祭禮日定りなし。九月に至り中下旬の間湯立て御託宣有て日限定る也。注連下廿一ケ村、古へは祭り番數皆出しよし。今は漸く十一二番出る也。尤村々の中にも神輿有。村方は一村限りに御輿神主ともに出る也。夥敷群集、江府よりも藝者雇はる也。二十一ケ村は久々田、馬加、畑、天戶、武石、高津、實籾、長作、萱田、麥丸、大和田、木野井、瀧臺、中ノ口、古和釜、大穴、楠ケ山、坪井、高根、米ケ崎、飯山滿、合せて二拾一ケ村。又神職よりの傳に曰、御山明神は香取の二宮にて、他神五代の始より御鎭座まします。人代ゟ至り時平公の御流人を御同座に祀れしを、今此御神を面と稱する事となりぬと也。

香取は五座の御神にて、則是を一國にわかち御鎭座、五ツの宮也とぞ。

第一經津主御神　香取郡　椎取太神宮　一ノ宮
第二上筒尾尊　千葉郡　御山大明神　二ノ宮
香取太神宮　第三中筒尾尊　葛飾郡　宝の宮　三ノ宮
第四下筒尾尊　同郡　風早の宮　四ノ宮
第五末筒尾尊　古河　雀の宮　五ノ宮

太神宮の御宮位は大同二年也。御山明神は社領十石、(別當神主共)三の宮は廢壞して其證跡知れ難しと也。爰に里老の云傳へに、船橋在方前原と云所の内池有。池の上に深き井あり。五十尋を以て其底を不知と。是則三ノ宮の宝の社の舊跡也とぞ。井の名を釜蓋ヶ淵と云。每年〳〵別當より注連を掛け兼帶すと也。四ノ宮は松戸の上花嶋の内風早の宮と申す。社領十石。又五ノ宮は古河の城下にて雀の宮と申す。社領三十石なりとぞ。

——葛飾記

三山。今瀧之井、前原、飯山滿、藥園臺、習志野等を合せて二宮村と云ふ。二宮神あればなり。馬加の北一里餘。

三山は近世庄名にも唱ふれど、其古徵を見ず。千葉庄の外なりしや否やを知らず。和名抄山家鄕の地かとも云へり。三山とは神祠の此に在りしによりて出でし名にて、山家(やまべ)も之に因み、神山の邊といふ義歟。

寒川神社。延喜式、千葉郡の官祀にして、今の三山村二宮是なりと云ふ。神宮寺ありて、舊祀なりしこと想ふに足る。習志野藥園臺の南にして、鷺沼の東北一里。

印旛郡土宝村祥鳳院鐘銘。

(初識)　大日本國總州二宮社壇奉鑄爲現世安穩後生吉處乃處乃至法界□□利益、
乾元二年癸卯□□□□□
當社務、大僧都沙彌行觀敬白
檀那代、沙彌良圓、比丘尼蓮性、源範□
若以色見我、以音聲求我、是人行邪道、不能見如來、
行時、阿闍梨澄圓、良秀、

(二識)　奉寄進事、賀津宮大鐘、大旦那石井雅樂助、
永正十四年丁丑八月廿日午尅。

寒川。或は三川に作る。今千葉町の管内にして海濱の地なり。都川の西岸に渉り、海邊に民家相連なり、南は曾我野、北は登戸に達す。

延喜式、千葉郡寒川神社は卽此地の結城明神にやと疑はる。されど三山村にも寒川神社あり。いづれか古祠なる、別に糺明を要す。

成田參詣記云、寒川村は、相傳ふ、天正以前まで結城と呼べる里にして、此地方の埜を今も結城埜と稱し、結城山萬藏寺といふ寺もあり。新田はいま向寒川と云所なり。此地に結城

東京市史稿

明神と稱する社あり。寒川神社といへるは此をさせるなるべし。千葉妙見の神事の造舟、千葉より出づるを千葉舟と稱し、寒川より出づるを結城舟と呼べば、結城朝光が母の寒川尼と因ある地名なるべし。

今按。鴻臺合戰草子にも、結城三川と云ひ、天正以後の名にあらず。結城の母寒川尼の說も疑ふべし。寒川尼は吾妻鏡文治三年、小山七郎朝光母、下野大椽政光入道後家、給下野國寒河郡竝網戸鄉上是雖爲女性、依有大功也とありて、八田宗綱の女にて、其墓は結城稱名寺に存す。

——大日本地名辭書

淺草寺始法相宗ニ屬ス。僧圓仁（慈覺。）ノ關左ニ巡錫シテ來寓スルニ及ビ、天台宗ニ改ムトイフ。圓仁ノ傳ニ徵スレバ、コノ改宗ハ承和貞觀ノ際ナル可シ。（○惺窩文集。江戸紀聞。淺草棟記。）

過淺草寺詩並序

蓮武之江戸城里許地曰淺草。有寺亦曰淺草。嘗聞觀音大士堅坐之妙境也。一日呼杖屨攜家僮六七輩。放目信脚、遊歷漸入此境。則四顧闃爾不聽群籟。雲淡地淨而肺肝爲之烟然。參天溜雨、雨杉風檜。綠松連枝處、疑闕金沙灘上之嬋娟。白苑送香時、怪坐補陀落迦之老人。老屋蕭條三十二字、隱映竹林蓬蒿之間。而擔半傾垣、漸頹。突兀其中間者、大士之宮也。左畔右畔層塔高廡、屹立者欝乎者大小若干。皆其附庸也。時野僧三二枚于茅索綯以補苴。祠堂之罅漏。予就渠

讀口碑、曰寺之播草溯推之、則遠在推古天皇統御之日。嘗此濱有漁者。曰濱成。曰竹成。二漁一時下網捕魚。網裏稍動而如有物。擧之則數寸之觀音像也。拜以奉祠焉。靈異不可縷數。遂成一方勝區。始寺僧學法相。慈覺師寓于此。改而成天台。今掌寺事者專堂僧頭。是彼二漁之裔也。來由粗如斯。予愈問愈不答。劒首之一吷而去矣。雖意根如薤本之不可拔。不奈何。予戲呼童子論曰、蛤殼裏得之者濱成也。若有誠信則無利不現身。爾輩敬之。童子侍傍微哂曰、應身今安在哉。衆人之不誠信乎、大士之不靈驗乎。予精白櫻樹吟曰、意足不求顏色似前身相馬九方皐、白衣仙人來也吾無隱爾。童子低頭不答。予亦一笑。

昔年遺事記濱成　弘誓海中曾度生

又爲詩人二身現　白衣仙子白花櫻

——惺窩文集

今按に、當寺はじめハ法相宗にて、慈覺大師のこゝに寓せられしより天台宗に改しといふこと、緣起等ハ載せざる處也。今も慈覺大師の護摩壇とて、熊野の社の後の方にあり。

濱成の兄弟宮戸川ましして網引侍りしに有時あみまかゝるものゆゑ何の心なく草むらへ投捨るを、ある朝草苅わらべ共來りて、朝草苅ん、此尊像を見つけ、其頃のむさし野にてやう〳〵家居ある頃なれば何ともあらでありと、まことハ靈佛のふしぎさ、心なきわらべもら何とやらん思ひよせて、手つさみにゆゝさを柱として、草をおほひて、日々ハ來りて草花を手向まいらせしと也。かゝる邊土ながら人の心又清淨ましてゐひす心又實あ

——江戸紀聞

るまや何とはわきまへねとゆへあらんと情有人のありけん、かゝのごとく草庵をたてゝ、道のかたほとりに有こととし久し。其後慈覺大師勅によりて奥州へ下り給ふに、此所を通り給ひて、かりのやどりをせさせ給ふに、主御僧なることをゝつとみもてなをかんじ給ひて、法のこと語り給ふにつきて、野成尊像の終始をかたり、いゝ成佛にや、しるものなし、御僧はしろしめし給はん、あをみさせ給へといふ程に、つとに伴ひ見給ふて、これハ唐佛の正觀音也、かゝる所に結緣し給ふことよ、さりながらかくては小佛といひ見わけかゝかるべし、幸に我も結緣を、しばらく逗留して汝等か見わけある樣に作りてあたふへしとの給ふに、大きに悅て、そこらいひわたりて、つどひよりてもてなし奉るに、大師のたまふハ、我尊像を作らんほとの内に、入れ奉らん草堂をゝつべしとありければ、さる事しらをゝ、おしへ給へといふほどに、それかれおしへにしゝひ、竹の柱もてつくりし。

今の一の權現是也。此所を俗よんでゆかんどうと云ハ、わらわべのゆゝざにてかりのしつらひせしをいひ傳へて、ゆゝざどうといふを、あやまりゝるなれと、其あゝざとうにはあらん。これは後に今いふ本文の通り作り、初て觀音堂とせし所を、後一の權現として宮をたて下し給ひし也。これは三人兄弟の主君をまつりしよし也。よろしき宮にありしが、後類火の後今はおろそゝ也。今の三社の宮のごとく成宮也。

大師日を經て正觀音をきざませ給ひ、ゝの堂に移し給ふとき、此小佛末代にれがまにとゆゝれとて、箱にふゝく納給ひ、此まへに今の慈覺の作をたてられし。

今に松の木の板をうち、ありしまゝの箱に納め、四方釘にてうちしと也今も其まゝにて、きんらんのおほひして有と、いひつゝふ。毎年十二月十三日明七ッに別當ふくめんをし、ほんぼりのともし火と羽はうきを持て入給ふに、せんどう坊ゝきをわたしあけて封をせんとう坊へわたさるをひらき改む。此戸帳の内に尊像あり。いつの頃誰人の納けん、しれさるよし。さて此内をはき又次の封を切て、せんとう坊へわたさるをひらき改てかさぬる。此戸帳の内には源の義朝納め給ふよし。座に鎌田兵衛政清奉行をと有よし。此座ハ丸木也。蓮花座にあらに。先年度々おゝみし。其故をしる人なし。さて戸帳の内をはきて、又次の封を切りてわたさる。改て重ぬる。此内に箱有。前に慈覺の作立給ふと也。さてはきて戸張をおろせハ、せんとう坊封を參らをる。又戸張おろせハ封を參らを。又戸張おろし、扉をしむる時、せんとう坊錠をまいらせ、封を參らに。凡三重也。ゝぎハせんとう坊今にあつかり有也。されは別當の外入る者なければ、しるものなし。

——淺草襍記

葛飾八幡社附八幡不知森

葛飾八幡宮〇東葛飾郡八幡町八幡宮内。ハ、鐘銘ニ據レバ、寛平年間ノ創建ニシテ、下總國府ノ八幡ナルガ若キモ、別ニ舊史ノ憑證ヲ得ズ。但、鎌倉以前ノ創建タルハ疑ナカラム。〇香取日記。相馬日記。下總國舊事考。江戸名所圖會。大日本地名辭書。

八幡といふ所をゆくに、麥の穗なみ色づきわたりて、苗代小田に蛙こゝら鳴く。そこにう

しはきいます神の御社にて、去年の春大鐘の埋れたりしを堀出たりときけば、立入て見る。

——香取日記

八幡の里の宮は、馬手の方の林中に在て、おくまりたる宮居なり。八幡宮は一宮、國分二寺、安國寺などのやうに、いづれの國にもありといへり。安國寺は足利等持院殿の世に建られしこと、空華集梅松論にしるしたれど、八幡のさたはものにをさ〳〵見えぞ。こは源家崇敬の神にましませば、鎌倉の二品、國々の守護におほせて、いはひまつられしにてもあるべし。

——相馬日記

八幡社。在八幡驛。豐前宇佐八幡宮奉祀應神天皇。（備中小寺清之著老牛餘喘云、宇佐八幡宮、中祀應神天皇、右玉依姫、左神功皇后、神代紀、市杵島姫命、湍津姫命、田心姫命條云、卽以日神所生三女神者、使降居于葦原中國之宇佐島矣。據此、三女神神代既鎭坐、後合祀應神神功也、神名式、豐前國宇佐郡三座（竝大）八幡大菩薩宇佐宮（名神大）比賣神社（名神大）大帶姫廟神社（名神大）三女自玉生、故混稱玉依姫。又引對馬儒官雨森芳州話云、八幡之號起自對州、神功征韓歸路委八旗於對馬、後人祀之遂稱八幡。）朝廷歷代崇敬之。於是天下每國亦建祠。必有稱八幡地一所。本社。寬平中宇多天皇創建。後建久中源右府重修云。（地稱八幡、亦稱八幡宮者皆奉應神天皇地也、以下倣之。）祠前有老銀杏。俗稱神木。（祠傍置元亨元年鐘、載于金石志稿、）祭日正月十五日。（筒粥神事。）八月十五日。（放生會神事。）祠官鈴木氏。別當法漸寺。（天台宗、隷江府寬永寺。）社領五十二石。（天正十九年辛卯十一月付。○祠頭有下馬札。不詳其來由。驛中、有稱八幡不知地。上方二十步許。遍地巨竹叢生。蓋舊社址。或云地雖在驛中、行德村地犬牙入于此也、故有此稱。不知孰是。）

八幡村八幡社鐘銘、

敬

奉冶鑄銅鐘、

大日本國、東州下總、第一鎭守、

葛飾八幡、是大菩薩、傳聞寬平、

宇多天皇勅願社壇、建久以來

右大將軍崇敬殊勝、天長地久、

前橫巨海、後連遠村、魚蟲性動、

鳧鐘曉聲、人獸眠覺、金啓夜響、

永除煩惱、能證菩提、

元亨元年（辛酉）十二月十七日

願主、右衞門尉丸子眞吉

別當法印　智圓、

（龍頭側鐫、應永廿一年午十二月廿一日、）

土人云、寬政五年、祠頭老松、爲風所倒。其根下出一鐘。卽是。江戶名所圖繪曰、以當時亂世、父老懼其奪掠、埋之土中。歲月之久、終失埋處也。應永云云、蓋埋時歲月矣。

——下總國舊事考

葛飾八幡宮。眞間より一里あまり東の方八幡村にあり。（常陸竝房總の海道にして驛あり。鳥居は道はたにあり。）別當ハ天台宗にして、八幡山法漸寺と號す。本地堂には阿彌陀如來を安置し、二王門ゝは表れ左右ゝ金剛密迹の像、裏ゝは多聞大黑の二天を置たり。神前右の脇に銀杏の大樹あり。神木

とも。此樹のうつろの中ゝ、常に小蛇栖あり。毎年八月十五日祭禮の時音樂を奏す。其時數萬の小蛇枝上に顯れ出づ。衆人見てこれを奇なりとも。

古鐘一口。寛政年間枯木の根を穿とて是を得たり。其丈三尺七寸あまり。龍頭の側に應永二十一年午三月廿一日と彫付てあり。按に、應永は鐘の銘ゝ志るす所の元亨元年よりは凡九十有餘年後の年號なり。もしくは應永の頃亂世を恐れて土中へかくし埋めける時、其年號月日を刻するにや。○鐘銘略之。

筒粥神事。毎歳正月十五日の朝此神事あり。其年の豐凶を志るとて、參詣多し。放生會。八月十五日に修行す。此日神輿渡らせらる。又同日津宮といふ事あり。夕七時頃當社の社人等集り華表の前に檣の如く長き柱に白布を卷たるを建、上の方にて其白布を結ひ合せて足をかくる代とす。念願ある人身輕ゝなり件の檣の上へ登り、四方を拜し社の方を拜し終て下る。此行事は相州日向藥師ゝもありて、かしこゝては推登といへり。其趣相似たり。又其津宮柱の下ゝ樂屋をまうけ、神輿歸社ゝおよふ時、獅子猿大鳥の形を敉ひて此樂屋より出て笛太鼓ゝ合せて舞ふ事あり。同十四日より十八日までの間生姜の市あり。故ゝ土俗生姜祭と唱ふ。マチは祭の縮語なり。

當社ハ宇多天皇の勅願ゝして、寛平年間石清水正八幡宮を勸請せし宮居なり。遙の後建久に至り鎌倉將軍賴朝卿再ひ朽傾の社壇を修營ありしより、封域廣くして壯麗たりしが、又星霜を經て、今は老樹欝蒼として上久たる神垣となれり。

按に、當社ハ國分寺ゝ同じく、一國一宮の八幡宮にして、往古府中に置かれしもの是なるべし。

八幡不知森。同所街道の右ゝ傍て一ッの深林あり。方二十歩に過ぎず。往古八幡宮鎭座の地なりと云ひ傳ふ。卽森の中ゝ石の小祠あり。里老云、人謬て此中ゝ入時は必神の祟ありとて是を禁む。故ゝ垣を繞らしてあり。或云、むかし平親王將門平貞盛ゝ矢ゝあたり秀郷ゝ爲ゝ討され、後六人の近臣と稱する輩其首級を慕ひ此地ゝ至りし頃、此森の中ゝ入て働ゝも、終ゝ土偶人と顯れたりしゝ、其後雷雨に破壞せしより此地を踏者あれば必たゝりありとて大に驚怖もるといへり。又或人いふ、此森の回帶はこと〳〵く八幡の地にして森の地もかりは行德の持分なりと、此故ゝ八幡村の中ゝ入會といへども、他の村の地なる故ゝ八幡の八幡志らもとは字せしと。さもあらん歟。

因ゝ按ゝ、八幡もむかし莊の號なり。中山什寶の內應永二十七年千葉介兼胤の證文に下總國八幡庄本妙寺法華寺弘法寺三ケ所寺務職云々同庄曾谷鄕田畠在家云々、かくの如く記せり。證ともへし。志ゝあれば眞間のあたり曾谷ともゝ八幡の莊ゝ屬せしと志られたり

葛飾八幡宮。八幡町の北なる林中に在り。舊社領五十二石。地方の一名祠とす。元亨元年鑄造の梵鐘あり、○中略。寛平中の創建にや。諸國々府ゝは必八幡宮ありて、俗說鎌倉鶴岡宮に擬したりと云ふこと一般の例なり。而も此に宇多天皇の勅願と爲すは疑なきにあらず。舊史に參據するも其說を得ず、恐らくはもと國吏土豪の類の私建に出でしも、建久以來武家の崇敬加はりしより公家の歸仰ますます厚く、遂に其創建を論じて勅建とも爲すか。但し東鑑文治二年の條に、下總八幡二位大納言家領と載せ、當時已ゝ封邑を有したる大社たるを想ふに足るのみに非ず、鎌府以前の創建たるを見るべし。(此社領をば八幡庄と云へるなり、又中山の若宮八幡といふは、本社の別祠なり)。因りて更に諸國々府八幡の創始を通考するに、大略平安朝の時に在りて、寛平の比なりしこと、推斷して可なり。

相馬日記云、八幡の里の宮は、馬手の方の林中に在て、おくまりたる宮居なり。八幡宮は一宮、國分二寺、安國寺などのやうに、いづれの國にもありといへり。安國寺は足利等持院殿の世に建られし事、空華集梅松論にしるしたれど、八幡のさたはものにをさ〳〵見えず。こは源家崇敬の神にましませば、鎌倉の二品國々の守護職におほせて、いはひまつられしにてもあるべし。

下總國葛餝八幡宮別當職事以大輔僧正上智跡、所被補任也、者仰旨如此、仍執達畢、

——江戸名所圖會

德川氏入國以前

大輔法印御房

左馬權頭（花押）
武藏守（花押）

（成田參詣記）

葛飾八幡の前方に不知森あり。俗稱八幡シラズと云ふ。其地四方二十歩許。柵を結びて出入を禁じむ。蓋、各地古墳もしくは廢宅の後人の毀損を禁戒する者、徃々不知の名を命じて怪異を說く。是も其一例とす。

成田參詣記云、八幡不知森は徃古八幡の鎭座の地なりとか。今森の中に稻荷神の小石祠あり。或は曰く、此中より土偶人あらはれしことあれば、古代の墓にして、土偶は殉葬のものならんと。里人の常談に、此中に入れば必祟ありとて、垣を繞らして入ることをゆるさず。

——大日本地名辭書

武藏國總社六所宮（大國魂神社）

古、諸國ニ總社アリ。國中ノ諸社ヲ總括シラ國府ニ勸請シ、以テ國司ノ祭幣ニ便セルモノ、如シ。○西遊行囊抄。河內志。玉手繩。寬永日記。古事類苑。武藏國ノ總社ハ北多摩郡府中字六所口ニ現存スル官幣小社大國魂神社ナリ。社傳ニ景行天皇四十一年辛亥○紀元七一年。ノ創建、大已貴命ヲ祀ルト爲シ、或ハ以テ式內大麻止乃豆乃天神ニ擬スルモ、皆疑フ可シ。○大麻止乃豆天神條參照。マタ後來六所宮ト稱スルヨリ大已貴命、素盞嗚尊、伊奘册尊、瓊々杵尊、大宮女命、布留大神、（或ハ小野明神、小河明神、火神、秩父明神、金鑽明神、椙山明神。）ヲ合祀スルガ故ニ此稱アリトシ、別ニ客來三神ヲ祀リ、合セテ九神ト爲スニ至ル。而モ諸國ノ總社ニシテ六所ノ稱呼アルモノ尠カラズ。乃六所ハ六社ニアラズ、錄所ノ義ナラントノ說○大日本地名辭書。吾妻鏡。武州古跡考。神道集。府中六所社傳。四神地名錄。江戶名所圖會。武藏風土記稿。武藏通志。源平盛衰記。馬揃草紙。未來記草紙。新撰總社傳記。武藏名勝圖會。諸國寺院緣記。東京名所舊蹟物產志。モ果シテ孰ナリヤ、輒ク斷ジ難シ。

一宮、總社、國魂社

一宮總社ハ諸國ニアリ。一宮ハ一神ヲ祭リ、總社トハ其國中ニアル諸神又ハ總宗廟ノ神ヲ一所ニ祭ルナリ。タトヘバ吉田ノ神社ノ如シ。

——西遊行囊抄

總社。○曇。中古昔、國府必建社。有事于國內官社。則國司率僚屬。先修典禮於此。其儀猶京師神祇官然。

——河內志

諸國に、一宮の外に國魂社と云ふあり。總社といふあり。○曇。中總社と稱する社の事は、多くはむかし國府の有し地にありて式內にて其神社とある社も多かるが、亦式外にて、只に總社と稱するも多かり。此は按ふに、往昔國々に國司を置給へりし時に、其始めて入府せる時は、國守の神拜として其國なる諸社を盡く巡拜し、また然らぬ時にも巡拜する式なりしゝば、其社々を一社に總祀ひて、總社と稱せるが、新に社を建たるも多かれど、中には其國府の地なる一宮社に配せ齋へるも有りし故に、只に總社といふと、式內にて某神社と云ふ社を總社と稱するも多しと聞えたり。

——玉手繩

武藏國總社六所宮

嵯峨天皇之時代ヨリ、於諸國ニ五月五日初、國司等天神地祇六神之祭禮アリ。王城賀茂之祭ハ、天子ヨリ勅使ヲ被ニ立、有ニ祭禮ニ於國々ニハ天神地祇六神ヲ其國之府中ニ一所ニ勸請申號ニ總社ニ云々。（新編相模風土記に國府新宿の六所明神社、下野國志に、都賀郡國府に總社六所大明神あるごとあり、）

——寛永日記

總社トハ數社ヲ一所ニ總合シテ之ヲ祀ルノ謂ニシテ、參拜ニ便ニスルヨリ出デタリ。（中略。）

總社ノ最モ古キモノハ多武峰略記ニ引ケル要記ニ、延長四年（紀元一五八六年。）ニ總社ヲ造ルト云ヒ、廿二社本緣ニ、後一條天皇ノ朝ニ賀茂神社ヲ以テ山城ノ總社ト爲ストアルヲ始トシテ、之ニ繼グルハ百練抄ノ久安四年（紀元一八〇八年。）ノ法成寺ノ總社。六年ノ法性寺ノ總社等是ナリ。

——古事類苑

治承六年、（紀元一八四二年。）八月十一日己酉。及晩御臺所有御産氣。（中略。）爲御祈禱被立奉幣御使於伊豆箕根兩所權現幷近國宮社、武藏六所宮云々。

——吾妻鏡

武藏國總社六所宮緣起並社傳。

以多東郡小野縣爲本國之府、喚而曰府中也。

武藏國總社六所宮者、人皇第十二代景行天皇四十二年、（紀元七二年。）五月五日、威神現形、告曰、吾是大國魂大神也。立祠於玆而能祭吾。不祭吾則四海不安靜焉。國造奏申於帝都、奉詔立大祠於此地矣。仍祭相殿五神、去來冊尊、服狹雄尊、亦肖氣尊、布留大神、大宮賣命也。故號曰六所神社矣。安本地佛九尊、其中者釋迦牟尼佛、聖觀世音菩薩、毘沙門天。其左者彌勒菩薩、地藏菩薩、不動明王。其右者藥師瑠璃光佛、文珠師利菩薩、十一面觀自在菩薩也。先是武藏國造兒武

日命祭二祖神下春大神於國社一。號二小野宮一。然大國魂大神以鎭二坐小野縣一爲二本國總社一。故以二小野神社一作二末社一也。小野明神在二總社西南一里許一。今至二一宮一。（略。）中先神司猿渡參河守藤原盛正予父也。天正年中爲二小田原之城主北條家之連枝陸奥守氏照一籠二八王子城一。是城沒落之時戰死于玆也。此時是社爲二兵火所燒一。是故往昔之神錄深祕之社記遁燒失。且源賴朝公代々印證祕藏之神寶悉成二灰燼一。是故記二先神司之所言一。錄二往昔社傳之顚末一而已。自古此社之神道者任二六神九尊之傳來一。不レ賴二他之神傳一。先神官等子子相續之祕傳也。此故不レ用二他神道一。不レ授二他之神職一。是卽此社之別傳也。尊信本地敬崇現神。勿雜祕解。勿忘書夜。神官各々子子孫孫勿改變之。若有欲改此社法者。必可蒙吾大神之冥譴一也。于爰集二先司古老之口碑一。書乎本緣之社傳一。以貽後昆云爾。

寛永元年龍集甲子正月吉日

猿渡左衞門佐

藤原盛道

——武州古跡考

抑此六所者、一宮、小野大明神申、本地文殊也云々。二宮、小河大明神申、本地藥師如來也云々。三宮、火河大明神申、本地觀音也云々。四宮、秩父大菩薩申、本地毘沙門天王也云々。五宮、金鑽大明神申、本地彌勒菩薩也云々。六宮、椙山大明神申、本地大聖不動明王也。

——神道集

謹稽考社傳、人皇第十二世景行天皇四十一年辛亥、〇紀元七一年。五月五日。大已貴尊降臨於此地、鄕民營祠以祀之。人皇第十三世成務天皇之時、使兄多毛比命爲本國之國造。兄多毛比命、天穗日命孫、出雲臣祖、二井之宇迦諸忍之神狹命十世之孫也。因開府于此。卽崇敬大已貴尊之威靈、又配祀其祖素盞嗚尊、兄多毛比命者出雲臣之孫故也。附以四神。所謂伊奘冊尊、瓊瓊杵尊、大宮女命、布留大神是也。卽以詔經營宮祠、附圭田。以爲國社。稱之曰大麻止乃知天神也。

——府中六所社傳

六所明神は當國の一の宮ゝて、舊地世ゝ知る所也。景行天皇四十一年〇紀元七一年。大已貴尊伊奘ゐみの尊素戔烏尊瓊々杵尊大宮賣命布留大神、是を六所ゝ明神と稱ゝ。康平年中〇紀元一七一八乃至一七二四年。源頼義公義家公奥刕の貞任と宗任御追伐の時、當社ゝ御參詣ゐりて、圭田御寄附有りし事、緣記に見へたり。頼朝公の事跡もゝるせり。事長く爰に略ゝ。都ゐ寺社の緣記を見るに、何も近年ゝて作りしゝの也。證とゝるき一書一品も取くても誰とゝむる人なきゝの故、古き事ハ勝手ゝまかせて書加ふゝのゝして、信じ難し。此宮におゐても、禰宜役なる織田齋といふ人ゝ對面して、御寶物或ハ古事古器ゝ類ハ無之哉と尋しに、正保三年〇紀元二三〇六年。に當社燒亡し、古しへよりの御神寶書類ゝ至るまでことごとく燒失して、今一品もゐしとの事也。何國ゝも寶物古書ゝゐき云譯ゝハ罪を火事にゆゝる事通用なり。いゝゐる急火なりとも其役なる神主禰宜社僧數多ゝて、一品も取出ゝ事なく、こと〳〵ゝ燒うしゐふといふ事有ましき事也。不沙汰といふへし。神職釋氏の類は言いはぬよき旦那持にて、安堵ゐる職とやいふへし。〇中略。扨境内をゑぐりて一覽せしゝ目を驚せしハ古木ゝて、數百年經し大木幾本とゐく、古きハ追〳〵ゝ枯るゝと見へて、二丈もゐハるべき槻多し。是を以て見れば當國第一の舊地ともいふべきゝ。社僧のいふハ星霜千六百年ゝ地といふ。

——四神地名錄

武藏國總社六所明神社。府中驛路の左側ゝあり。延喜式内大麻止乃豆乃天神社是なり。後世ゝ至ゝて同く式内小野神社を合せ祭る。故ゝ今兩社一社の稱あり。〇中略。社記曰、景行天皇の四十一年辛亥〇紀元七一年。五月五日大已貴命、この小野縣に出現神託あるにより、祠を經營して里人崇敬し奉る。大麻止乃豆乃天神是なり。延喜式大麻止乃豆とし、風土記大麻止乃知とす。知と豆ハ通音ゐり。又大麻止を以て於保麻止とし、或ハ布止麻止多麻止ゐごさま〳〵に稱へたり。其後成務天皇五年乙亥〇紀元七九五年。兄多毛比命をして此地ゝ國造たらしむ。天穗日命の孫出雲臣祖名二井宇迦諸忍之神狹命十世の孫ゐり。因て茲ゝ府を開き給ふ。又大已貴命ハ此地出現の靈神なれば是を崇み、其祖神なるを以素盞嗚尊を合祭し、兄多毛比命ハ出雲の臣の裔なるを以の故ゝして、當社祭神の内殊ゝ素盞嗚尊を崇尊する事神秘ありと云。相殿に伊弉冊尊、瓊々杵尊、大宮女命、布留大神等の四神を配祀し、新に此地に宮祠を經營ありて、圭田を附して、以て國社となし、此を稱して六所宮大麻止乃知天神と云。又天下春命一宮の祭神ゐり。瀨織津比咩小野神社の祭神ゐり。倉稻魂大神小野神社相殿の神ゐり。以上の三神を六所宮の相殿ゝ遷座なして、客來三所と稱し奉り、是を祭るゝ國社の禮を以てす。爾來大麻止乃知天神小野神社の二社合祀の社とはなりたりしなり。安閑天皇乙卯年〇紀元一一九五年。ゝ至りてハ春秋二時の祭祀を行はるゝ由、舊史ゝ見えたり。

——江戸名所圖會

或說に、六所宮は多麻郡の神社の遙拜所ならんといえれど、多麻郡は八座の神社なり。八

所宮ならばよからんにむかしより六所宮といひ傳ふるをもて見れば、此說をたしかによしといふべからず。延喜式に多麻郡八座のうち大麻止乃豆乃神社あり。又風土記にも大麻止乃知乃天神、圭田六十七束三毛田、所祭之神大已貴命也。安閑天皇乙卯年、始尊宮社、花時以花祭之、新稻之時、以新稻祭之とあれども、今多麻郡に此神祠なきは遺恨といふべし。六所宮に大已貴命を祭るといひ、又御田植の神事あり。大麻止乃知乃天神に似たるおもむきあるにつけても、式内の神祠の知れざるをいたみかなしむところなり。

——武藏野話

六所社。社地三町八段二畝十歩。甲州街道ノ南ノ側ニアリ。石ノ大鳥居ヲ建ツ。徃還ニ臨メリ。總社六所宮トイヘル額ヲ掲ゲ。筆者細井廣澤ナリ。ソレヨリ又七八歩ニメ石鳥居アリ。慶長年中官ノ修造ノヨシヲ彫タル文字見ヘタリ。今斷折シタレド分明ナリ。當社祭ル所六神素盞嗚尊、大已貴尊、布留大神共ニ一殿、是ヲ中殿トス。瓊々杵尊、伊弉册尊、大宮女命共ニ一殿、是ヲ西殿トス。外ニ瀨織津比咩、天下春命、稻倉魂太神共ニ一殿、是ヲ東殿トス。三殿合セテ一社トス。是ヲ本社ト云。七間半餘ニ三間餘。幣殿三間餘ニ三間。拜殿八間餘ニ三間半。其中ニ就テ、左右ヲ分チテ唱ヘヲナス。左ヲ般若席トイヒ、右ヲ神樂席トイフ。四方ニ瑞籬ヲ繚ラセリ。

社傳ニ、景行帝ノ御宇、大已貴尊小川郷小野里ニ降臨アリシヲ、里人私ニ祠ヲ立テ祠レリ。成務天皇ノ朝ニ及デ、兒多毛比尊國造ヲ賜テ此地ニ來リ廨府ヲ開カレシ時、大已貴尊ニ

素盞嗚尊等ノ五神ヲ配シテ、始テ宮社ヲ建テ祭レリ。コレヲ六所宮ト稱セリト。（一說、六神ハ大已貴尊、少彦名尊、事代主命、建御名方尊、武甕槌命、經津主尊ナリ。又近來、大已貴尊、去來册尊、服狹雄尊、布留太神、大宮賣命、亞肖氣命ヲ以テ六神ニ充ルモノアリ。イマダ孰レカ是ナルヲシラズ。今姑ク社傳ニ從フ。）又社傳ニ總命ケテ大麻止乃豆乃天神トイヘリト云テ、式內ノ神ニアツルモノアルハ、覺束ナキ說ナリ。今採用セズ。東殿ノ三神ハ樹扉ニ印記シテ一乃宮小野客來三所瀨織津比咩天下春命稻倉魂神トアリ。一乃宮ハ卽チ多西ノ一之宮村祭神天下春命ナリト云フ。小野ハ本宿村小野神社、祭神瀨織津比咩ナリ。今ナラ二社各村ニ其祠宇アリ。何レノ世神坐ヲ當社ニ移シテ合殿ニ祀リシヤ。其來由ヲ詳ニセズ。社傳紛々タリトイヘドモ、顚末慥カナラザレバ、亦敢テ据用シガタシ。オモフニ當社ハ後世鎌倉將軍家ノ崇敬盛ナルニ從テ、神威モ日月ニ愈榮ヘ、彼二社ハ從テ衰微ニ及ビシ故、總社ノ因ヲ以テコヽニ併セ遷シ、別ニ一殿ヲ添テ、合セテ九神一社トナセシモノナルベシ。故ニ櫥扉ニ客來ノ內稻倉魂神イヅレヨリ遷座アリシトカ、リトモ、又自ラ一社ニシテ遷坐ノ舊祠ヲ失ヒシモノト、未其定說ヲキカズ。當社後ニ本地佛ヲ建テ、釋迦聖觀音毘沙門ヲ中殿三神ノ本地トス。西殿ハ彌勒地藏不動、東殿ハ藥師文珠十一面觀音ナリ。

——新編武藏風土記稿

大國魂神社。（官幣小社。）府中驛。（字六所口）ニアリ。域內壹萬三千三百九十三坪。大國魂大神ヲ祀ル。社

德川氏入國以前

傳云、景行天皇四十一年辛亥（○紀元七七一年。）五月五日、之ヲ創建ス。後小野、小川、（○西多摩郡東秋留村大字、二宮字南分ノ二宮神社ニテ、舊時小河大明神ト稱セシコトハ應永十九年ノ文書ニ、多西郡小河鄕二宮社頭、大般若經勸進、當社小河大明神者、當國六所隨一トアルニテ知ルベシ。）氷川、秩父、金佐奈（○兒玉郡青柳村大字二宮字御堂嶽ノ金佐奈神社ニテ、俗ニ五ノ宮ト稱セラル。）杉山、（○都筑郡中川村大字大棚字杉森カ、同郡中里村西八朔字宮前ノ杉山神社カ、異說アリ、所謂六宮椙山大明神是ナリ）六神ヲ合祀シ、因テ六所宮ト稱ス。又瀨織津比咩命、天下春、命倉稻魂神ヲ合祀ス。安閑天皇二年乙卯、（○紀元一九五年。）春冬二時祭儀ヲ行フ。國司ヲ置クニ及ビ、本州總社トナス。（○中略。）明治四年辛未、（○紀元二五三一年。）十一月大國魂神社ト改稱シ、同七年甲戌（○紀元二五三四。）二月縣社ニ列シ、同十八年乙酉（○紀元二五四五年。）四月廿二日、官幣小社ニ列ス。（○下略。）

——武藏通志

六所神社。府中の總社にして、三宿（○番場、本町、新宿。）の中央に在り。番場とは卽本社の馬場に因りて起れる名ならん。近時國幣に列せらるゝの際に、大國魂神社と改稱す。是は尾州の惣社に大國魂神社を合祀せるに依倣する歟。疑ふべし。或は景行帝四十一年創立、武州第一の古社なりと說くは、無稽甚し。國府總社の本義にあらず。（○中略。）

今按諸州國府には必總社ありて、國司の神拜所と爲しゝは、著明に屬す。或は之を六所と云へるは、錄所の義にて、國內名帳に載せらるゝ數十百社の總錄なれば也。大草紙に伊豆の國淸寺には鎭守の社をも建てらる。上杉家は代々武州の守護にてありしゆゑにや。武州府中六所大明神をも此寺の內に勸請して社壇あり云々。さて尾張國府には、惣社を三所明神と云ひ、惣社に式內なる大國玉、大御玉の二神を合祀す。彼例を此國にも適用し難きにはあらざれど、其は改新の事にして、古義には背けりといふべきのみ。東鑑、貞永元年（○紀元一八九二年。）の條に武藏國六所宮拜殿破壞につき修造のこと見ゆ。本社は固より式外にして、惣社錄所なれば、之を大國魂と改稱するは、全く新義に屬す。

——大日本地名辭書

參考。新編相模風土記に、國府新宿、（○中郡國府村大字新宿。）六所明神社。當社ハ本州の總社ト唱ヘ、（○中略。）祭神ハ稻田姬命ニシテ、素盞嗚大已貴ノ二尊ヲ合祀ス。崇神天皇ノ御宇勸請アリト云。五月五日、國中一宮（高座郡宮山村ニアリ。）二宮（郡中山西村ニアリ。）三宮（大住郡三宮村ニアリ。）四宮（同郡四宮村ニアリ）及ビ平塚新宿ニ鎭座スル八幡ノ神輿、神揃山ニ集リ、（○中略。）次第ニ列シテ神揃山ノ下、高天原ト云所ニ至ル。彼五社ノ神輿次第ニ山ヲ下リ、爰ニ至リ神事終リテ歸社ス。此祭事ハ養老年間ニ始ムト云ヘド、未詳ニセズ。（○中略。）東鑑治承四年（○紀元一八四〇年。）ノ條ニ、國府六所宮ト載セタルヲ始トシテ、彼書往々此稱呼所見アリといひ、下野國志には、總社六所大明神、都賀郡國府にあり、社ある所を總社村と云なり。（○中略。）當社祭神は木花開耶媛命にて、相殿は天照大御神、天忍穗耳尊、日子番能邇々藝尊、日子穗々手見尊、大山祇命なりといへりとあり。奧羽觀迹聞老志に、鹽釜神社を說きて、社說曰、古來稱鹽釜六所明神者、一曰猿田彥、二曰事勝國勝、三曰鹽土翁、四曰岐神、五曰興玉命、六曰太田命とあり。三山雅集には云、羽黑山六所社は、諸神集會の靈場也、六所は伊豆、箱根、諏訪、伊夜比古、月山、鳥海山の諸神也、また羽源記にはいふ、六所の宮とて、六道能化地藏菩薩の垂跡、和光の方便にて、變化の神と現し給へるを、能除大師祭置たまへるとかや云々。信府統記に、淺間村の惣社、六所と

稱すといひ、下總東葛飾郡にも、國府六所宮あり。一話一言に、周吉郡〇隱岐。總社大明神者應神天皇之御宇鎭祭、六神三座云々とゐり。されば諸國の總社に六所明神の稱あること久しきを想見すべし。六所錄所の說の是非は尙一考すべきものか。

抑當社ノ古ヘヲ尋ヌルニ、康平五年、〇紀元一七二二年。源將軍賴義、奧州安倍ノ貞任ヲ追伐ノタメ東國ヘ下リシ時、六月十九日、當社ヘ一宿シテ戰功ヲ祈リ、翌日彼地ヲサシテ發向ス、果シテ軍勝利アリシ故、凱旋ノ後社木千樹ヲ植ラレシトゾ、今鳥居內兩邊ノ大木是ナリトイヘリ。〇江戶名所圖會ニ、一の華表の內左右兩邊に槻數株を種しめて以て成功を謝し奉る、その列今猶存すトアリ。今ニ年々六月廿日、天下太平ノ神事アルモ又其因ミトカヤ。治承ノ昔、源賴朝兵ヲ起シ、分梅河原ニ於テ關東ノ軍勢ヲメシ集メシキサミモ、當社ニ參詣アリテ、神馬上指矢ヲ捧ケシヨシ傳ヘタリ。壽永元年〇紀元一八四二年。八月十一日、御臺所產ニ臨ミ、祈禱ノタメ伊豆箱根ヲ初メ近國ノ宮社ニ幣使ヲ立ラレシ時モ、葛西三郎淸重當社ニ至レリ。社傳ニ文治二年〇紀元一八四六年。宮祠造營ヲ加ヘラレシヨシヲイヘリ。按ニ東鑑文治二年六月廿九日ノ條ニ、二品神社佛寺興行ノ事日來ノ思願且ハ京都ニ申サレ、東海道ニ於テハ守護人等ニ仰セ、其國ノ總社竝ニ國分寺破壞及尼寺顚倒ノ事ヲ注セラル、是全ク修造ヲ加ヘラレンガタメナリト見エタレバ、是年當社モ修造アリシコト、社傳ノゴトクナルベシ。又建久三年〇紀元一八五三年。五月八日、法皇四十九日ノ佛事ヲ修セラレ、百僧供アリ、其僧衆ニ六所宮二口ト見ユ。サレバコノ祠ノ社僧預リシコトシルベシ。其後寬喜四年〇貞永元、紀元一八九二年。二月、拜殿破壞ニ因テ修理ノ議アリ。武藤左衞門尉資賴奉行スト云々。此等ニ据レバ、其頃將軍家ノ崇敬自ラシルベシ。上杉家關東ニ威ヲ振ヒシ頃ニ至テモ、代々武州ノ守護ニテアリシ故ニヤ、伊豆ノ國國淸寺ニ當社ヲ勸請セリトイフ。タヾシ永祿四年〇紀元二二二一年。上杉景虎當社ヘ參詣セシコトモノニ出タリ。是ハ崇敬ノ故ニハアラズトキコユ。此時小田原ヲ責ントノ計策相違シテ、鎌倉ヲ引拂ヒ上州ヘ歸ル時、ナヲモイキヲヒヲシメサントテコノ社參アリシナリ。コノキザミ北條家人中條出羽守等景虎ガ小荷駄奉行柿崎某ヲ追クヅシ、荷物ヲ悉ク奪ヒケレバ、景虎府中ニ逗留シテ民家ヲ追捕シ兵糧ヲト、ノヘテ上州ヘ歸トナン。

——新編武藏風土記稿

源賴義征奧ノ時戰捷ヲ本社ニ祈リ、康平五年壬寅凱旋ノ後、社樹千株ヲ植ユ。治承四年庚子十月源賴朝兵ヲ起ス時諸軍ヲ此ニ部署シ、今分陪河原ノ地、古ヘ軍配河原ト稱スト云。本社ニ詣リ神馬ヲ献ジ上矢ヲ納ムト云。壽永元年壬寅紀元一八四二年。八月十一日、賴朝葛西淸重三郎。ヲ以テ奉幣使トナシ、夫人平政子ノ平產ヲ祀ル。壽永以下東鑑。文治二年丙午賴朝社宇ヲ修理ス。社傳。建久三年壬子五月八日賴朝後白河法皇四十九日佛事ヲ修シ、百僧供アリ、本社々僧二人之ニ與ル。貞永元年壬辰〇紀元一八九二年。二月廿四日、拜殿破壞スルヲ以テ、將軍藤原賴經、武藤資賴左衞門尉。ヲ以テ奉行トナシ、之ヲ修造セシム。東鑑。足利氏ノ時ニ至リ崇敬衰ヘズ。執權上杉氏本社ヲ其管國伊豆國淸寺ニ勸請ス。社傳。永祿四年辛酉上杉輝虎小田原ヲ擊チ、歸路又本社ニ詣ズ。北越軍記。

——武藏通志

江戶葛西は〇中略。在家をこぼちて、浮橋尋常に渡したり。軍兵是より打渡して、武藏國豐島

の上瀧野河地板橋（○長門本による。）と云所に陣を取、其勢既に十萬餘騎、懸りければ八箇國の大名小名別當庄司檢校大介なんど云までも、二十騎三十騎百騎、白旗白ゐるし附つゝ、此彼より參集。佐殿はいとゞ力附給て、先當國六所大明神に御參詣あり。

——源平盛衰記

武藏の國とかや、こふのろくしよぶんばいの宮の前にて着到つけて見たまへば、賴朝の御勢二十八萬騎と程なくならせ給。

——馬揃草紙

賴朝主從七騎にて、武藏の國へ落給、こふのろくしよぶんばいに旗を靡かせ云々。

——未來記草子

寛永元年（紀元二二八四年。）註する所の社記云、神主猿渡三河守藤原盛正、天正年間、北條陸奥守氏照の爲に八王子の城に籠る。此城沒落の時盛道（○盛正ノ誤カ。）こゝに戰死す。又此兵火の災にかゝりて當社悉く灰燼せり。故に其頃世々將軍家の證狀或ハ秘藏の神寶等ことゞ〳〵く亡びたりとあり云々。

——江戸名所圖會

足利將軍家の時、執權上杉氏、當國の守護として渴仰淺からず。小田原の北條氏に至るまで、尤崇敬せられしとぞ。されど兵塵止時なく、或時は宮殿は兵士の棲となり、神官は祭服を脫で甲冑を被る世にしあれば、天正十八年（紀元二五〇年。）といふとし、また兵燹にかゝりて、宮殿悉く燒亡せり。

——新撰總社傳記

總社六所宮。（府中宿の中央に鎭守。社地、町竝六十七間、奥行凡九十間程。武藏國の總社と號す。）

社領高五百石。內貳百石。神主猿渡氏領之。百石。修理料。

貳百石。禰宜社人社僧各配當。

社領五百石の地は、府中宿の入口の八幡宿と號する地は、甲州街道の內にて、兩側に民戸七八十軒連住せり。此所を八幡宿と唱ふる事は、東の方村の入口に社地在、是を六所宮の社傳の說に、武藏國八幡八幡宮なりといえり。當國に斯號する神社外に見えず。國國に一所の事にぞ。總社と號する始はいづれの頃より始りし社號なるや。上世は絕て社號に唱へず。延喜式あとの外に書に見へず。鎌倉治世の頃は、時に崇敬ありし事は、東鑑に見へたれども、六所宮の名は載て、總社の號見えず。式にあらわれたる官社にてもなき事なり。總とはすべてあつむる事故、古へ近邑の古社を六所より合祀せし事は論なけれど、今は六所の神宮へ容來の三神を合せて、三殿一社に九神を合祀になして、神祭にもまた九神の興を舁て神事を執行す。されば九所大明神といふに似たり。

——武藏名所圖會

武藏國多磨郡府中六所宮傳記。

人皇第十二世景行天皇四十一年五月五日、大已貴此に降臨したまひ、鄕民是を崇敬し、祠を此地に立。同十三世成務天皇の時出雲の臣の祖天穗日命の孫兄多毛比命をして武藏の國造に定めたまひ、始めて府を此地に開き給ふ。大已貴尊を敬祭し、又國造出雲の孫なるが故に其祖素盞嗚尊を合祭し、相殿に四神を配し給ふ。所謂伊弉册尊、瓊々杵尊、大宮女

命、布留大神あり。是を號して大麻止の智天神といふ名を奉り、宮祠を經營し、主田を附し、國社とあす。又當社の西一里許、玉川を隔て、一宮村一の宮大明神祠あり。所祭天下春命あり。又當社の西十町許、小野宮村小野大明神祠あり。所祭瀨織津比咩大神あり。同十一世垂仁天皇の時始て祭禮を行給ふ。往昔一の宮村一の宮明神、此小野神社へ遷座、又稻倉魂大神を相殿に配祀す。所謂天下春命、瀨織津比咩大神稻倉魂大神、小野三所の大神なり。國造此地に府を開き給ふに及で、國造之を崇敬し、再び當社に遷座、同く祭るに國社の禮を以て、今猶東殿に崇祀す。客來三所と稱し奉る、是あり。故を以て當社ハ式内大麻止の豆天神、小野神社二座合祀の祠となりぬ。同二十八世安閑天皇二年靈驗の事あるに仍て、國造是を奏聞し、春冬二時の重祭を行ひ給ふ。康平五年（〇紀元一七二二年。）源將軍賴義卿義家卿奥州安部氏を征するの時、路をこゝにとり、則六月十九日當社へ宿願あり、翌廿日出陣、遂に戰勝の功あり。凱陣の時、樹苗千樹を植給ふ。今二の鳥居内の喬木是なり。今猶六月廿日天下安全の神事執行。又七月七日雉子祭と稱し、古例の神事あり。治承四年（〇紀元一八四〇年。）十月源賴朝卿關八州の軍勢を府中軍配河原に麾き集められし、則當社へ宿願あり、神馬を献し、上矢を奉給ふ。又源義經奥州に發り、此に來りて、深く祈誓の事あり、遂に大に平族を征し給ふ故を以て、文治二年（〇紀元一八四六年。）宮社悉く造立。壽永元年八月賴家卿出生の祈として、葛西三郎清重代幣として、太刀寶器を献し給ふ。寛喜四年二月破損につき、修補の事あり。武藤左衞門尉資賴奉行せり。又賴朝卿の令に仍て、國中の祠官に當社に來り、七月十二日の夜より十三日朝に至て、

天下安全の神事執行。今猶古例を襲て忘らず。以後鎌倉世々足利北條家に至る迄崇敬他に異れり。（執權上杉家ハ當國の守護なれは崇敬他に厚ふして、世々の香火院伊豆國國清寺中に當社を移されたり。）天正十八年東照宮江戸に入御以來御在國の總社なるを以て、異なる御崇敬にて、同十九年社領五百石先規の如くたるべき旨、御判物を以御寄附あり。（〇下略。）

六所宮

武藏國多磨郡府中總社六所宮傳記ヨ曰、人皇十二代景行天皇四十一年威神御形を現て、鄕人ヨ告曰、吾是昔天下造し大巳貴命なり、能吾を祭らむ海内安靜ならむと、鄕人御告の隨ヨ祠を此地ヨ建て鎭奉き。同十三代成務天皇の御時兒多毛比命を武藏國造ヨ定給ひ、國府を此地ヨ開き給ふ時、國造大神の威靈を崇信して、事の由を朝廷ヨ奏し、始て宮社を造營し、其祖素盞嗚尊を配せ祀り、此二柱を國靈大神と崇め、まヨ一國の中ヨ於て威靈ゐる神社六所の神及び國中の總社とは定奉られき。國中の神社ヨ事ゐりて、官幣國幣等を行ふ時ハ、國造僚屬を率て典禮を此ヨ行ふ。故ヨ一國の社社を總攝をるが事、猶帝都ヨ神祇官ゐりて天下の神社を總攝をるが如し。其集奉れる名神六所といぬハ、一宮ハ小野神社、（本社ハ今尚多磨郡一宮村ヨ鎭座。）二宮ハ小川神社、（本社ハ今尚都筑郡二宮村ヨ鎭座。）三宮ハ氷川神社、（本社ハ今尚足立郡大宮町ヨ鎭座。）六宮ハ杉山神社。（本社ハ都筑郡高鼻村ヨ鎭座。）四宮ハ秩父神社、（本社ハ今尚秩父郡金鑽村ヨ鎭座。）五宮ハ金佐奈神社。（本社ハ今尚兒玉郡大宮町ヨ鎭座。）六宮ハ杉山神社。（本社ハ都筑郡ヨあれど實跡未ざ詳ならず。）以上六所の神ハ今東西の相殿ヨ齋祀る。大巳貴命ハ今尚本社と稱ゑ、素盞嗚尊ハ今御靈と稱ゑ。國中諸神の御靈代ハ、今假ヨ七宮と稱奉る。此三所の大神ハ今中殿ヨ鎭座ゑ。是此

御社を總社と稱し、六所宮とも號奉る由緣なり。是故ゟ歩を當社ゟ運ぶ輩ハ脚力を勞せざして立處ゟ國中の神社を巡拜もるが如し。如何となれば總社はもと國司其國の神社を配祀れる宮所ゟて一國の神祇官なれば也。

上世の國造の官舍の址ハ當社の西南ゟ續ける丘なり。是代々の國司居館の地ゟして、鎌倉將軍家の頃も國司ハ尙此ゟ住りとぞ。時遙ゟ移て天正年中、東照神君御狩の假殿を建給ひ、大猷院殿樣の時ゟ至るまて、亦む〳〵此地ゟ御狩あり。元和三年神君の御靈を日光山ハ移し奉る時も神輿此假殿に宿らせ給へり。其後正保三年の火ゟ假殿燒て後ハ御狩の事も絶ぬされど老木四方ゟ茂まて幽邃の地なりしが、享保九年辟來ありて、今ハ圃園とあるぬ。今尙鄕人其地を呼て御殿といふ。

永承六年〇紀元一一一年。六月安倍賴時其子貞任陸奧國まて叛逆せるを追討せんとて、源賴義朝臣其息義家朝臣發向の時、道を茲ゟ取ゟ、卽當社に參籠して、賊徒誅伏の事を祈請あり。康平六年歸京の時まゟ當社ゟ參詣ありて、苗木千樹を植、其宿願を果されき。毎年六月廿日の神事ハ、此兩將の命せらるゝ例なり。治承四年十月源賴朝卿伊豆國より兵を興されし時、當社ゟ宿禱ありて、近國の兵士を分倍河原ゟ麾き集められ、社前に於て着到の儀あり。源義經朝臣も陸奧國より兵を興し此ゟ來て深く祈請を籠られたり。壽永元年八月源賴朝卿の御臺所、平產の祈事あり。三代參ハ葛西三郎清重。賴家卿平誕の賽報に神馬及び種々寶器を獻せらる。文治二年賴朝卿の命ゟ依て宮殿悉く造營あり。奉行武藏守義信朝臣。また國中の神官等毎年七月當社ゟ參會して天下太平の神事長く怠るまからざる旨命を布傳へ給ふ。今尙毎年七月十二日夜より十三日朝ゟ主るまで郡縣の祠官等拜殿に聚會して古例の舞樂を奏せり。

貞永元年賴經將軍の命ゟ依て宮殿修造あり。奉行は武藏左衞門尉資賴。斯て鎌倉將軍家代々の崇敬他ゟ異ゟして宮社の壯麗祭祀の嚴重一國ゟ冠たりき。其後元弘建武の頃ゟ打續たる世の亂まゟ、爭戰の街となり、あばゝ〳〵兵災に厄困らるゝと雖ども、足利將軍家の時執權上杉氏當國の守護として渴仰淺からぎ。小田原北條氏に至るまで、尤崇敬せらるゝまし とぞ。されど兵塵止時なき世にしあれむ、天正十八年また兵火の爲ゟ宮殿悉く燒亡せぎ。

——諸國寺院緣起

大國魂神社は北多摩郡府中町に在り。古より大國魂神社と稱し、武藏大國魂大神を奉祀せし神社ありしが、國内六所の神社を相殿と爲せし以來、六所神社と稱し、又國内の諸神を配祀して、武藏の總社とす。明治元年〇紀元二五二八年。勅祭神社に準せられ、同四年〇紀元二五三一年。官命あり、六所神社の稱を廢し、大國魂神社に復稱す。同七年二月縣社に進め、同十八年〇紀元二四四五年。四月官幣小社に列せらる。舊記を案するに、六所神社は甲州街道の南側に在り。天穗日命の裔兒多毛比命以來、代々の國造其祭祀を掌りしが、孝德天皇の御世に至り、國府を置かれし以來、其掌る所とあれり。鎌倉幕府及足利將軍家等の所領とあれる後も、修造怠らさりしが、天正十九年〇紀元二五九一年。德川氏より神領五百石を寄附し、慶長十一年〇紀元二六六年。正殿及ひ諸殿舍を造營せらる。後正保三年〇紀元二三〇六年。府中驛火を失し、正殿以下悉く烏有に歸し、寬文七年〇紀元二三二七年。三月再ひ造營せるもの、現在の社殿なりと云ふ。

——東京府名所舊蹟物產志

下總ノ總社ハ、葛飾郡栗原本鄕ノ總社明神カ、須和田五常村。ノ六所明神

一、惣社明神

カ、明ナラズ。○日本地理志料。下總國舊事考。葛飾記。江戸名所圖會。大日本地名辭書。

本鄉村有惣社、俗稱葛飾明神、諸國府近必有惣社、凡有事于州内官社、國守就之親祭云。

——日本地理志料

惣社明神社。葛飾郡栗原本郷村ニアリ。社ノ傳詳ナラズ。別當ヲ神司院萬善寺ト云。（新義眞言宗、小作村妙應院末ナリ。）九月十五日ノ神事アリ。社ノ東ノ方ニ稻荷ノ祠アリ。此祠ノ傍ニ葛ノ井ト云アリ。土人ハ葛飾ノ惣社ナリト云ヘドモ、サニテハナカルベシ。下總ノ總社ナルベシ。或云、惣社ハ昔國守其國ノ官社ヲ府中ノ邊リヘ合祭ラレ、拜詣ノ便ニセラレシモノナリ。武藏常陸上野上總等皆府中ノ邊リニ惣社アリ。其外モ猶アルベシ。今昔物語ニ、前陸奥守平維叙陸奥ニ着任ノ初、神事行ハントテ國内ノ神社ヲ拜シメグルニ、或所ノ路ノ傍ニ一ノ舊祠アリ云々、維叙具シタル國人ヲ招キテ神名ヲ問ケレバ、古老ノ廳官答ヘケルハ、元ハサルベキ神社ナリシテ、田村將軍國守タリシ時云々、維叙コレヲ憂テ、頓テ其邦ニ課セテ、舊例ニ準ジテ修造セシメ、神名帳ニ加ヘ悉ク舊ニ復シテ如在ノ禮ヲ致セリトゾ。東鑑六卷。文治二年（八〇紀元一八四六年。）五月廿九日條ニ、神社佛寺興行事、二品日來思食立由、且所被申京都也、且於東海道者、仰守護人等被注其國總社竝國分寺破壞及尼寺顚倒事等云々。同書廿六卷、貞應三年（八〇紀元一八八三年。）二月廿二日條ニ、當國總社竝富士新宮等燒失云々。同書十二卷。建久三年（八〇紀元一五二年。）八月九日條ニ、總社柳田云々ト見エタリ。河内志。志紀郡條ニ、總社在國府村、舊國府必建社、有事于國内官社、則國司率僚屬先修典禮於此、其儀如京師神祇官。故每國有之。是其一也。然亦不知其起何歲也。祭日九月十五日。別當萬善寺。社領無。（是既非式所載、亦無朱印地。然以所由來之舊、附于此。）

——下總國舊事考

葛飾大明神。同村。（本郷村。）方也。法成寺の前を行道少し有。海道よりは五六町もあるらん。社は大社ならぜ。社地は唐竹の藪なり。此御神小社なれども葛飾の惣社也。近隣ゟ藤原臺と云所有なれば、大職冠鎌足公を祭りたる事もあるべし。近年里禰宜より神主を願ひ社の再建せん事を願へども御免許これなし。又宮の傍藪の中に葛の井と云井有。昔より櫟木の幹朽ずして存せり。此水を少し飲ば瘧疾立に零ると也。此故に皆信拜して瘧る日に用るに、其効速か也と云り。又俗に此井は龍宮まで抜け通れりと云。（下略。）

——葛飾記

葛飾明神社。中山より東の方、栗原本郷の街道より左へ四町ばかり入て、叢林の中にあり。葛飾の惣社と稱すれども、祭神詳ならず。同所眞言宗萬善寺別當たり。祭禮ハ九月十五日なり。社より東の方ゟ林間稻荷の小祠の傍に葛の井と稱する井あり。當社ゟ御手洗といふ。土人相傳へて、此井の水脈龍宮界に通ゝと云。瘧疾を患ふる者此井の水を飲て驗ありといへり。

——江戸名所圖會

二、六所明神

成田參詣記云、總社明神は栗原本鄕村にあり。惣社とは昔國守が其國の官社を府中の邊へ合せ祭りて、參詣の便にせられしものなり。今昔物語、吾妻鏡、其外にも見ゆ。

今按に、此惣社は船橋驛の西北三十町許、國府臺の東南一里半。いさゝかなる小祠なり。國府臺にも六所明神ありて、諸國の習例、惣社を六所ともいふ。卽錄所の義なり。されば當國にて正しき一國惣社は國府臺の六所宮にして、栗原のは彼六所を勸請せるものならん。或はいふ、栗原のは葛飾明神とも呼ばれ、一郡の惣社なりと。然らば栗原鄕は郡司の居れる地歟。畢竟するに一國の惣社には非らぎ。

——大日本地名辭書

六所明神社。葛飾郡須和田村ニアリ。此邊金領風早庄トイフ。社領十石。天正十九年辛卯十一月、有德公マデ印幡郡須和田村トアリシトゾ。延享十四年八月十二日ヨリ葛飾郡ト改マル。社ノ傳ハ、正殿、大已貴命、合殿伊奘冊尊、素盞嗚尊、大宮賣尊、布留之御魂、彥火瓊々杵尊。景行天皇四十一年五月五日ノ鎭座ナリトイフ。九月十九日二十日兩日ノ神事アリ。神官ヲ桑原和泉ト云。

此六所ト云社モ國府ニ附タルモノニテ、武藏府中ニモ六所明神ト云社アリ。和訓栞ニ、式佐賀鄕六所ノ社ハ豐後國海部郡ニアリ。早吸日女神社ニシテ、神代紀ノ六神ヲ祭ルト云。○市川ノ內、根本國分ノ內、六反田須和田村ト共ニ氏子村ナリ。

東鑑。一卷。治承四年十月十六日條。相模國府六所宮云云。按ニ、常陸六所ノ社ハ國府ヨリ三里許南ノ方筑波ニアリ。甲斐ノ六所社ハ府中ヨリ十四五里ヲヘダツト云。其國ノ守介ノ傍近ニ祠リシモノナリト見ユ。○香取宮末社ニ六所アリ。素盞嗚尊日王子等ヲ祭レリ。香取郡中村ニモ六所社トイフアリ。

六所明神社。在須和田村。是亦每國府內所有。未知爲何神。社傳云、景行天皇四十一年五月五日合祀大已貴命、伊奘冉尊、素盞嗚尊、大宮乃賣命、經津之御魂、天津彥火瓊瓊杵尊。祭日九月十九日二十日。祠官桑原氏。藏古文書數葉、載于古文書志稿。社領十石。天正十九年辛卯十一月付。

——下總國舊事考

榮興寺（影向寺）（天台）

六所神社。眞間弘法寺の北にして、五町許を隔つ。國府六所宮と稱せらる。蓋當國の惣社にして、中古國司の惣國官社遙拜の處とす。○成田參詣記云、六所宮は眞間に在り。社領十石。天文十九年（○紀元二二一〇年。）の古文書に、印幡郡須和田村と記したり。延享四年（○紀元二四〇七年。）のものより、葛飾郡と改めらる。神主桑原和泉。古文書數通を藏す。

制札

於于下總國諏訪田、當手軍勢甲乙仁濫妨狼籍之事、

右至于此旨違犯之輩者、可處罪科狀、如件、

未九月十七日　印（里見義通）

府中六所宮　神主。

——大日本地名辭書

橘樹郡野川（今ノ宮前村野川字東耕地。）ノ榮興寺ハ、後養光寺ト稱シ、萬治以降更ニ影向寺ト改メ、藥師如來ヲ本尊トシ、世ニ稻毛ノ藥師堂ト呼ブ。寺傳ニハ天平十二年庚辰（○紀元一四〇〇年。）僧行基ノ開山、天安元年丁丑（○紀元一五一七年。）僧圓仁ノ再興トイフモ詳ナラズ。蓋寺中ノ影向石ニ奇瑞ヲ說キテ緣起トナシ、今ノ寺號モ亦之ニ由ルモ、或ハ本寺ハ往昔諸州ニ建立セシ藥師

寺ノ一遺跡ニシテ、影向石ハソノ礎石ナラントノ説アリ。更ニ同村ノ西藏寺、小杉（中原村小杉。）ノ西明寺ハ古當寺中ニ十二神將ヲ奉安セシ十二支院ノ遺跡ナリトモイヘリ。果シテ然リヤ否。尚考究ヲ要ス。○江戸名所圖會。新篇武藏風土記稿。武藏通志。

橘樹郡榮興寺

醫王山榮興寺は、仁王四十五代聖武天皇の御願として、行基ほさつの開基し給ふ所なり。しかるに聖武天皇の御きさき橘の皇后、（ある説にいはく藤原の宮子。）天平十一年つちのとの卯九月十二日とらの剋にあたつて俄に御惱にとりむすび給ふ。帝をはじめたてまつり公卿臣下大におどろきうれへ給ひて、諸寺諸社におほせつけてさま〴〵御きたうあり。天皇みづから信心をおこして藥師如來にいのり給ふ。次の年かのえたつ二月十二日の夜半ばかりに、一人の僧ありて、忽然としていはく、われこの皇后の御惱の事につきて奏聞申すべきむねあり。これより東のかた武藏國にひとつの靈地あり。その地を橘樹の里と名づく。かのところに靈石あり。石の中心に小さき池あり。この靈石は、むかし釋尊御在世のとき、三國に飛行せしめ靈佛の座し給ひてはんじやうあるべき所にとゞまるべしとのたまひしに、かの石すなはち虛空をかけり、日本に來り此地にとゞまれり。そもノ〳〵此石は釋尊御あしの下をさゝげたてまつりし大蓮花のその一葉をふみとゞめて末世にのこし

おき給ふところ、まことにきどくの靈石として、此地また靈佛安座の勝利也。こゝにひとつの伽藍をこんりうし、藥師如來の尊像を安置し給はゞ、皇后の御やまひすみやかに平愈し給ひ、ことにはまた王城繁榮し國土豐饒になるべし。此事をそうもんせんがためにきたれりとて、座を立給ふとみえしが、かきけすやうにうせ給ひけり。天皇これはすなはち藥師如來にておはしますべしとて、行基ほさつに尋給ふ。行基のたまはく、これまことに只人にあらず、さだめて醫王善逝にておはしまさん事、なにのうたがひかあるべき。いそぎ勅使をもつてかの國につかはし、靈地をもとめ伽藍をこんりうし給へとありしかば、天皇のたまはく、しからば藥師の尊像をば行基手づからつくりたてらるべしとて、すなはち勅使をむさしの國にくだし給ふ。行基おなじく東國にむかひ給ふ。同じき四月八日橘樹の里に下著し、かの靈地に尋ねいたり給ふ。この日にあたりて皇后の御やまひたちまちに平愈し給ふことこそふしぎなれ。やがてこの山中にわけ入て材木を切いだし、勅使は伽藍を立らるれば、行基は藥師をつくり給ふ。此間に辰巳のかたより夜ごとに燈明をそなへ來る。そのひかり大にかゞやきて只日中のごとし。勅使も行基もこれをあやしみ給ひ、その來るかたを尋うかゞひ侍べりしに、此地をさる事五十餘町にして、ひとつの池あり。この池の所をば小倉の里と名づく。又ある夜は此地の靈石より灯明の出來る事もありけり。まさにこれ龍燈をともしてくやうすといふ事うたがひなし。これらの奇特又おほし。記錄にのせて都にのぼせらる。天皇も皇后もいよ〳〵よろこび給ふ事かぎ

りなく、玉の冠をかたぶけてはるかに禮拜し給ふ。やがて橘樹の郡をもつてかの寺に寄附し給ふ。時に天平十二年かのえ辰（〇紀元一四〇〇年。）十一月上旬也。すでに七堂の大伽藍こと故なくつくり立て、次のとしかのとの巳（〇紀元一四〇一年。）二月に、行基勅使ともに都に歸りのぼり給ふ。それよりこのかた數百年の内にやうやく衰微に及びて、堂塔かたぶき、霧におかされ雨にさらされて破れくづれて退轉におよびたり。こゝに人王五十五代文徳天皇の御宇にあたりて、惟喬惟仁とて二人の太子おはします。惟喬の親王は紀の名虎がむすめ靜子の腹に誕生し給ふ。仁義の道たゞしくよろづにつけてくらからぬ才智ゆうなる御事也。惟仁の親王は忠仁公の御むすめ明子の御はらにて、これもまたさいかくゆうなる御事なれば、天皇いづれをわけていづれともすてがたくおぼしめしければ、御くらぬの事をもいづかたにゆづりたてまつらんとも思しめしさだめ給はず。つひに兄弟の皇子御くらゐのあらそひになりけり。慈覺大師はその時に天台座主にて、惟仁の親王の御ために さま〴〵御修法ありけるに、大師御夢想の事あり。一人のあやしき人來りていはく、王城よりひがし武藏の國橘樹の郡に藥師如來の靈地あり。久しく退轉に及べり。ねがはくばこれを再興すべし。然らば王家安全に寶祚長久なるべしと也。このおもむきを天皇へそうもんありしかば、天皇大によろこび給ひて、天安元年ひのとのうし（〇紀元一五一七年。）八月中旬、勅使をもつてかの地をたづねらるゝに、勅使そのかみの事ねんごろに尋ね聞て、記錄にしるして奏聞せらる。慈覺大師はそれより山に歸りたまひ、藥師の尊像をかさねてつくり立給ふ。次の年つちえとら（〇紀元一五一八年。）秋七月に七堂伽藍いにしへにたがはず造畢りつおなじき八月に大師みづから開眼くやうのため、かの本尊を人歩に負せて東國にくだり給ふ所に、駿河の國青島の村に一夜をあかし給ひしに、その夜御本尊行かたなくうせ給ふ。このよし大師にかたりければ、大師のたまはく、これくるしかるべからず、さきだちてむさしの國に行いたり給ふべしと。案のごとく威徳山の辰巳のかたにあたれる大石のうへにさきだち行て立給ふ。これによつてこの石を影向石と名づく。かくて開眼くやうおはりて、大師のたまはく、我この山の體をみるに、靈石靈水四の谷四の峰あり。これ八葉胎藏の徳をそなへたり。末代までも二世の悉地をまんぞくすべき山なりとて、勅使ともろともに歸洛ましまし〳〵、前代のきどくいまのふしぎ、こま〴〵そうもんありしかば、天皇勅宣ありて、二たび橘樹郡を寺領とせらる。されば此の年の春三月に、兄弟の太子御位あらそひの事勝負にかけてさだめらるゝ所に、惟喬の親王まけたまひて、小野といふ山里に引こもり、御出家あり、惟仁御くらゐにつき給ふ。清和天皇これなり。これひとへに藥師如來の御示現御まもりの威徳あらたなるゆへなりとて、此寺をそのかみは醫王山とがうせしを威徳山とあらためらる。清和天皇御位につかせ給ひてのち、近江國蒲生郡を御寄附ありて、勅書をなしくだされけり。すでに當山は聖武天皇行基菩薩の開基なり。再興は文徳天皇清和天皇の御願として、慈覺大師の造營たり。三帝の勅願兩大師の修造として利生もつともいちじるきところなり。寺内すべて百坊、おの〳〵替る〳〵番衆六人

晝夜に本堂の番をつとむ。三箇寺九院つねに天下太平の御祈念をいたす事さらにをこたりなし。

あなたふとおふけは高き威徳山

衆病悉除のちかひしるしも　　—江戸名所記

稻毛藥師堂。野川邑の内、府中往來の道より三丁計西にあり。醫王山影向寺と號す。（天台宗。多摩郡深大寺に屬せり。）聖武天皇の御願にして、行基大士開基也。其後文德淸和兩帝御再興ありて、慈覺大師修造せり。三帝の勅願兩大師構營の靈場ゝして、利益著し。（此故に上古は僧坊百戸、三箇寺九院ありて、晝夜仕候しいさゝ盛大の寺院なりしといへり。）

本堂、本尊瑠璃光如來。御頭をもり行基大師の作にして、再興の本尊は座像長五尺、脇士日光月光天共に五尺五寸ありて。慈覺大師の作なり。

影向石。又佛足石とも稱す。堂前右の方にあり。垣をめぐらし、入口ゝ戸鎖ありて、猥ゝ人をして入しむる事なし。石の大サ六尺四方。石面は平にして、中眞に一尺五寸計の凹なる所ありて、常に水を湛へて、上に家根を覆ふ。これを醫王水と稱し、病あるもの服飲して靈驗を得るといふ。

影向石之碑。入口の左に建たり。（碑文略。）

緣起曰、天平十一年己卯（紀元一三九九年。）九月十二日寅の尅ゝ至ゑ、聖武天皇の妃（光明皇后是なり。不比等の大臣の二女なり。）俄に御惱あり。天皇自藥師佛を御祈念ありしに、翌年庚辰（紀元一四〇〇年。）二月十二日の夜、

一人の沙門忽然として天皇の御前ゝ行、告奉りて曰く、武藏國橘樹の里ゝ（和名抄、橘樹郡の中に橘樹ゝいへる地名を記したりや。今此地名亡びたりやいなやを云ひしなるべし。）一の靈石あり。中心に水を湛へたり。佛在世の時佛此靈石ゝ向ひ、三國ゝ飛行して永く有緣の地ゝ止るべしと云云。然ゝ其石忽然として飛行し、此日本の地に移ゑ。彼地に止まり。件の靈石ハ釋尊の御足を捧け奉りし大蓮花の其一葉を踏とゞめて末世に殘し置給ふ所、實に奇特の靈石ゝして、彼地も又靈佛安座の勝利なり。早く一の伽藍を建立し醫王尊を安置し給ハヾ、皇后の御惱立所ゝ平愈あるべし、殊更王城の鎭護として國土豐饒たるべしと、坐を立給ふと見て、其行方を見失ひ給ふ。天皇此奇特をしろしめされ、行基菩薩ゝ藥師佛彫造の勅ありや。又武藏國ゝ勅使を下し給ふ。同年四月八日勅使當國に下向ありて、此靈地を探り得給ひ、竟ゝ伽藍造立あり。又行基菩薩ハ良材を得て藥師佛の尊像を彫刻し給ふ。（此地を去事五十餘町巽の方小倉ゝ號くる地ゝ一の池あり。此間夜毎ゝ龍燈をさゝぐ。又后の御惱も四月八日よりおこり給ふこと。）佛堂造立落成の後、橘樹郡の地を以て寄附し給ふ。時ゝ天平十二年庚辰（紀元一四〇年。）十一月なり。其後文德天皇の御宇に當り、惟喬惟仁御同胞の太子御位定の時、慈覺大師惟仁皇子の御爲に種々の御祈ありて、天安元年丁丑（紀元一五一七年。）の八月當山に勅使を立られ、堂塔御再營あり。翌年戊寅初秋悉く落慶して舊觀に復ゑ。同年八月本尊を京都より移し給ふ。（本尊駿河國青島の里ゝ至り給ふ夜、自ら先つて當山辰巳に赴き給ふ。人々奇異ごとす。則影向石是なり。）其時大師曰く。我此山の體をみるゝ靈石靈水四の谷四の峯あり、是八葉胎藏の德を備へたり。末世ゝ至るまで二世の悉地圓滿をべき相ありとて、勅使と共に歸洛の後奏聞ありしかハ、天皇再び改めて橘樹

郡を寺に充しむ。此年の春三月竟に惟仁太子御位まつかせ給ふ。清和帝是なり。是偏に此本尊の衞護によつてしからしむる故ならんとて、威徳山と號けられ、近江國蒲生郡の地を御寄附の宣旨ありしといふ。

影向寺。村○野川村。ノ艮ノ方ニアリ。當寺アルヲモテ字ヲモ影向寺臺ト呼ヘリ。境内ハ卽寺領五石ノ内ナリ。抑當寺ハ行基菩薩開闢ノ古刹ニシテ、醫徳山月光院ト號セリ。天台宗。多麿郡府中領深大寺ノ末山ナリ。古ハ榮興寺ト書シヲ後養光寺ト改メタリ。然ルニ萬治年中回祿ノ時、本尊堂前ノ石上ニトヾマリテヨリ、今ノ如ク影向寺ニ書改メシト云。本堂八間四面。南向ナリ。本尊行基菩薩ノ作ル所ノ藥師ノ像ハ今頭ハカリヲ存ス。再興ノ本尊ハ長五尺許ノ坐像ナリ。是ハ慈覺大師ノ作ト云。日光月光ノ二立像長各五尺五寸。是モ慈覺大師ノ作ナリト。緣起ノ略ニ云、當寺ハ聖武天皇ノ御願ニヨリテ行基菩薩開基セリ。其由來ヲ尋ルニ、天平十一年九月十二日ノ頃ヨリ皇后俄ニ御惱アリシニヨリ、帝モ御心ニ藥師如來ニ御祈願アリ。明年二月十二日ノ夜御夢ノ告アリシカハ、ヤカテ四月八日此地ニ勅使ヲ立ラレケルニ、果シテ靈石アリケレハ、帝御心ニタノミ給ヒ、御祈願アリシニ、果シテ皇后ノ御惱御平癒マシマセシニヨリ、コヽニ於テ當所ニ伽藍ヲ御建立アリテ藥師佛ヲ彫刻セシメラレテ供養アリケル。頓テ寺領トシテ橘樹郡ヲ殘ラス御寄附アリテ、伽藍竝月ニ功竣リシカハ、開山行基勅使ト共ニ歸洛セリ。遙ノ後清和天皇ノマダ皇子ニテマシマシケル時、惟高親王ト帝位ヲ爭ヒ給ヒケル時、慈覺大師ノ夢想ニヨリテ當所ヘ御祈願アリテ御望ミ空シカラザリシカハ、天安元年勅使下向アリテ又大師ニ命ジテ藥師佛一軀ヲ彫刻セシメ給ヒ、明ル戊寅ノ秋七堂伽藍ノ御再建落成シテ頗美觀ヲナセリ。コヽニ於テ醫王山ヲ改テ威徳山トス。コヽニ又慈覺大師彫刻ノ藥師ヲ同キ八月堂寺ヘ安置セシメントシテ、駿河國青嶋ノ里ニ一宿ス。其夜カノ本尊忽失ヒテ見エス。盜賊ナトノシワサニヤト思ヒシニ、サハナクシテ當山靈石ノ上ニ現レ給フ。コヽニ於テ諸人ノ渴仰大方ナラス、靈石ヲ名付テ影向石トイヒ、寺ヲモ影向寺ト改メタリ。叙感ノ餘リ元ノ如ク橘樹一郡ヲ寺領トシ、其餘江州蒲生郡ヲ御寄附アリシト云。故ニ當山ハ聖武文徳清和三代ノ勅願所ニシテ、行基菩薩ヲ開山トシ、再興ハ慈覺大師ナリトモ古ノ盛ナリシ事ハ論ナカルヘシ。今モ近邊ノ土中ヨリ古瓦ヲ得ルコト多シ。是又伽藍ノ舊跡タルノ一證トスヘシ。尤妄誕ニワタル事多クシテ、ウケカフヘカラス。サレ

鐘樓。本堂ニ向テ左ニアリ。鐘徑二尺六寸。高四尺六寸。銘文アリ。

敬白武藏國橘樹郡榮興寺

奉治鑄槌鐘一口、○中略。

于時萬治三年庚子十月二十三日、○中略。

影向石。堂ニ向ヒテ右ノ方ニアリ。四方ヘ垣ヲ廻ラシテ猥リニ人ノ近ヅクコトヲ許サズ。石ハ六尺餘ニ四尺許ニシテ、高サ一尺八寸許。中ニ僅バカリ凹キ所アリテ水ヲ湛ヘタ

リ。此水タトヘ汲トルトイヘトモ、一夜ノ間ニ又元ノ如ク水湧出スト云。石性色白クシテ青キ所モアリ。今世燧ニ用ル石ノ如シ。苦ムシテイカニモ古ヨリコヽニアリシモノト見ユ。緣起ニ云所ハ、天平中此地開闢ノ時帝ノ御夢ニ入、其後此石ノ水中ヨリシハシハ龍燈アカリシ事ヲ初メトシテ、此水ノ奇特ヲサヽヤカニ記セリ。元ヨリ妄誕ニシテ取ニタラズ。今參詣ノ諸人竹筒ノ内ヘ此水ヲ盛テカヘリ、眼病及ヒ諸病ニ用ヒテ驗アリト云。

影向石碑。○略。○中

白山山王合社。本堂ノ艮ニアリ。僅ナル祠ナリ。傍ニ銀杏ノ古木アリ。圍一丈八尺許。

十王堂。本堂ニ向テ右ノ方ニアリ。二間半四方閻魔ノ像、長三尺餘ノ九軀ハ長一尺。

塔頭舊跡。古ハ十二寺アリテ、各藥師ノ十二神一體ヅツ安置セシカ、イツノ頃カ皆廢シテ其跡タニ知ラサルモノ多シ。寺名左ニ載ス。

金剛寺。當寺ノ西ノ方ニアリシト云。今其跡ハ畑トナレリ。本尊ハ不動ニシテ、十二神ノ内寅ノ神ヲ祀レリ。

金剛院。卯ノ神ヲ祀レリト云。今ハ舊蹟モイツカタナルコトヲ傳ヘズ。下並ニ同ジ。

東光院。辰ノ神ヲ祀ル。

福聚院。巳ノ神ヲ祀ル。

西藏寺。午ノ神ナリ。觀音ヲ本尊トセリ。今村内ノ聚海山西藏寺ハ天台宗ニシテシカモ正觀音ヲ本尊トスルトキハ、是則古ヘ影向寺ノ塔頭ニテアリシモ知ルベカラズ。然レドモ數度ノ回祿ニ記錄ヲ失ヒタレバ、今ヨリ考フルニヨシナシ。

慈眼院。未ノ神ヲ祀ル。

華藏院。申ノ神ヲ祀ル。

西光院。酉ノ神ヲ祀ル。

西明寺。本尊ハ大日ナリ。戌ノ神ヲ祀ル。今小杉村西明寺モ大日ヲ本尊トス。且昔ハ隣村有馬村ニアリシト云トキハ、若此西明寺ノ事ナルモ知ルベカラズ。サレドカノ寺ハ眞言宗ナリ。モシシカランニハ後ニ改宗セシモノナルベシ。

正覺院。亥ノ神ヲ祀ル。

常樂院。子ノ神ヲ祀ル。

安養院。丑ノ神ヲ祀ル。

西藏寺。村○野川村。ノ中央ニアリ。天台宗。多磨郡深大寺村深大寺末。聚海山正觀院ト號ス。開山ノ年代ヲ知ラズ。今第一祖トスルハ了海法印ナリ。是ハ中興開山ナリト云。サレドモ長享二年一〇紀元二四八年。三月寂ストイヘバ、此人ノ開闢ナルモ知ルベカラズ。客殿六間四方。本尊正觀音ヲ安ス。木ノ立像ニテ、長一尺五寸。運慶ノ作ナリト云。

西明寺。村○杉小村。ノ中央街道ノホトリニアリ。新義眞言宗。京都醍醐三寶院ノ末山ナリ。龍宿山ト號セリ。古クハ二宿山トモ云リト傳フ。最明寺時賴入道道崇ノ開基ナリト云傳フレド、慥ナルコトヲ知ラズ。寬永十九年八月十七日寺領十石ノ御朱印ヲ當村ノ内

ニテタマハリシヨリ今モカハラス。境内モ則寺領ノ内ナリ。當寺元ハ郡内有馬村ニアリシニ、元弘ノ亂ニ鎌倉北條氏沒落ノ後、當村ニ鎌倉ノ浪人潛居シテアリシユヘ、其ユカリモテ此村ヘウツリシトイヘド、タシカニ其年歷ヲ傳ヘズ。客殿十二間ニ七間半。本尊大日如來。木ノ坐像ヲ安セリ。〇下略。

——新篇武藏風土記稿

龍宿山最明寺。　金剛院と號す。丸子街道の西小杉邑にあり。新義の眞言宗にして、江戸愛宕下の眞福寺に屬せり。大日如來の木像を本尊とす。北條時賴公の創建なりと云傳へて、堂宇に三鱗の紋を附たり。元祿の頃洪水の災にかゝりて舊記を失ふといへり。

——江戸名所圖會

醫德山月光院影向寺。

宮前村（野川、字東耕地。）ニアリ。域内千八拾坪。天台宗。寺傳云、天平十二年庚辰（〇紀元一四〇〇年。）僧行基之ヲ創建シ、天安元年丁丑（〇紀元一五一七年。）僧圓仁之ヲ再興ス。本尊藥師像アリ。（行基之ヲ造リ、圓仁補刻スト云。）古ヘ榮興寺ト書シ、後養光寺ニ作リ、萬治中影向寺ト改ムト。（萬治三年鐘銘仍榮興寺ニ作ル。）德川氏寺領五石ヲ付ス。境内銀杏及櫸ノ大樹アリ。其根結ンデ四旁ニ延ブ。年ヲ閱ル蓋千五百餘ト云。櫸下一石アリ。影向石、又佛足石ト稱ス。形楕圓ニシテ、黑白青三色ヲ帶ビ、地上ニ出ル高二尺許、周圍壹丈七尺九寸。石面平カニシテ、中心一竅アリ。長壹尺二寸、幅七寸、深四寸五分。傍ニ影向石碑アリ。延享三年丙寅（〇紀元二四〇六年。）九月建ル所、江戸菊池政房文ヲ撰シ、平林惇信之ヲ書ス。或云、是各州藥師寺ノ遺ナリト。影向石ハ蓋堂塔ノ礎石ナルベシ。

——武藏通志

平公雅淺草寺再建。附駒形堂草創ノ所傳。

淺草寺再建事蹟

天慶五年壬寅。（〇紀元一六〇二年。）平公雅淺草寺ニ禱リテ靈驗アリ。次デ武藏守タルニ及ビ寺堂ヲ建立ス。（〇淺草寺緣起。前太平記。江戸雀。神社考詳節。江戸紀聞。江戸名所圖會。）蓋シ淺草寺觀音堂草創ノ傳說ハ甚古クシテ明確ナラザルモ、ソノ世ニ著聞スルハ此頃ニ始マリシガ如シ。附近ノ駒形堂モ亦同時ニ公雅ノ創建ナリト傳フルモ、異說紛出シテ眞否輙ク決シ難シ。（〇江戸雀。江戸名所記。再校江戸砂子。江戸紀聞。江戸名所圖會。倭漢三才圖彙。燕石雜志。豐島郡記。大日本地名辭書。新撰東京名所圖會。）

朱雀院の御時安房守平公雅朝臣といふ人あまたゝ初。天慶五年壬寅（〇紀元一六〇二年。）房州の前の司に成にけれハ、千里の東路を出て九重の花の都へ思ひこちたるゝ、宮戸河乃邊米子林乃下淺草寺に詣て祈願ましていまく、傳聞、當寺ハ是靈驗ならひ無く勝利一にゆらせ、朝恩官祿ハ觀音の御方便也、願力若む無しからせハ願ハ當國の大守となりて此寺に勝園をそへむせ思ふ、必感應をされ給へと、祈念等閑ならぜして、もや都へ乃ぞりにけり。其後歲月いくもくならさるに、忽に分憂の職をゆるされて終に遷任の恩に浴してけれハ、重ねて東關の駕に策ち、早く南海の船に掉すのみならんや。足柄の嵐に花のたもとを飜し、武藏野の露に紫の裾をそめこり。是偏に誓願驗有て祈念空しからざる故成べしと思へまハ、靈像に踞て彌發露をされ、聖容を觀して益罪霜を消。これに依て五間四面の金場を營み、三重四角の寶塔をかざり、鐘樓、經藏、二階の樓門、法花、常行、六所の社壇、甍をならべ、れき

をつら祢、そべて丹青を盡ていろどり、金玉をまじへて鏤めり。ゑらのみならに、田園數百町を寄て龍華の曉を待し、齋宮八十一度を初て久しく貝葉の文を唱へゐんとを。

——淺草寺緣起

爰に散位安房守平公雅と云者あり。是は常陸大椽平國香の弟上總介良兼長男にて、去承平二年平賊將門を誅めて腹切たりし六郎公連が兒なり。然るに公連存生の比、武州豐嶋郡宮戸川の邊、淺草寺觀音薩陲の悲願を賴み、常に步を運び、渴仰年久しかりしが、彼堂餘りに破壞しけるを、公連大に歎之、何にもして修覆し奉らんと云大願を發しつれども、事大營なれば、志のみ有て力なく、剩へ所願空く、不幸に命を失へり。舍兄公雅も亦此願を發し、亡弟の菩提を祈らんと、常に此事を念じけるに、此は天慶五年（紀元一六〇二年。）の春、帝都に上るとて又此寺に詣で、三日三夜參籠して、丹誠を致して祈けるは、傳承る、當寺は桑域無雙の靈區、諸尊第一の靈驗也。然るに諸堂破損して自ら月霧の香燈を捧ぐ。愚弟苟も不忍見之、造營の願を發すと云ども、未成して命終し畢ぬ。伏願、我今赴洛陽、此時如蒙勅命受官祿、必當國大守。是無他、遂彼大願、冨薩陲之威光、照亡魂之迷衢也。丹心有誠、玄鑑無悞と懇誠を盡しけり。かゝりし處に、箕田武藏守任限未滿、重病に死たりと聞えし程に、誰か其缺に替らんと、餘多の人の望みし中に、時節公雅在京したりけるを召て、大守の稱號をぞ賜りける。公雅は是偏に大悲加護の力、靈驗の新なること、貴さも身に餘りて、辭て着任の初め、雇梓匠之力、成土木之功、彼本堂を再興し、或は高堂を列立し、或は輪藏を設成、諸宇悉く不日にして成就せり。其輪奐の信美、世擧て不崇と云者なく、闔國皆步を運びけり。又五重の寶塔を建、新に鳧鐘を鑄て、高く架二一樓、金銀珠玉の美映日浴水、朱閣彩瓦空に峙が如く、地より湧に似たり。

——前太平記

朱雀院の御宇天慶五年（紀元一六〇二年。）に、安房守平公雅此觀音にいのりて所願を成就し、國の守になり官位たかくのぼりしかば、此祝ひに觀音堂を再興し、かたはらに又佛堂をたて輪藏をつくり、院坊をたてらる。又五重の塔を作り給ふ。雲をわきはさみ露盤あらたにさゝげて寶鐸風にひゞき、又かさねて一軀の鳧鐘を鑄てたかく一樓にかけゝる。鯨音とほくひゞきてきく人無明のねふりをさます。一たび參詣のともからには福壽海無量の利生をかふむる事、鏡に影のうつるがごとし。それより此かた或は地震或は兵亂、又は炎燒、たび〳〵堂塔破壞すれども、再興たび〳〵にして源右兵衞佐賴朝御代に參籠ありて、こと〳〵く再興あり。三十六町の寺領を付られ、其後足利尊氏も又寺領を付させ給ふなり。

——江戸雀

朱雀院天慶五年（紀元一六〇二年。）房州刺史安房守平公雅赴帝都時、到武州宮戸河邊米子林下、詣淺草寺、曰傳聞、當寺者桑域無雙之靈區也。伏白、到洛陽必蒙勅命受官祿且爲當國之太守、是我所希也。必出感應言訖乘泛宅解纜赴洛陽、拜謁皇帝于時恩顧不少、登官位賜太守稱號。下向東關、卽詣淺草寺、跪寶前、謂靈驗之新也。於是公雅雇梓匠之力、成土木之功、再建觀音堂或列立高堂或造設輪藏、亦建院宇。不日而成。輪奐信美、擧世皆崇。闔國悉敬。又建五層塔、瓦甍猶

新。如峙于空。似涌自地。亦新鑄鳧鐘。高架一樓。既而寶池朝清。紺園夕霽。可謂盛事矣。

—神社考詳節

今按に、天慶の比ハ源經基朝臣武藏守たり。その後藤原秀郷平親王將門を誅するの功ヨよつて、天慶三年（〇紀元一六〇〇年。）三月九日武藏守に任ず。ゑありし後これ公雅朝臣此國の守ヨ任しけると見へし。大系圖に平公雅武藏守ヨ任せしよし見ゆ。されど年月をのせに。その子出羽守致成長保元年（〇紀元一六五九年。）隱岐國に配流せられしよし見ゆ。天慶五年より長保元年までハ、その間五十八年におよべば、公雅が天慶中ヨ武藏守さりしと云ハ、さもあるべきにや。

—江戸紀聞

天慶五年壬寅（〇紀元一六〇二年。）安房守平公雅（大系圖に從五位上平公雅武藏守に任せるよし記せり。前太平記第六卷に、藤原秀卿平親王將門を誅せる功ヨよつて、天慶三年三月廿九日武藏下野兩國の守に任ぜらるゝとあり。又同書に、同四年七月十六日（將門記に、二月十四日誅すとあり）將門純友誅滅の時も、兩度の戰ひに軍功あるを以て武藏守に任ぜられしが、同五年の夏任期滿さぞして重病にかゝつて卒す、依て公雅を此國の守に任ぜらゝとあり。公雅は常陸大掾國香の弟上總介良兼の長男にして、平將門を諫て切腹ありし六郎公連が兄なり。）當寺に詣て、當國の大守たらむ事を祈求す。いくさくならせして遷任し此國の守となりければ、靈驗の空しからざるをあふぎ奉り、本堂をよび寶塔鐘樓樓門經藏法華常行六所の社壇（六所の社壇いまだ考へぞ）を造立し、田園數百町を附して、長く龍華の曉を期せしむ。

—江戸名所圖會

駒形堂。　此堂は二間四面南向なり。本尊は馬頭觀音なり。朱雀院の御宇天慶年中に安房守平公雅の立られし所なり。梵音海潮のひゞきを淺草川の波にあらはし、定業能轉のちゝひは此堂の軒にしめに。大悲の利生あらたにして、乾けるかはねは重ねて宍つき、枯れたる木には花をさかせ、火坑變じて池となる事何うたがひかあらん。爰に信力を催す人は此川においてこりを取て淺草へ參るとなり。ことに船つきにして、出舟入舟のありさまは、遠浦の歸帆とや申さん。九夏三伏のあつき頃はかぜすゞやかに吹落、とびかふ螢水にうつり、勝景かぎりなき所なり。

—江戸雀

淺草駒形堂。

駒形堂は淺草寺の門口にあり。馬頭觀音を安置せらる。安房の太守平の公雅の立られし所なり。梵音海潮のひゞきを淺草川の波にあらはし。定業能轉のちかひは駒形堂の軒にしめす。大悲の利生あらたにして乾けるかばね重ねて宍つき、枯たる木ふたゝび花さく。まことにしゆせうの事ならぞや。諸人こゝにして手水をとり口すゝぎ身をきよめ心をいさぎよくなして淺草寺の本堂にまいる。淺草川の舟つきにして、かの吉原にゆくものも猶こゝを舟つきとさだむ。（下略。）

—江戸名所記

駒形堂。　淺艸の川もさ。

朱雀院御宇天慶五壬寅年（〇紀元一六〇二年。）安房守平公雅建立なりといふ。本尊馬頭觀音なり、よつて馬を作りて諸願を祈る。その作たる馬堂中にみち〳〵たり。さるによつて世俗駒形堂と呼ならはすと也。

—再校江戸砂子

駒形堂。（二間四面、南向、名所記。）淺草川の端。

朱雀院御宇天慶五年安房守平公雅建立にと云傳ふ。

本尊馬頭觀音也。〇中略。

江戸名所話。この駒形堂は馬頭觀音を安置せらる。佛前に馬をつくりてならへるが故に駒形堂と云。

正保記に、淺草駒形堂と出せり。是より古くこの名あるを未見ず。

正保二年〇紀元二三〇五年。七月廿六日隅田川へ御成夫より御船にて淺草駒形堂へ御船を付られ、堀田加賀守にて夕御膳め し上られ、夕日よおよび還御ありしと。正保記。此ころは此とこ ろへ上り場になりしと見ゆ。今もその さまのこれり。

延享江戸圖駒ゐけ堂と云。駒ゐさまち ハ同駒ゐたとゐり。 ——江戸紀聞

駒形堂。駒形町の河岸ゑあり。往古ハ此所ゑ淺草寺の總門ありしといふ。其頃ハ左右並木ゑして櫻花數株を栽まじへ、春時は殊更かりめも深かりしよや、寛永二十年の印本東めくりごいへる書に、駒形堂の近邊並木の櫻花爛漫たるよしをゑるせり。本尊は馬頭觀音なり。淺草寺緣起に、天慶五年安房守平公雅淺草寺觀音堂造營の時、此堂宇も建立ゐりしよしを記せり。 ——江戸名所圖會

駒形堂在淺草。安房守平公雅安置馬頭觀音。 ——倭漢三方圖彙

淺草の駒形堂。むかしは河のかたを正面にせり。その圖說、江戸名所記、大和名所鑑等に見えたり。船より參るに便よくせしよやとおぼし。名所鑑には駒掛堂と題して、むかし此あ さくさ川のわたし守、追手の風に帆をかけてもしる。船中より此堂を見れば、堂のかける やうに見ゆるとて、こまかけ堂と名つくといへり。この說心得がたし。按ずるに、當初かの

堂は淺草の觀世音へまゐらする繪馬をかけさせん爲に建て、馬頭觀音を安置したれば、駒掛堂と名つけたるに俚俗は訛りて駒形堂と唱へたる歟。さはれ江戸名所記に駒形堂と記したれば、かく唱ふる事も、いと古りたり。再按ずるに、竹町の渡を昔は花方の渡といへり。これは並樹の櫻あるかたへ渡るといふ義をとりて、花方の渡と唱しことく、駒掛堂の方へ渡るといふ義をとりて、駒方の渡と唱し程に、やがてその堂を駒方堂とも唱へたるにや。

或云、子が說のごときは、駒形堂の古名駒掛堂なりしに、其方へ參る渡といふ義をとりて、駒方の渡と唱しゃばやがて彼堂の名に負す。〇中略。是推量の說にして、信用し難し、かゝる例なほありやといふ。予答て云、吾妻橋は吾嬬神社のかたへわたる橋なればこの名あり。例せば麻布こふがへ橋は國府のかたへ渡るといふ義をとりて、國府方と唱たるが如し。かゝる類穿鑿せばいくばくもあるべし。 ——燕石雜志

御藏前を過ぎゆき、駒形堂へ詣てけるに、當所本尊は馬頭觀音なり。天慶五年〇紀元一六〇二年。安房太守平公雅か建立なりと云ふ。佛前に駒を作り置れしより駒形堂といふ。又此處は船つきにして、馬頭觀音の堂へ船を寄るに、駒かたこまかたと申事にて、つるに駒形堂とは申ならわしけるとぞ。又馬の額を多く懸け置しゆへ駒形堂なりとも申せど、ケ樣にゑらゑらの說どもを申事にて定かならず。駒形の名は處々にも多し。其所にては石ゑ馬の足跡あり。或ハ駒形塚など有て申事なり。此處も往古は左樣なるたくひならんか。

駒形堂。今堂邊を駒形町と云ひ、淺草通の東側大川端まで在り。一小字なれど、古より淺草の江頭の一目標とす。○中略。按、駒形堂、新寺町通の以北を以て古の淺草寺と爲し、此堂はその總門にあたりしと云ふこと、實に然るべしと想はる。田原町仲町の一區域は、江戸時代を通して武家邸にも供用せられず、町家の散在に任せられしは、其由ありと知らる。駒形とは相州箱根山の神靈にして、此にも勸進せられし也。駒堂とも唱ふ。駒形を駒掛の義と解く者あれど、正しからず。○下略。

駒形嶽。又駒が嶽と云ふ。蘆湯の西にして、二子鷹巢に對立す。標高凡一千三百五十米突。○箱根神社に駒形神とて祭るは卽此山神也。其社に能善高根の二神を配祀し、又聖占仙人、利行丈人玄利老人の三祖像を置き、聖占は卽高麗權現にして駒形に同じ。當山緣起に、孝昭天皇御代之始、聖占仙人漸排駒形權扉而爲神仙宮と云ひ、又崇神天皇寶祚之砌、利行丈人奏當山之聖域卽以天旨創建一宇矣、これは能善神にて、東鑑に見ゆるが、一說熊野神と云へり。又皇極天皇之時、玄利老人管當山而改般若寺號東福寺と。これは高根神なりとぞ。○略。○中東鑑、治承元年八月の條まは、大筥根能善駒形の三所を並び擧げたり。

西大寺資財帳に、伎樂面駒形二疋などあるに據り、駒形てふ言は、駒の形似の謂なることは明かなり。

駒が嶽は箱根本社の後背に當り、駒形權現鎭座す。

按に、箱根祠は神佛道の三教調合の靈場にして、其百濟權現もしくは高麗權現と稱せられし蕃種が仙人の化身を現して神佛に和同する事、最留心注意に足らん。

——大日本地名辭書

江戸名所圖會に、駒形堂は往古淺草寺の總門ありし地をいふとあり。大日本地名辭書に、「按、駒形堂、新寺町通の以北を以て古の淺草寺内と爲し、此堂はその總門にあたりしと云ふこと、實に然るべしと想はる」とあれども、記者はしかく考へず。淺草寺の總門は府内備考記する所の如く、茅町一丁目の邊に在りしなるべし。日高屋といふ繪馬屋はその門番なりしといふこと當れりと覺ゆ。燕石雜誌に云、淺草の駒形堂、むかしは河のかたを正面にせり。その圖說、江戸名所記、大和名所鑑等に見えたり。船より參るに便よくせしにやとおぼし。名所鑑に駒掛堂と題して、むかし此あさくさ川のわたし守、追手の風に帆をかけてはしる。船中より此堂を見れば堂のかけるやうに見ゆるとて、こまかけ堂と名づくといへり。この說こゝろ得がたし。按ずるに當初かの堂は淺草の觀世音へまゐらする繪馬を掛るれば駒掛堂と名づけたるに、俚俗は訛りて駒形堂と唱へたる歟。さはれ江戸名所記に駒形堂と記したれば、かく唱ふる事いとふりたり。

同地名辭書に、駒形とは相州箱根山の神靈にして、此にも勸請せられし也、駒堂とも唱ふ駒形を駒掛の義と解く者あれども正しからずとあり。これ何に據りていへるにや。いぶ

かし。駒形の名適ま箱根神社に駒形神とて祀りあるに因り、此堂も直ちに然るならむと臆斷せるならむ。畢竟總門との說に拘するより、繪馬堂の說を排せしと覺ゆ。かの繪馬屋日高屋に徵すれば、繪馬堂とする方或ハ實に近からむか。駒形とは駒の形にて卽繪馬なりと解すべきか。なほ考ふべし。

——新撰東京名所圖會

赤坂氷川神社勸請ノ所傳（小六宮）

天曆元年丁未、〇紀元一六〇七年。傳ヘ云。コノ年僧蓮林赤坂一ツ木ニ觀音ヲ奉安シ、後百十數年ヲ經、治曆二年丙午〇紀元一七二六年。之ヲ氷川明神トスト。或ハイフ當社ハ原在原業平ノ靈ヲ祀ルト。又イフ、往時小六ナルモノ崇信造營セルヨリ、世ニ小六ノ宮、若クハ小六天神ト稱スト。更ニ此俗稱ハ地名古呂故岡ヨリ起ルト。異說紛出スト雖トモ、要スルニ當國一宮タル大宮氷川ノ神ヲ勸請セシナラム、タヾ創建ノ年歷ヲ詳ニシ難シ。

〇東都紀行。江戸名所記。望海毎談。江戸鳴。紫の一本。承寬集錄。江府神社略記。大倭神社注進狀。江戸惣鹿子。再校江戸砂子。江戸紀聞。改撰江戸志。寺社書上。江戸名所圖會。江戸往古圖說。新撰東京名所圖會。

市谷の御堀に付て西かしらに赤阪に下り着ぬ。小六の宮といふは氷川にして、武藏の一の宮大宮の離宮のよしを聞り。神代の昔氷の川上など申事にや名に寄りけむ。當國所々に氷川明神といはゝれさせ給ふは、皆大已貴尊のよし申せば、

千草振ひの河上の神心

すゞしかれとや祝初けん。

入間郡赤阪氷河大明神。

——東都紀行

むかし人王六十二代村上天皇の御宇天曆年中に、近江の國甲賀の郡に蓮林僧正とて、天台四明の法燈をかゝけて一念三千の觀行をこらす上人あり。東國修行のつゐでに、この所に一夜をあかしけるに、いつくともしらず、老翁一人來りていはく、我はこれ此土中にうつもれて久しく年をつもれるものなり。いそき掘出して安置せしめは、此所の守護神となるべしとその埋もれし所には奇瑞あるべしと見て、夢想はさめにけり。上人奇異のおもひをなし、そのあたりをめぐるに、一所の壇上に金色の光りあり。いそきほりてみれは、十一面觀音の形像おはします。やがてそのところに社をたてゝ安置せしめらる。一木村の觀音と名づけて諸人まいりつどふ。きはめて利やくおほし。蓮林遷化の後、治曆二年ひのえ午〇紀元一七二六年。にあたつて關八州のうち、夏より秋にいたり、大の日てりす、萬民うれへをいたしけるに、當所の土民このやしろに雨をいのるに、たちまちに洪雨ふりくたつて五こくゆたかにみのり、民よろこひのまゆをひらきけり。これ雨をくたして川をなし萬民をたすけ給ふ故に、すなはち神とあがめ、氷川の明神と名付たてまつる。神事は六月十五日也。今に及びてなをこの神德たかくおはしまして、諸人の願望をかなへ給ふぞ有がたき。

德川氏入國以前

くみてしる氷川の宮の神こゝろ
めくみあらたに世をうるふとは

——江戸雀、江戸名所記

氷川明神。江戸の中に七所有。赤坂御門外の社、江戸にては年久し。元大宮の近くに小呂子と云所、氷川を祀りたりし社なり。此所より遷したる所なれば、赤坂の宮居を小呂子の宮と呼びたるを、誤て小六の宮といふ。素盞男尊根の國に追ヤラれ、手摩乳足摩乳が家に入給ふ所を、日の川上といふ所なれば、日の川上といふ詞を以て氷川と呼て、素盞男尊を祭りたる神なり。大已貴命は素盞男の御子なりと申より、此神は此地神の祖たるを以て、氷川の神靈には相共に祀る。世人大已貴命を祠り申と覺へたり。

——望海毎談

世ま小六の宮といひふれけるが、慶長の比關東の小六とて美男なる馬追ありけるが、此赤坂に住けり。小歌無双の上手にて、きくもの前後のことを忘れて聞とれけるとかや。此小六氷川明神を深く信仰して家富榮えける程ま、折ふし宮も大破しけまば、二間四面に造立したり。小六が立たる宮とて小六の宮と云つたへけるとなり。

——故郷歸江戸咄

氷川明神。

赤坂一つ木村。六月十五日祭なり。是も隔年の祭なり。或人のいふ、氷川大明神は武州足立郡大宮大明神是なり。日本神祇集にいはく、俗名藏人太郎高盛、童名明王丸、孝謙天皇天平寶治四年（紀元一四二〇年。）に誕生と云々。又同國に氷川大明神あり。是は在原業平の廟と云々。上州箕輪の城主永野氏は在原姓にて、業平の子孫と云。依之氏寺を石上寺といへり。然ば此所に業平の廟あるまじきにもなし。又云、伊勢ものがたりにいはく、此野は盜あなりとて野に火をつけんとせし時、妻もこもれり我もこもれりと讀みし所に、業平を氷川大明神といはひたるといへり。抑氷川大明神といふは、古へ天下旱魃して地さけ草木枯れし時、此神に雨をいのるに忽ちに甚雨降下つて五穀萬倍のさかんを得たり。業平一首の歌を以てたけき武士の心をやはらげ燻煙たらん野火をあめす事、旱魃に雨のふりたるにおなじとて、業平を氷川大明神といふといへり。一つ木村に小六といひし馬方あり。美男にてだて者なり。風流なる出立にて、馬の口をとり京大坂と追あるく。小六生れは西の國そだちは關東の武藏野にすむと、小歌にうたはれし小六なり。小六氷川大明神を信ずること淺からず、此所に明神を祝ひ奉りしが、小六死してより後此宮に葬りしより小六の宮ともいふなり。

——紫の一本

抑當社氷川の大明神ハ、本地十一面觀世音也。其由來ハ人皇六十二代村上天皇の御宇、天曆年中に、近江國甲賀郡に蓮林僧正とて天台の法灯有しに、この蓮林關東修行して此所に一宿有しに、いつくともしらを老翁一人來り、吾ハ此土中に有ものなり、急ぎ堀出し安置せしめば當處の守護たるべし、吾在所を尋よといふとみて夢さめぬ。奇異の思ひをなし、夜もいまだ明さるに、遠近を求見るに、壹所の壇上に金色の光あり。其處を堀て見れば十一面觀音の像御座し、則告にまかせて其儘其處に安置せしめ、一ッ木村の觀世音とて

貴賤萬民の諸願立所にかなひ、感應四方にみち〳〵て、有難かりし靈地なり。則蓮林本尊を守護してありしが、蓮林遷化の後佛法をつくべき人もなくて、後冷泉院の御宇治暦の頃まで百餘年の間當所の祭禮斷絶す。然る處に治暦二年丙午（〇紀元一七二六年。）關八州の間中夏より初秋に至り炎熱甚しく、萬民大にくるしみて諸體（ママ）、諸佛に祈誓せしに、一滴の雨露なかりし故、諸人なけきかなしみて、手足をおくに處なし。然るに當所近邊の人々此觀世音の御事ハ當時靈驗あらたなるよしを傳聞、あふきねがはくハ此雨の願をみち給へと肝膽をくだき祈誓せしま、祈る言の中よりも、炎々たる空引かへ、洪雨しきりに降けり、人間は言に及ばず、生あるものは、極熱をくるしみ身命あやうかりしものまでも、忽によみがへりかれたる稻葉も其儘に綠立たるありさまは、念彼觀音力火坑變成池、誠ま大慈大悲の誓願の虛妄ならざる靈驗なり。極熱をすゝしめ人民をすくひたまふまよりて、氷川の觀世音と號し奉る。また其後佛□の別當に靈夢有て、當所繁榮氏子を守護の爲なれば、自今以後觀音をあらためて大明神ととなふべきとなり。夫よりして當社を氷川大明神と號せしなり。本地觀世音にてましませば、現世當來諸願成就の靈佛也。慈眼視衆生、福聚海無量、是故應頂禮。あふくべし。とふとふべし。（〇略。下）

——承寛襍錄、

氷川神社（所祭神大己貴命、少彦名命國韓命。）在江戸赤坂一木町。按ニ發國ニ氷川ト號スル社數箇所アリ。然トモ祭神何モタシカナラズ。思ニ足立郡大宮氷川ノ社ハ勸松彦香殖稻天皇（〇孝昭。）御宇三年戊辰（〇紀元一八八年。）所祭素盞嗚尊大己貴奇稻田姬合三座也ト風土記ノ殘卷ニモ見ヘタレバ、其外ノ社々モ皆彼社ト同神ニテ、後ニ所々ヘ移奉ルト見ヘタリ。是武州ノ一宮ニテ尤舊キ神社ナレバ也。蓋以此神鎭坐ノ地ヲ氷川ト稱シ奉ルハ、千早振神代ノ昔、素盞嗚尊出雲國簸之川上ニ於、八雲立八岐ノ大蛇ヲ斬退シ玉ヒ、天叢雲ノ劍ヲ得玉ヒ、其後奇稻田比咩ヲ娶テ兒大己貴命ヲ生マシ玉フ御神德ニヨリテ、此三神ヲ祭テ氷川（簸川與氷川同訓也。）大明神トゝ號シ奉ナルベシ。當社氷川ノ社ヲ世ニ小六ノ宮ト號スル事ハ、所ノ名ヲ以稱セリ。此所ハ往原郡赤坂庄古呂故岡也。故武藏國風土記曰、小六天神（或古呂故。）天武天皇三年甲戌（〇紀元一三四年。）十一月始行ニ神禮ヲ。有ニ神戶巫戶ニ。所祭大己貴與ニ少彦名園韓神ヲ也。號ニ小六ニ者以ニ古呂故岡之名ニ也ト記セリ。然ルニ當社ハ關東小六ト云馬方再興セシユヘニ小六ノ宮ト號スルナト謂傳タルハ、世俗ノ妄談ナル事ヲ知ルヘシ。復按ニ、廣益俗說辨附篇曰、近年江戸ノ名所ヲ記セルモノニ、入間郡氷川ノ社ハ天曆年中ノ草創トバカリアリテ外ノ事ヲ載セズ。三代實錄曰、貞觀元年。（〇紀元一五一九年。）正月二十七日、授ニ武藏國從五位下氷川神從五位上ニ、同五年（〇紀元一五二三年。）六月八日授ニ武藏國從五位上氷川神正五位下ニ、同七年（〇紀元一五二五年。）七月二十一日授ニ武藏國正五位下氷川神從四位下ニ、元慶二年（〇紀元一六三八年。）十二月二日授ニ武藏國從四位下氷川神正四位上ニ。太田道灌慕景集曰、氷川社奉納ノ和歌ス、メラレ侍リテ、殘ノ雪ト云事ヲ讀ル、老ラクノ身ヲツミテヨリ武藏野ノ草ニイツマデ殘ル白雪。是等ノ事書加ヘマホシトイヘリ。江戸雀ヲ見ルニ、當社ヲ天曆年中ノ草創ナリト記セリ。蟠龍子ノ所謂江戸ノ名所ヲ記セルモノトハ江戸雀ノ事歟。然ニ清和天皇ノ貞觀元年ハ村上天皇ノ天曆年中ヨリ七十餘

年以前也。後ニ鎭座ノ神ニ數十年前ニ位階ノ事不審。然ハ三代實錄ニ所載ノ氷川ハ當社ニ非事明ケシ。亦此所ハ入間郡ニアラズ。荏原郡也。殊ニ天武帝ノ三年〇甲戌トアレバ二年ナリ。始テ神禮ヲ行ト風土記ニ見ヘタレバ、當社ハ天曆ヨリハルカ以前ニ鎭座ナル事決セリ。是等ノ事ニテ附屬ノ說大ナル誤ナル事ヲ知ルヘシ。祭禮ハ六月十五日ニテ隔年也。別當大乘院。或問。此書ニ氷川明神ハ素戔嗚尊ニテ、此神出雲國簸ノ川上ニテ大蛇ヲ退治ノ神德ヨリ、氷川ト奉稱氷川ハ卽簸川ナルベシト記セリ。此說風土記、足立郡氷川ノ事ト符合セリ。如是ナレバ、氷川ハ素戔嗚尊ニテ、稻田比咩、大已貴命ハ相殿ナルベシ。然ニ江戶赤坂古呂故岡ノ氷川ニ、同風土記ヲ引テ、大已貴命、少彥名命、園韓神ノ三神ヲ祭ト記シテ、素戔嗚尊ノ御事ハ見ヘズ。汝ガ嘗テ書セルヲ見レバ、氷川ハ素戔嗚尊ニテ、足立郡ノ氷川ヨリ後ニ所々ヘ移セシモノナラント記セリ。然ラバ足立郡ノ氷川ト同神ニテ、素戔嗚尊稻田比咩大已貴命ニテ可也。然ニ素戔嗚尊ハイマサスシテ、大已貴命、少彥名命、園韓神トハ訝キ事也。此園韓神トハ何ノ神ゾヤ。云ク、是則素戔嗚尊ノ別號ナラン歟。日本書記曰、是時素戔嗚尊帥其子五十猛神降到於新羅國、居曾尸茂梨之處。又曰、素戔嗚尊曰、韓鄕島、是有金銀。度會延經神主神名考證云、出雲國韓國伊太氐神社ハ五十猛神ナリト。由之見レバ園韓神ハ素戔嗚尊也、園トハ素戔中畧也。此神御子五十猛神ヲ帥ヒ玉テ、韓國ノ島ヘ降到曾尸茂梨ノ處ニ居マセシ由緣ニヨリ、素戔韓神トモ奉稱歟。足立郡ノ氷川モ素盞嗚尊ナレバ、當社モ同神ニテ、大已貴命少彥名命ハ相殿ナルベシ。氷川ト云、園韓神ト申モ、神德ニヨリ所ニヨリ、尊號カハラセ玉フト知ベシ。

韓神。名義未考得ず。韓は借字か、正字か、地名などが、將韓國に由あるが、凡て知がたし。書紀に、素盞嗚尊帥其子五十猛神降到於新羅國、居曾尸茂梨之處云々と云ことあれば、其時に此韓神をも率て往たまひて、彼國にして功などありしにや、曾尸茂梨と曾富理とも似たるをや、されど彼は出雲國に降り坐せし以前のことなれば、時たがへり。此は試にいへるのみなり。

——江府神社畧記

曾富理神、此も末考得ず。地名などにやあらむ。〇中畧。さて常に園韓神と一に連ねて申しならへる故に、此の曾富理神を卽園神ならむと、誰も思ふことにて、信に然もありぬべし。但し園神とは別にても有なむか。彼宮內省なるは、上古よりたまたま常に連ねて申しならへるにこそ。其故は、昔此曾富理神などは、韓神の御弟に坐せば、韓園と席次べきことなるに、園韓と席次て、其祭禮も園を先にせらる。且彼は園とのみ何の書にも見えて、曾富理と云ることなく、又曾能と曾富理と言の通ふ由も无ればなり。延佳、(度會氏)、曾富理は、園祝かと云しかど、祝てふこと神名に由なし。若しくは、韓神二座のうちの一座や、曾富理神にてはあらむ。猶よく尋ぬべし。

——古事記傳

大神氏家牒曰、養老年中藤史亦建園韓神社奉齋焉。〇中畧。舊記云、件神等素盞嗚尊之子孫、守疫神也。傳聞、園神者大已貴命之和魂大物主神也。案、此神園華飛散之時發疫病守護之、鎭止之、仍云園神歟。園殖草木之處也。集解所謂三枝和靈祭云當社之事、又大物主神可謂素盞嗚尊之孫。韓神者、大已貴命、少彥名命也。兩神經營天下、爲顯見蒼生則定其療病之方。或抄云、大已貴命、少彥名命、神託曰、昔造葦原中國訖、去往東海、今爲濟民吏亦來歸、因以號兩神云韓神歟、古語外國云韓也、亦案神皇產靈尊曰、少彥名命與大已貴命爲兄弟、如此少彥名命可謂素戔嗚命子。紫野今宮三座社家者流如右。

——大倭神社註進狀

德川氏入國以前

氷川大明神。小六の宮。赤坂。別當聖護院派大乘院。

風土記。赤坂莊古呂故天神。圭田三十五束三毛田。天武天皇三年甲戌（甲戌ハ二年ナリ。）十一月始て行二神禮一有二神戸巫戸一。

祭處、大已貴、少彦名園韓神也と云。

氷川と云社、江府まては所々ゟ在之。是武藏の一之宮なる故ゟ。足立郡大宮の氷川當國の一の宮也。孝昭天皇三年戊辰（紀元前一八〇年。）所祭、素盞烏大已貴奇稻田比咩三座也と風土記ゟ見へたり。足立郡簸の川の鄕とあきば、此神雲州簸の河の上ゟて大蛇を退治し給ふゟよりて簸川の神と申。氷簸同音なれば氷川の社と云かと。此說の如くなれば、舊本の小六の說とるにたらず。慕京集太田道灌の歌に、

老樂の身をつみてこそむさし野の
草にいつまて殘る白雪

是氷川のやしろ奉納の和歌也。當社は赤坂御門の外にあり。亨保十四己酉（紀元二三〇八九年。）御造營ありて、今の所に遷座あり。御祭禮六月十五日。隔年也。　——江戸惣鹿子

風土記。赤坂庄小六天神。或古呂故。圭田三十五束三毛田。天武天皇三年甲戌（紀元一三三四年。）十一月、始行二神禮一有二神戸巫戸一。所祭大已貴與二少彦名園韓神一也。號二小六者一、以二古呂故岡名一也。

氷川といふやしろ當國に多し。これ武藏國の一宮なるゆへ所々に勸請するといふ。足立郡大宮氷川社これ當國の一の宮也。孝昭天皇三年戊辰（紀元前一八〇年。）所祭、素盞嗚大已貴奇稻田比咩三座なりと風土記に見えたり。足立郡簸川の鄕とあり。此神出雲國簸の川上ゟて大蛇を退治しゝまふによりて、此三神を氷川と號す。簸川氷川同訓なれは也。先書に云、當所古呂故岡の氷川の社ハ足立郡の氷川を勸請すと記せり。又云、入間郡氷川の社天曆元年の草創と書り。當所ハ入間郡ゟはあらず。いづもの所の氷川とか混合して書ちがへたるなるべし。又云赤坂の名主小六といふものゝやしきにありしゆへ、小六の宮といふ。又關東小六といふ馬かた再興せしゆへいふともいへり。是土俗の妄說ゟして用るにたらず。古呂故岡といふ所の名わきまへず。たゞ小六といふ事ゟよりて妄說多し。（略。）下

——再校江戸砂子

江戸雀に、當社は天曆年中の草創のをし。江戸砂子にいふ、當社ハ赤坂御門の外にあり。亨保十五庚申御造營ありて今の所に遷座あり。祭禮六月十五日。隔年也と云々。

貞雄云、或人予ニ語りけるは、赤坂の名主秋元八郎左衞門元祖は、甲州出にて秋元賴母と云。其子助左衞門。其子小六と云しは承應の比の者也。此小六氷川の社を再興し信仰せしより、世人小六の宮と申けるよし。氷川祭禮も十一月十五日なりしを、亨保十五年庚戌（紀元二三〇九〇年。）六月十五日ニ元氷川より今の今井谷へ移されける故以來六月十五日祭禮行はると云々。亦曰く、氷川別當大乘院は芝神明社人齋藤修理が弟八郎左衞門方帳面ゟ在之由なり。　——江戸志

德川氏入國以前

按に、風土記によれば、古呂故の岡といへる處はこの社ありしよし。赤坂御門の外を昔人古呂故の岡といひしや。いにしへよりしは〳〵移轉して後その地は御門のうつりしなるべし。享保十四年うつりしと云。おほつかなし。寛文の江戸圖にも赤阪御門の外に元赤阪町といへるあれば、享保よりはるか前にうつりしなるべし。

或云、天暦年中蓮林僧正安置十一面觀音像於此地一木村觀音と云。或云、治暦二年旱魃、於是里民祈雨於此社、忽瑞雨下、故祭之曰氷川神。蓋干之川流雨水之故也。皆附會之說也。思夫自上世以來氷川神社也。事物權輿。

名所記にのせる圖を見るに、よほど高き山の上に宮あり。坂などあがりて人々まうずる躰をのせ。○下略。

―江戸紀聞

武州小六宮事、在原業平の息高階師尚その二男在原小六氷川（ノリカハ）と云人、勅勘を蒙り、京より武刕安達郡入間鄕中氷川村に配流す。小六死して新靈となり祟りをなす。村民小社を立、神に祝ひ、小六の宮といふ。後氷川明神とあらため、小六のたゝりやむ。其後同國大宮二宮大破するを小六再興し元のごとくにす。是によつて大宮兩宮の脇のゐたに小六の宮氷川明神の社を建そへぬ。いまにあり。其後慶長五年庚子（○紀元二二六〇年。）安國殿（○德川家康。）關が原軍の前、京にてはやり小歌を聞給ひ、上杉景勝を退治として京より關東へ下向の時、はやり小歌の小六の詞を軍の吉左右と思ひ給ふ。此故に關東の諸將安國殿に從ひしにより、關が原に勝給ひ、江戸城に御座の時、鷹野に江戸所々に出給ひ、小社をみては小六の宮かと所々にて問給ふ。其後小六の宮いかなるものぞと所の者れもひて、小六宮を此時より立しとなり江戸小六の宮は此時よりはじまる。安國殿御系圖。按るに、小六宮の由來は信じかたけれど江戸にて小六の宮の建しはじめはかゝることによりしなるへし。此宮も恐らくは其比建しものなるべし。

氷川社舊地ハ傳馬町の坂の上なり。江戸名所記に此社地のさまを圖せるを見るに、おとに高き山の上に宮居あり。餘程の坂などもありて人々詣ずるさまを載せ。風土記に古呂故岡といふは此所か。されどいにしへよりの變遷ハむかるべからせ。

―改撰江戸志

氷川社。　赤坂今井臺。境内拜領地四千九百三十坪。

當社之儀ハ、享保十四酉年迄、當時御旅所に被仰付候赤坂一ッ木町に、七百六十年餘御鎭座。○中略。御鎭座之御事は、從公儀御渡御書付ニ有之候。且日本風土記殘卷、其外古書に、赤坂ニ古呂故が岡有之故、古呂故天神と稱し候由相見え候得共、全世俗之申傳而已にゆ哉。舊記緣起無之候。

―丁亥寺社書上

氷川明神社。　赤坂今井にあり。此所を世に三河臺といふ。天和の頃松平參河守樣御やしきなりし故に名とす。　別當は聖護院派の觸頭にして、大乘院と云。祭神當國一宮に相同じ。赤坂の總鎭守にして、祭禮ハ隔年六月十五日、永田馬場山王權現と隔年に修行す。江戸名勝志惣鹿子等の草紙に、當社元一木村にありしを、享保十五年己酉今の地に遷座、社を御造營ありと云々。○己酉は享保十四年なり。

按に、當社を古呂故宮とし、又享保中一木より今の地にうつし奉るよし、諸書に見ゆれ

ども詳ならず。寛文江戸圖に古呂故宮と稱するものは、今の一木に記して、氷川明神は同繪圖に今の地に記しあり。あかるときは各別の社なるべし。

江戸名所記に、天曆年間江州甲賀郡に蓮林と號けて、天台四明の法灯をかけ一念三千の觀行を凝す沙門あり。東國遊化の頃、此所ゟ一夜を明かし、夢中に靈示を得て、土中より十一面觀音の像を感得し、こゝゟ安して一木觀音と稱す。蓮林化寂の後、治曆二年丙午（一〇六六年。紀元二一）關東大ゟ旱す。萬民當社ゟ雨を祈りて驗あり。夫より後氷川明神と崇めまつるとあり。

——江戸名所圖會

今井村。今赤坂を惣名とす。今井町と云。

此地古へは荏原郡なるよし。今豐嶋郡に屬す。此圖に神明と有は、今の氷川神社の事なるべし。

鮫。風土記に荏原郡赤坂庄古呂故岡天神白鳳三鎭座とみへたり。今氷川と稱す。凡一千九十餘年の舊社也。舊地は今の赤坂御門外傳馬町坂上、元氷川と稱する處也。今の地へ遷座はむるかに後享保十四年（一〇紀元二三八九年。）也。

——江戸往古圖說

氷川神社は氷川町五十二番地に鎭座せる府社にして、赤坂區第一の鎭守社たり。（略。）中

川神社の緣起等に就き種々の說あり。（略。）中氷川明神は所々に勸請しあれども、祭神多くは須佐之男命稻田姬命火之御子神なり。一ッ木に勸請せる氷川、特に十一面觀音なりと云ふもいぶかしゝ。古來神佛の緣起荒唐無稽の說多し。恐らくは名所記（江戸名所記。）等の如きも其類ならむか。（略。）中

當社を一名小六の宮と唱へしといふ緣起に就ては、種々の說あれども、昔一ッ木近傍を古呂故ヶ岡（一說に胡。）と云ふを以て、後世小六と轉訛せしものにあらずやとの說、稍信に近きに似たり。然れども此邊を果して古呂故ヶ岡と稱せし哉否は詳ならず。其他の說に至りては最も信ぜるに足らざる牽強附會の妄說に過ぎざるなり。又社掌直話に云く、當社の緣起古來より傳はれるものなし。後世諸書を參照して編纂したるものなり。（略。）中

江戸名所圖會の著者は、當社遷座の條に疑を存して云ふ。享保中遷宮のこと諸書に見ゆれども詳かならず。又寛文江戸圖に、古呂故の宮は一ッ木に在り、氷川明神は今の地（今井台を指す。）に記しあるを以て各別なるべし云々と。然れども貞享元祿の江戸圖にも此兩所に氷川社と記し、而して古鹿子に一ッ木の氷川社一名小六の宮と稱せりとあり。想ふに寛文の圖は里俗の稱に依りて古呂故とのみ記したるにあらざるか。遷座のことは舊幕府書類の中、享保選要集に、同十四年今井台に氷川の宮居を造營し、同十五年遷宮式を行ひたること明かに見えたるを以て、このこと疑ふに足らず。是等は全く著者が調査の疎笨なるに依れるのみ。享保以前の江戸圖に、今井にも氷川社とあるは、盛德寺の氷川にして、現今の氷川にはあらざるなり。

——新撰東京名所圖會

寺島ノ白髭明神社（南葛飾郡寺島村。）ハ天曆五年辛亥（一紀元九六一一年。）ノ勸請ト爲スモ、明ナラズ。（江戸鹿子。江戸紀聞。江戸名所圖會。新編武藏風土記稿。遊歷雜記。武藏通志。新撰東京名所圖會。墨水遊覽志。會我物語。大日本地名辭書。）白

徳川氏入國以前

髭大明神。（大河端、寺岩村の内。）　別當寂藏院。

鎭座年歷詳ならずといへども、往古よりのやしろと云傳ふ。當社江府ま唯此社のみ。尤殊勝の宮居なり。　——江戸惣鹿子

白髭大明神。　別當、寂藏院。（寺島の内大川そた。）

鎭座年代不詳。これも往古よりのやしろと云。　——江戸砂子

白髭大明神社。　別當（眞言宗）西藏院。二百三十五坪。

鎭座年歷を詳にせず。　——江戸紀聞

白髭明神社。　隅田河堤の下にあり。祭神は猿田彦命なり。祭禮は九月十五日に執行せり。別當は眞言宗ゟして、西藏院と號く。相傳ふ、天曆五年辛亥（〇紀元一六一一年。）慈惠大師關東下向の頃靈示により、近江國志賀郡打下より此地に勸請し給ふとなり。天正十九年に至り、神領を附し給ふ。　——江戸名所圖會

白髭社。　村ノ鎭守ナリ。相傳フ、當社ハ天曆五年（〇紀元一六一一年。）元三大師關東下向ノ時、江州志賀郡打鹵（ウチオロシ）ヨリ勸請シ、天正十九年社領二石ヲ給ヒシ由。サレト今ハ免除ノ地ナク、社地ノミ僅ノ除地ナリ。神體ハ元三大師ノ作。長一尺ノ立像也。左右ニ諏訪ト稻荷ヲ安ス。本地不動ハ坐像。長四寸許。興敎大師ノ作。今ハ別當寺ノ本山蓮花寺ニ在リ。別當、西藏院。　新義眞言宗。村内蓮花寺末。白髭山ト號ス。天永元年（〇紀元二一八一年。）ノ起立ナリ。當寺ニ桑原中納言ト言ヘル人納メシ雷除日丸天滿宮ヲ安ス。坐像ニテ、長八九寸。

同所（〇寺島村法泉寺。）の南白髭大明神は、小山の深林の中に宮居して、別當を西藏院眞言と號し、社の東脇に家居ゐ。此本社今年十二（〇文化十二年。）九月再建悉く成就し、最神威彌增て、靈驗も嘸と思はるゝされば此地寂寥として、松杉繁茂し、殊に墨水の長流を景望して風色絶倫に川風涼しけまば、夏日暑を避るによし。されは此地に白髭明神を勸請をる由緣は、此神近江の國志賀の郡境打下に鎭坐ありしが、天曆五年辛亥（〇紀元一六一一年。）比叡山より元三大師東へ下り給ふ節、靈夢の告ありて、此墨田川の汀に宮居を造營したりけるが、天正十九年卯年忝なくも神領拾石寄附し給ひてより、彌神威のほど有難ぞ覺ゆ。此白髭明神は猿田彦の命ゟして、人の壽命を守り、猶風波の難あからん事を誓ひ給へハ、此墨水の河汀に鎭座なさしむとらや。扨又別當西藏院方には毘沙門天を安置し、小庵といへども、泰鱗山といえる橫額ハ前の大乘愚禪滿八十書とあり。　——新編武藏風土記稿

白髭神社。

寺島村（寺島村字居村内。）ニアリ。域内四百九十坪。猿田彦命ヲ祀ル。社傳云、天曆五年辛亥（〇紀元一六一一年。）僧良源（慈惠大師。）此社ヲ近江打鹵（滋賀郡。）ヨリ勸請スト云。天正十九年辛卯德川氏社領貳石ヲ付ス。　——武藏通志

白髭神社は、祭神猿田彦命にして、祭禮は九月十五日なり。昔は眞言宗西藏院これが別當たりしが、明治維新以後、神佛混合の禁を布きてより、今井氏之を掌ることゝなれり。相傳

ふ、天暦五年（紀元一六一一年。）元三大師關東下向の時、近江國志賀郡打盧なる白髭明神を勸請したりと。神體は、元三大師の作にして、長一尺の立像なり。天正十九年社領二石を給ひし由。されど武藏風土記に據れば、其後は免除の地なく、社地のみ僅の除地ありとあり。白髭神社の社掌今井直氏より、官府に錄上したる由緒書は左の如し。

東京府武藏國南葛飾郡寺島村大字寺島字北居村

村社　白髭神社

一、祭神　猿田彦大神、
　合殿　天照皇大神
　　高皇彦靈神
　　神皇産靈神
　　大宮能賣神
　　登由宇氣神

一、由緒　鎭座之原者近江國志賀郡打盧に鎭座白髭大神の分靈にて、天暦五年辛亥年、（紀元一六一一年。）僧良源が遷祭れりと申傳ゆ。合殿鎭座年代不詳候。（下略。）

白髭神社の碑。

此御社は、近江國志賀郡境打下に鎭ります白髭大明神を爰に齋奉れるなり。其故よしは、天暦五年頃、比叡山より元三大師東に下給ひし時、夢のさとし有て、此隅田川の汀に

いはひ來れりとぞ。其後天正十九年（紀元二五一一年。）に、神領寄附せさせ給ひ、彌神威を益し給ひぬ。白髭大明神は、猿田彦命にまし〳〵、靈驗多きが中に、人の壽命を護給ひ、又海川を行通ふ船の風波の難を救ひ給んとの神慮なる事、緣起にくわし。此たび御社修理し奉るに依て、此碑を建るなり。

享和二年壬戌二月

武藏國葛飾郡寺島村　白髭大明神別當　西藏院興元識

應需　橘千蔭書

――新撰東京名所圖會

白髭山寂藏院。

白髭大明神。（寺島村鎭守。九月十五日祭禮。）

知恵大師御作の木像也。天暦年中勸請也。近國近在ゟ此社のみ只一社也。

――墨水遊覽志

こゝにさゝやみや志賀の浦のほとりに釣をせる老翁あり。釋尊かれに向ひて、翁もし此處の主たらば、此地をわれに得させよ、佛法結界の地となすべしとのたはへば、翁答て申さく、我人壽六萬歲のはしめより此處の主として、此水うみ七處ゟで葦原にあり し事もまさ目に見たりし翁也。されば此地結界とならば釣する處なかるべしと、深く惜み申せば東方より藥師如來忽然と出給ひ、善哉々々、早く佛法を廣め給へ、われ人壽八萬歲の初より此處の主なれども、老翁いはだ我を知らぎ、何ぞ此山を惜み申すべき

徳川氏入國以前

とて立去給ふ。其時の老翁今の白髭の大明神にてましましけり。如來も中堂の藥師にてぞましましけり。

——曾我物語

白髭神社。小松村（滋賀縣滋賀郡。）の北界、大宇鵜川の明神埼に在り。此埼は比良の麓よりして滋賀高島の郡界に當り、又三尾埼と曰ふ。又打下濱と稱す。○白髭明神は又比良神と曰ふ。三代實錄、貞觀七年、比良神授位の事あり。蓋高島郡水尾神社の齋社にして、延喜式高島郡志呂志神社（三尾鄉鴨村の三宮權現）に同じ。○中略。古事談に、比良明神延曆中最澄法師に比叡山の故事を教示せる一項あり。石山寺緣起竝に又元亨釋書神社考に、比良山王白髭明神、天平年中良辨法師に託宣を示し、石山觀音堂を創めしめ給ふ由を載せ、又此神の奇異を說く。○中略。按に三尾君（三尾水尾同し）古代湖西に於て有勢の豪族にて、其氏神の靈威をば僧家假托の寓言にあやなして、比良明神、又は白髭翁、はた猿田彦など曰へるならん。比叡山の山王七社の三宮、三井の鎭守三尾明神と云ふも、皆同神のみ。松屋叢書云、白髭明神は比良明神の一名也。（神社考、國花萬葉記等。）正體は猿田彦神にて（神祇正宗、神社啓蒙、和漢三才圖會、聖武天皇の御宇老翁に現じ、良辨僧正に逢ひ給ふ。石山寺緣起、近江名所圖會。）本地は不動明王なりと云へり。（緣起。）

——大日本地名辭書

附記。新編武藏風土記稿、木下川藥師堂ノ條ニ、ソノ藥師像ヲ、下野國大覺寺ノ僧廣智、當國ニ持來テ唱翁ト云行者ニ出アヒ云々、白髭ハ唱翁ヲ祀リ、白髮老翁ノ像、及ビ

慈覺大師ノ作ナリ、不動ヲ本地佛トス云々トアリ。更ニ武藏高麗郡（○今入間郡。）ノ高麗大宮モ亦白髭明神ナリト云。然ルニ獨此白髭明神ノミ、遠ク近江ヨリノ勸請ニシテ近キ同國ノ同稱ノ神ト異ナルニヤ。疑フベシ。

寬弘二年乙巳。（○紀元一六六五年。）飯倉神明社ハ此年九月十六日ノ鎭座ト稱シ、寬弘以降ノ祠官西東氏ノ系譜ヲ傳フ。舊時ハ後ノ增上寺ノ丘陵タル飯倉山際（後ノ飯倉天滿宮ノ地方。）ニ在リシガ如ク、三田小山（後ノ小山神明社、卽小山町天祖神社ノ所在地。）若クハ下澁谷。（○伊勢原。）ニ在リキト爲スハ誤レリ。明應三年甲寅（○紀元二一五四年。）伊勢氏茂（北條早雲。）ノ爲ニ社領ヲ押奪セラレ、殆ンド廢絕ニ垂ントセシガ、德川氏ノ入國スルヤ、ソノ飯倉ノ社地ヲ轉シテ增上寺ヲ置キ、神明社ヲ寺ノ門外ニ移シテ復興ス。コレソノ飯倉神明ノ稱呼ヲ傳フル所以ナラム。（○江戶神社略記。江戶志。江戶雀。江戶名所記。江戶惣鹿子。江戶砂子。改撰江戶志。芝寺社書上。江戶名所圖會。新撰東京名所圖會。大日本地名辭書。望海每談。）今ノ芝宮本町。太神宮是ナリ。

因ニ云、別ニ至德元年（元中元年）甲子（○紀元二〇四四年。）八月既望、飯倉城山ニ勸請セル神明社アリ。元和偃武ノ後麻布ニ遷ル。龍土ノ神明社（○今ノ天祖神社。）

是ナリト云フ說アレド、明白ナラズ。恐ラク飯倉神明ノ事ニ附托セシニアラザル歟。附記シテ疑ヲ存ス。○江戸惣鹿子。江戸砂子。江戸志。江戸紀聞。江戸名所圖會。戊子寺社書上。望海毎談。

芝神明宮。所祭神伊勢神宮之御影遷也。在武藏國江戶芝日比谷。

謹按ニ、勢州二所皇大神宮ト奉申ハ、吾日域宗廟ノ第一、天七地五ノ本統也。內宮天照大神ハ地神五代ノ初、大日靈貴尺奉申。垂仁天皇殿神二座。左天手力雄命。右拷幡千千姬命也。外宮豐受皇大神ハ天神七代ノ大初國常立尊。亦號ヲ天御中主尊尺申奉ル。雄略天皇二十二年鎭座。在度會郡沼木鄕山田原。相殿神三座。左天津彦火火瓊瓊杵尊。右天兒屋命。天太玉命也。蓋御同殿ニ座ス神ヲ相殿ト號ス。伴部重垣翁曰、凡神明ト奉稱御宮ハ勢州皇大神宮ヲ直ニ勸請ナシ奉ル事憚有テ、御影遷ノ義ニテ奉稱ト也。○當國飯倉ノ神明ハ、人皇六十六代一條天皇御宇、寬弘二年（○紀元一六六五年。）九月十六日、新ニ託言有テ鎭座ナシ奉。其後數百年星霜ヲ經テ、後鳥羽天皇御宇建久四年（一〇紀元一八五年。）鎌倉源將軍賴朝鄕、下野國奈須野へ發向シ玉フ時御祈願ノ旨有テ、一千三百餘貫ノ田ヲ神明ニ寄附ナシ玉フヨリ、神職社人軒ヲナラベ、神光モイヤマシ成シニ、百四代後土御門天皇明應三年（○紀元二一五四年。）伊勢新九郎ト謂者、相州小田原城主大森實賴ヲ退治、城ヲノットリ、東八州ヲ討シタガヘ、勢ヲ遠近ニ振フ。後ニ北條早雲ト號スルハ是也。此時ニ當テ當宮ノ神領ヲ掠取ル。是ニヨリテ禰宜神主モ飢ニノゾミ、神殿大破ストイヘドモ、修補スル便ヲウシナヒ月ヲ經レドモ亂世打續、訪來ル人モ稀ニ、神宮形バカリ殘シニ、正親町天皇天正年中、將軍家關東御領國ノ時ニ當テ、タヘタルヲ繼、スタレタルヲ興シ、當宮モ神領御寄附有テ、昔ニハ似ズトイヘドモ、カタノ如ノ御再興有テ、神主社人モ安堵ノ眉ヲ開キ、漸神前ニギワヒケル。○略。中或人曰、昔此所ニ官倉アリ。其跡ニ神宮ヲ立。故ニ飯倉ノ神明ト號ストイヘリ。予按宣化爲民設于諸國穀倉救洪旱、舊記ニ見ヘタリ。蓋此穀倉ノ跡ナル歟。

——江府神社畧記

伴部ら說ま、太神宮を直ま勸請し奉る事憚り有と云。此事信じがたし。伊勢の御神を祭る事何はゞかり有べき。諸國にかしつき奉りて勸請申こそ誠は崇敬の至なるべし。是其出る所をわきまへたるなり。漢の文帝の時趙人親垣平と云者、東北神明之宮西方神明之墓と いへり。漢書の注ま神明日也と。是其まゝ神明とは日をさしていへば、天照太神宮を神明と申こそ明らけき證文なり。

溫泉名所記ま、當社を夕日の神社と書て、石濱神明と號す。故ま是に對する神號成べし。夕日神社の事心得がたし。延喜式神名帳下總國葛飾郡に意富比神社あり。印本ま意富比と假名付しゆへ、心得違てそれに隨ひ夕日といへるなるべし。それは此神社の在所とは國も郡もたかへり。又此處夕日のさしあたるま附てとも云かたし。海ま向へは朝日とは云もすべし。意富比ハオホヒと訓すへきを、假名をわきまへたるなり。

——江戸志

芝日比谷、神明之事。

當社神明は、人王六十六代一條院御宇寛弘二年乙巳（紀元一六六五年。）九月十六日、に御神幣竝に大牙一枚此所にふりくだり給ふ。邑中の者共おどろきて、是はいかさまにも神明の此地にあとをたれ給はんしるし成べしと、みな〳〵あやしみをなす所に、いづくともなく年七ツばかりの女子其所にあゆみ來れり。たちまち眼色かはりくるひ出し口はしりそるは、我ハ是神明也伊勢の内外の兩宮の神也、是より東にあたつて軍の事あるゆへに、常陸國鹿嶋の地に降臨し、その惡軍を退治して、今歸座の道におもむく、然るに我此處にあをとゝめんため、二種のしるしをあらはして先汝等に示す、はやく宮所をつくるべし、丹誠を抽て信心に崇敬をるならば、末の世までも此所榮ふべし、我又守の神となりて惡事災難を他方にしりぞけん、五穀はゆたかに納らん、相模國の内に藤原氏の者齋藤氏の者あらん是をまねき寄て神職の長とあがめ宮仕へせさせよとて、神はあからせ給へば、彼兒女もうせにけり。村中の者はふしぎのおもひをなし、先つけにまかせんとて、小宮をしつらひ御神幣と大牙を納め奉る。又齋藤氏の人を尋しに、相州足柄より下しよせて彼むねをいひふくめ、家をつくりて神職をつかさとらしめたり。靈驗まことにあらたかにて、祈り奉るにかなはすといふ事なし。かくて數百年を過て後、後鳥羽院の御宇、建久四年癸の丑の年（紀元一八〇三年。）右大將源賴朝公下野國奈須野へ發向のとき、當地の宇田川に至て、賴朝公の帶給へる御太刀みづからぬけて水底にしづみたり。水練の上手に仰て、もとめ給ふ。其うしろの方に瀨ありて、水底に光る物あり。是定て尋させ給ふ御劍ならんと申す者あり。則かの男を案内者にして神明に御參宮ゐり。頓てうしろの瀨に行て太刀をもとめ得給ふ。直に御寶殿に納め給ふ。宮井は神さびて何となくたうとくおほしめして、御尊敬淺からず。一千三百餘貫の田をもつて御寄附ありそれより社頭にぎはひつゝ、次の年より神主社僧禰宜等まで軒をならべ家をたて、神前の祈念怠りたる事なく、香花灯明たゆる事なし。其のち星霜おしうつりて、人王一百二代後土御門院の御宇明應三年（紀元二一五四年。）の頃、伊勢の新九郎氏重といふ人あり。小田原の城主大森實賴を退治して城をのつとり、是を初としてあまねく關東をうちしたがふ。後には髮をそりて早雲と號す。此時にあたつて當社の御領をけづりとつて我知行となしたり。是に依つて、社人ども飢に望み、宮居ことゝ〳〵く大破に及で、霧に朽ち風にたをれて修理する便をうしなふ。夫より數十年があいだ諸國亂世しければ、をのづから參詣をる人なし。

——江戸雀

武州豐島郡飯倉日比谷邑の神明は、本朝の宗廟天照太神の宮所なり。人王六十代一條院の御宇寛弘二年きのとの巳（紀元一六六五年。）九月十六日にあたりて、御神幣竝に大牙一枚この地に降くたり給ふ。邑中の老少男女あつまりて、これいかさまにも神明のあまくだり給ふべきをるし成べしと、あやしみたてまつる所に、いづくともしらず、年七さいばかりの女子その所にあゆみ來れり。たちまちにまなこの色かはり、をどりくるひけるが、くちばしりていはく、我はこれ神風や伊勢の内外兩宮の神なり。これより東國にあたりて軍の

事ある故に、常陸の國鹿島の地より降臨し、その軍兵を退治し、ほどなく歸座の道に及ぶ。われこの所に跡をとゞめんとおぼしめす也。この故に二種のしるしをあらはしてまづ汝等に示す。はやく宮所をはじめておさめまつるべし。いかにもたうとみうやまはゞ、末の世までもこのところさかえにぎはひてめでたかるべし。われまたまもりの神となりて、夜のおどろき晝のさはぎ、悪事災難をば他方にはらひ、あめぐしたおさまり五こくゆたかならん。相模の國のうちに藤原氏のもの齋藤氏のものあらん。これをまねきて神職の長となして宮つかへせさせよとて、神明あがらせ給へば、少女も跡かたなくうせにけり。村中このきどくによりてうちせきがたく、まづ小宮をつくりて御神幣と大牙を宮におさめ奉り、齋藤氏の人を尋ねしかば、相州足柄の内に齋藤氏の人ありけるを、神明の御たく宣にまかせてまねきよせ、家をつくりて神職をつかさどらしめたり。靈驗まことにあらたにして、いのりたてまつる事こゝろにかなはぜといふことなし。かくて數百餘歳をおくりて後、後鳥羽院の御宇、建久四年みづのと丑のとし、〇紀元一八五三年。右大將みなもとの頼朝卿下野國奈須野にはつかうし給ふとき、當地の宇多川にいたつて、頼朝卿の帶給へる御太刀みづからぬけて水底にしづみけり。水練のものをめして、これにおほせてさがしもとめさせらるゝに、更になし。こゝにかたはらに人ありて申すやう、この川上に神明の宮どころおはします。そのうしろのかたに瀬ありて水みなぎる。水の底に物ありて光る。これさだめて尋ね給ふところの御劔なるべしと申す。右大將きこしめして、かのおとこを案内者として、神明に御參宮あり。やがてうしろの瀬にして太刀をもとめ得給ひ、直に神明の御寶殿におさめ給ふ。宮居は神さびて何となくたうとくおぼしめして、御尊敬淺からず。一千三百餘貫の田をもつて神明に御寄附あり。それより社頭にぎはひつゝ、次の年より神主社僧禰宜等の家々軒をならべて立つゞけ、神前の祈念をこたる事なく、香花灯明たゆることとなし。貴賤老少あゆみをはこびいのりをかくるに、谷のひゞきに應ずるがごとく、その利生むなしからず。そののち歳霜久しく重なりて、人王一百二代後土御門院の御宇明應三年〇紀元二一五四年。のころ、伊勢の新九郎氏茂といふ人有。小田原の城主大森實頼を退治して城をのりとり。みづから北條新九郎と名のる。それよりいきほひおびたゞしく、あまねく關東を打したがへ、後には髪をそりて早雲と號す。此時にあたつて當宮の御領をけづりとつて、禰宜神主社人等をのく〳〵飢にのぞみ宮居ことく〳〵く大破に及びて、霧に朽風にたをれ修理するたよりをうしなふて、社僧宮司も方方にゆきちりて、只その跡ばかりわづかに殘り、月を重ね年をつもりて、諸國亂世の折から、打つゞきておさまらざりしかば、をのづから參詣する人もなし。しかる所に正親町院の御宇天正年中に東照權現〇徳川家康。關東御領知の時にあたりて、絶たるをつぎすたれたるをおこし、神社佛閣いにしへの故ある所には、所領御寄附ましく〳〵けり。當宮も宮領御寄附ありて、いにしへには似ずといへども、形のごとくの再興をいとなみ、兩神主その外の社人等安堵の眉をひらき、やうやく神前にぎはひて、燈明の光り和光の月になぞらへ、利益の花ぶさ匂ひ

をほどこし給ふ。

飯倉神明。（日比谷）　神領十五石。（別當、金剛院、神主、西東栄女。）

當社ハ、人皇六十六代一條院御宇、寛弘二年（〇紀元一六五六年。）九月十六日詫宣に依て鎭座し給ふ。建久四年（〇紀元一八五三年。）鎌倉の右幕下寶劔をおさめ、一千三百餘貫の神田戎寄附し給ひ、神職軒をならべて繁昌なりしに、明應三年（〇紀元二一五四年。）小田原の北條氏神領を掠めとる。此故に社頭荒て禰宜が鼓の音も絶しに、天正の末諸社寺院の廢たるを興し給ひ、當社も神領を御寄附あり。（〇中略。）當社いましへハ赤羽橋の邊小山の神明と云所ゟ在しと云傳ふ。（〇中略。）或人の曰いにしへハ諸國ゟ太神宮御供米の神田あり。其米穀を收置し倉ありし舊跡ゆえ飯倉と云と。一說ゟ、民の爲に諸國に穀藏を設けて荒年の備とあたまふ穀倉院の事なるべしと有。然ども前の說にあたがふべし。

——江戸惣鹿子

神明宮。（日比谷　神領十五石。別當、金剛院、神主、西東栄女。）

伊勢太神宮御影遷。（〇中略。）當社飯倉神明宮ハ、人皇六十六代一條天皇御宇寛弘二年（一〇紀元一六六五年。）九月十六日ゟあたりて、御神幣と大牙一枚此地ゟ降る。人民あやしむ所に、七歳ばかりの兒女に詫してのたまはく、我もこれ伊勢兩宮の神なり、此地に住んと詫宣ありしより鎭座なしたてまつる。其後百とせを經て後鳥羽天皇建久四年（〇紀元一八五三年。）源賴朝卿下野國那須野ゟ發向の時、祈願ありて寶劔を納。一千三百餘貫の神田を寄附し給ひ、神職軒を竝べ、神光いやまし日々にさかんなり。百四代後土御門天皇明應三年（一〇紀元二一五四年。）伊勢新九郎

——江戸名所記

氏茂相刕小田原の城主大森實頼を亡し、關東に威をふるふの砌、當社の神領を掠とる。それより神殿大破すといへども修補する便もなく年月を經る。又その後正親町天皇天正年中、諸社諸寺の絶るを繼すられたるを興しさまひ、神領御寄附なさしめ給ふ。（〇中略。）當社舊地ハ今增上寺の山際なり。よつて其地名を飯倉山といふ。ある人の云、此所ハむかし官倉あり。其所に社建。よつて飯倉神明といふ。舊記曰、宣化天皇爲民設于諸國穀倉、救洪旱と也。此穀倉の事なるべし。

——再校江戸砂子

神明社ハ芝の神明町なり。此地はもと日比谷のうちなりといふ。又舊地ハ今の增上寺の境内ゟいるともいへり。江戸名所記をどまは飯倉日比谷村とのす。社傳云、寛弘二年（〇紀元一六六五年。）九月十六日新ゟ託宣のよとゐりて鎭座なし奉る。其後數百年の星霜を經て、建久四年（〇紀元一八五三年。〇按るに、寛弘二年より建久四年まで百八十年あるなり。社傳の社撰かくのごとし。）鎌倉右大將賴朝卿下野國奈須野へ發向し給ふ時、一千三百餘貫の田を寄附し給ふ。明應三年（一〇紀元二一五四年。）北條早雲當社の神領をかすめ取しかば、神殿おのつから大破せり。天正年中（按るに、十九年十一月なるべし。）神領御寄附あり云々。東海道路譜云。奈良天皇代までは、伊勢太神宮ハ諸國より每歳祖稅を奉る故ゟ、每國に倉庫を建て聚收し置。此社は武藏國の祖稅をあつめ置たる御厨の跡なり。故に飯倉山といへりと。按るに壽永三年源賴朝公伊勢の神領ゟ附せられしより、年ふる間に神領となりしならん。其後兵亂うちつゞき、此所も他人の手に押領せられしなるべし。されどももと神領の故をもつて皇太神宮の御影をうつし、飯倉神明とあらためまつれるなるべし。さもあら

んには、寛弘年中よりははるかに後の事なり。但此地ハいとふるくより飯倉の名ハありとみゆれば、宮殿のありしなどいふ説のごとく、壽永年中よりはいとふりし世ヨ建りといはんハ、ゑひたりとも云かたきに似たり。

——改撰江戸志

神明宮。

御鎭座ミ儀ヲ、人皇六十六代一條院御宇寛弘二己年〇紀元一六六五年。九月兩宮同日御鎭座有之。兩宮は天照皇太神宮を御本社と奉稱、豐受大神宮ハ御本社より奥の別社ヨ御鎭座有之ゆ故内宮と奉稱ゆ事。但勢州ニヨハ天照皇太神宮を内宮と稱、豐受皇太神宮を外宮と稱ゆ。右之通兩宮御鎭座土地に依ヨ唱來ゆ社例に御座ゆ。〇中略。

緣起。〇江戸名所記所載ニ同ジケレバ、省略ス。

別當、臨海山遍照寺金剛院。〇社地之内配當五百坪餘。　東叡山末。

開基、建久五年〇紀元一八五四年。ニヨ、比叡山末ニ御座ゆ。當時賴朝公の命ヨ海邊宜號臨海山。大日靈尊卽日輪、宜號遍照寺。外宮之本地金剛界大日宜號金剛院。依之山寺院號相唱申候。

初代照遵住職之年代卒年月等不相知。夫より廿六世迄住職不相知候。二十七世圓應、永正大永之頃住職。卅代大永年中近村より出火。大風ニヨ社中不殘類燒。此砌社中之記錄當院記錄不殘燒失。翌年兩宮初不殘假建出來。是より十餘年を經。天文年中社領被爲沒收。依之寺院困窮ニ相成。無住職者五十餘年相過。天正十四年〇紀元二二四六年。ミ頃、神主伯父致出家、稱妙樂坊。甥之西東民部幼年。乍去出家ニヨ在家ニ難致同居。依之大破之護摩堂致再建。且別當所修復相加へ致住居。民部之世話仕ゆ。大破之寺無住ニヨ退轉同樣之處、致再建取立候ニ付、則妙樂坊中興開山。此節遍照寺金剛院與不唱。妙樂坊住職ニ付妙樂寺相唱。中興開山賢海、元和二年〇紀元二二七六年。寂。月日不知。號妙樂寺。天正十四年〇紀元二二四六年。比住職。〇中略。

神主職代々相續譜。

西東氏、藤原姓。本國、相模。

家紋。　五枚銀杏。　藤巴。

天兒屋根命二十二世、大職冠鎌足公十九代、相模公光後裔、齋藤縫殿助親勝二男。

大祖　西東三郎藤原勝時

號銀杏靈神。

天延二甲戌年〇紀元一六三四年。於相模國生。三十二歲而寛弘二乙巳年〇紀元一六六五年。九月至武藏豐嶋郡飯倉爲神職。二十三年。萬壽四丁卯年〇紀元一六八七年。三月一日卒。五十四歲。

二代　西東三郎大夫勝玄

勝時長子。二十歲繼職。在職二十九年。天喜三乙未年〇紀元一七一五年。卒。四十八歲。

三代　西東權大夫勝經

天喜二甲子〇甲午カ。年父卒二歲。勝玄弟八郎勝近在職十四年。延久二午年〇延久二年ハ庚戌ナリ。午年ニアラズ。十二月入職。永久元巳年〇紀元一七七三年。卒、六十歲。勝近辭職七十五歲於相模國卒。

四代　西東遠里　勝享

勝經長子。在職二十九年。後治承三亥年（八〇紀元一一八三九年）。八月八日卒。八十二歲。

五代　西東權大夫勝宗

勝享長子。在職二十六年卒。六十二歲。

六代　西東小卽勝通

勝宗長子。在職十五年卒。四十三歲。

七代　西東小一郎勝廣

勝通長子。在職十六年。文治五己酉年。（八〇紀元一一八四九年）。九月卒。三十四歲。

八代　西東二郎大夫清廣

勝通二男。在職五年辭。後天福元己年（八〇紀元一一八九三年）。四月二日卒。七十六歲。壽永三甲辰年（〇紀元一一八四四年）。五月右大將賴朝卿奉寄飯倉地以擬伊勢皇大神宮御厨之時。於神田泉頭祭住吉社。建久四癸丑年（八〇紀元一一九五三年）。四月神田奉寄當社。同八月新造立社殿。神明住吉俱可令司職。蒙命。

九代　西東權大夫勝清

清廣長男。十四歲繼家。在職三十四年。安貞元亥年（〇紀元一一八八七年）。卒。四十七歲。

十代　西東清一勝直

清廣二男。四十二歲繼家。在職八年。文曆元午年（八〇紀元一一八九四年）。八月卒。四十九歲。

十一代　西東小一郎勝滿

勝清男。十三歲繼家。在職二十年。建長五丑年（〇紀元一一二五三年）。十二月卒。三十二歲。

十二代　武藤幸大夫宗政

當國住士武藤兵衞宗幸長男。勝滿無男子。以爲同祖同姓爲家職。宗政妻勝滿長女。在職十四年。文永四卯年（〇紀元一二六七年）。八月七日卒。三十五歲。

十三代　武藤兵大夫勝政

宗政弟。勝政妻勝滿末女。在職二十八年。永仁三未年（〇紀元一二九五年）。八月七日卒。五十九歲。

十四代　武藤權大夫勝弘

勝政男。十五歲繼家。在職十八年後元享三亥年（〇紀元一三二三年）。十一月二十日卒。四十二歲。

十五代　武藤源大夫勝眞

勝弘男。十歲繼家。在職九年。元享二戊年（〇紀元一三一八年）。八月二日卒。十九歲。

十六代　武藤清司大夫清定

勝弘二男。十六歲繼家。在職三十一年。文和二己年（〇〇紀元二一三五二年）。八月卒。四十七歲。

十七代　齋藤三郎大夫勝連

禰祖名氏。改齋藤。清定男。二十歲繼家。在職二十三年辭。後應永二十一午年（〇〇紀元二一四一四年）。六月十日卒。八十歲。

十八代　齋藤小太郎連俊

勝連長男。十八歲繼家。在職四年。康曆二申年（〇〇紀元二一四二〇年）。六月二日卒。二十一歲。連俊卒、男子德川氏入國以前

保連幼年、不能家職、勝連再職、亦四年。

十九代　齋藤吉郎保連

連俊男。康曆二年〇〇（紀元二四〇年）。十月家督。明德元午年〇〇（紀元二五〇年）。七月八日卒。十三歲。

二十代　齋藤藤太勝匡

勝連弟左衞門清氏子。自二明德二年一。〇〇（紀元二五一年）在職六年。應永三子年〇〇（紀元二五六年）。十二月二日卒。二十一歲。

二十一代　齋藤源大夫勝氏

清氏二男。自二應永四年一〇〇（紀元二五七年）。在職二十一年。永享二戊年〇〇（紀元二九〇年）。十月卒。五十二歲。

二十二代　齋藤二郎大夫勝行

勝氏長子。在職二十年。寶德三未年〇〇（紀元二一一年）。十一月九日卒。四十六歲。

二十三代　齋藤清社司清行

勝行長子。在職十年。寬正二己年〇〇（紀元二二一年）。八月卒。三十二歲。

二十四代　齋藤二郎大夫滿行

清氏孫。在職十一年。永正十三子年〇〇（紀元二七六年）。卒。六十九歲。

二十五代　齋藤二郎大夫勝將

滿行長男。在職二十年。文龜二戊年〇〇（紀元二六二年）。五月二日卒。四十八歲。

二十六代　齋藤仙次郎清教

勝將弟。在職二年。明應四卯年〇〇（紀元二五五年）。五月二十九日卒。三十七歲。勝將辭後、亦在職七年。

二十七代　齋藤文大夫勝顯

清教弟。文龜二戊〇〇（紀元二六二年）。六月家督。在職十四年。天文十九戊年〇〇（紀元二一〇年）。七月八日卒。六十七歲。

二十八代　齋藤右近勝令

勝顯弟。在職十年。天文十九戊年〇〇（紀元二一〇年）。八月二十九日卒。六十歲。

二十九代　齋藤源大夫勝定

天文十九戊年〇〇（紀元二一〇年）。正月家督。勝定當國久良岐郡田中城主上杉隱岐守定雄三男也。相州爲二北條家一天文七年〇〇（紀元二九八年）。正月定雄及男半太郎次男久米松共討死、被レ沒二收食領一。于時三男元十郎十一歲。勝令姉定雄之母也。故養二育之一。依レ無二男子一以二長女一嫁レ之。在職二十六年。天正六子年〇〇（紀元二三八年）。十月四日卒。六十一歲。

三十代　齋藤多門勝信

勝定長子。天正十五年〇〇（紀元二四七年）。家督。同十六年〇〇（紀元二四八年）。依レ病退職。文祿四年〇〇（紀元二五五年）。四月二日卒。四十歲。

系圖寫

寬弘二年ヨリ世廿二年
大和
勝時

天延三年己亥生、三十一歲ニノ相州足柄之郡ヨリ寬弘二年乙巳九月廿一日武州豐嶋郡日比谷鄉ニ來テ神明之神職ヲ勤、長久元年庚辰八月三日六十五ニノ卒。

萬壽三年ヨリ世二十一年
勝玄 勘解由
勝近 内藏之助

寛仁元丁巳生、康平六癸卯四十七歳ニノ卒、大藏幼年ニ付後見、成長之後別家ト成ル、世八年也。

永承元ヨリ世四十三年
勝經 大藏

長久四癸未生、長治二乙酉年四月十一日六十三歳ニテ卒、四歳ニテ家督。

寛治二ヨリ世二十九年
勝信 權之丞

治暦四戊午生、天治二乙巳年十月五日五十八歳ニテ卒、二十一ニノ家督。

永久四ヨリ世三十六年
勝宗 兵部

寛治七癸酉生、二十四歳ニテ家督、仁安元丙戌二月八日七十四歳ニテ卒。

仁平元ヨリ世二十九年
勝通 出羽

天治二乙巳生、二十八辛未家督、建久三壬子四月十八日六十七歳ニテ卒。

治承三ヨリ世六年
清隅 右近

久安六庚午生、三十一己亥家督、建久二辛亥七月廿六日四十二ニテ卒、七年相續、弟内匠讓ル。

元暦元ヨリ世四十年
清滿 内匠

久壽元甲戌生、三十一歳甲辰家督、元仁元甲申三月六日七十一ニテ卒。

貞應二ヨリ世二十二
清勝 主計

正治元己未生、二十五癸未家督、建長二庚戌五月二十五日五十二ニシテ卒。

滿直 刑部

嘉祿元乙酉生、二十歳甲辰家督、建長二庚戌十月廿日二十六ニテ卒。

建長二ヨリ世五十三年
滿忠 近江

安貞元丁亥生、二十四庚戌家督、正慶元壬申六月二日百六歳ニテ卒。

乾元元ヨリ世十九年
滿永 河内

建治元乙亥生、二十七壬寅家督、貞和二丙戌四月十八日七十二ニテ卒。

權左衞門

正安三辛丑生、二十庚申家督、建武二乙亥八月九日三十五ニテ卒。

元應二ヨリ世十五年
永清 半之丞

權左衞門

德川氏入國以前

建武元ヨリ世二十四年
清連 新太郎
延文ヨリ世三十三年
清成 播磨
康應元ヨリ世十六
清氏 金吾
應永十一ヨリ世四十四年
清政 左京
文安四ヨリ世十四年
清兼 隼人
女子
寛正元ヨリ世五十三年
清常 隼人
永正八ヨリ世四十三年
清吉 圖書

元應元己未生、十六甲戌家督、延文二丁酉十二月四日三十九ニテ卒。

曆應二己卯生、十九丁酉歳家督、應永元甲戌十一月晦日五十六ニテ卒、清連無ニ實子一、依而永清甥ヲ養子スル者也。

應和元辛丑生、己巳二十九家督、應永十五子六月二十五日四十八ニテ卒。

永德三癸亥生、二十二甲申家督、康正元乙亥二月十三日七十二ニテ卒。

應永十七庚寅生、三十八ニテ家督、寛正二辛巳七月二十七日五十一ニテ卒。

寶德二庚午生、十一歳庚辰家督、永正八辛未十一月九日六十三ニテ卒。

延德二庚戌生、二十二辛未家督、天文二十一九月七日六十三ニテ卒。

天文二十一ヨリ世三十五年
清治 對馬
天正十四ヨリ世五十二年
清久 民部
清賀 左近

天文五丙申生、十七歳壬子家督、天正十四丙戌十一月二十八日五十一ニテ卒。

天正十二甲申生、三歳ニテ丙戌家督、寛永十四丁丑十月十六日五十四歳ニテ卒、母同職勝光同、勝光父三河死後對馬妻トナリテ民部生、母方ノ外舅妙樂賢海後見、而長成ニ及神職勤、後妙樂社内ニ護摩堂ヲ建妙樂寺ト云。

慶長十四己酉生、父相洲鎌倉鶴ヶ岡神主大伴美作守時成子、十五歳ニメ養子ニ來、二十九歳ニ而家督、同職修理勝光子細有テ神職被ニ召上一ヒツソク、寛永二十一勝直ヲ勝光養子ニメ他ノ氏ニテ取立神職勤、明曆元年ヨリ出入有レ之、後同四年再レ當家之苗字ヲ遺ス。

——芝寺社書上

飯倉神明宮。同〇增上寺。東の方神明町まあり。江戸名所記等に、日比谷神明とあり。今俗間芝神明と稱せ。其舊地ハ增上寺境内飯倉天神の社地なりと。〇飯倉天滿宮、天神谷まあり、當山(增上寺)の地主神なり、昔飯倉の神明も此地にありしとなり、社地に梅樹を多く栽て、二月の頃一時の壯觀たり。寶松院別當せト增上寺ノ條ニアリ。或云、赤羽の南小山神明宮の地なりとも、〇小山神明宮ノ條參照。社司は西東氏〇名所記ニ、往古當社の神詫宣ありしまより、相州足柄郡より、齋藤氏なる人を招て神主とす云々トアリ。別當ハ金剛院と號す。其餘社家巫女等あり。〇中略。按に、當社を飯倉神明宮と稱し奉るハ、舊飯倉の地まありし故まゝ稱せるなり。其地は正に三緣山、今の飯倉天滿宮の社邊なり。飯倉と云ハ、往古此地ま伊勢太神宮の御厨ありし故ま、地

名を飯倉と唱へ、又伊勢の御神を齋りしなるべし。

府社芝大神宮。

祭神。天照皇大神宮。豐受大神宮。

一條天皇寬弘二年（紀元一六六五年。）九月、勅命に依り御創建、飯倉神明宮と稱し、日向の國鵜戸郡より出現の鵜戸石及び御劔を御神寶として御寄附あらせらる。

元暦元年（紀元一八〇四年。）五月、右大將源頼朝卿、武藏國飯倉の地を御神領に寄附あり。

建久四年（紀元一八〇五三年。）右大將源頼朝卿より寶劔奉納ありて、武藏國豐島郡入間川より荏原郡玉川に至るの境に於て、神領永三百貫文の朱印を寄附す。

建武年中より將軍足利尊氏公屢御社參有之、判物竝ゟ品々寄附。

長祿年中、太田持資入道道灌當國移封の節、祈願信仰厚く、當宮を辰巳の勝地ゟ當て、千代田城を築き、以て城隍の守護神と尊崇せられたり。

天正十八年（紀元二五〇年。）關白秀吉公關東出陣の節、祈願ありて、備前長船祐定作の太刀を奉納す。

慶長十八年（紀元二七三年。）德川家康移封の節先づ當宮へ參拜せられ鎭座の由來悉く御尋ゐり、同十九年豐島郡日比谷鄕代々木村に於て、神領十五石寄附せらる。

——新撰東京名所圖會

芝神明社。飯倉神明とも稱す。芝大門通濱松町一二丁目の間の横條の北、芝口通の西に在りて東面す。（中略。）東海道名所圖會云、飯倉舊名日比谷。今芝神明と稱す。（中略。）按に、飯倉舊名日比谷と云ふは誤まれり。日比谷は櫻田鄕の北偏なる斥鹵を指せるのみ。慶長中日比谷の村民を芝口へ移さるゝも亦此地ゐあらざ。飯倉は今も西久保の西北に地名存し、昔は增上寺の山内をも籠めて赤羽川の北邊一帶を飯倉と稱したるごとし。砂子に增上寺の丘陵を飯倉山と云ひ、神明も其山際に在りと、云ふこと地形に參考して、いかにも眞實なるべし。されば神地を轉じて寺院を置き、舊祠をば其門外に移したるものとを。三浪一覽に、飯倉神社は下澁谷村伊勢原より移すと云ふ。固より信け難し。）

——大日本地名辭書

芝神明宮は、國常立尊を祀る。外宮を本社とす。右の方に內宮の社有。當社は新堀の南方有馬中務大輔殿の屋敷の長屋に添て神明の宮あり。是古の宮所なり。江戸草創の初、上方よりの往還の地にて、當所賑かなる所なれば、是へ引出し、今の繁昌なり。有馬殿の後は古宮の跡として、其所にても祀りたり。

——望海毎談

吾妻鏡、壽永三年（紀元一八四四年。）五月三日、飯倉御厨、外宮御分、安房國東條御厨、又神鳳抄（二所大神宮の御領地を記したる書。）に、武藏國飯倉御厨（當時四貫文。）と見えて、また飯倉御分、安房國東條御厨、又神鳳抄（二所大神宮の御領地を記したる書。）に、武藏國飯倉御厨（長日御幣五十町。）とあれば、此國に飯倉といへる地名二所ありしならん。一所は今の江戸の三田なる神明の地なるべし。（其證下に擧ぐ。又一所は武藏鑑に兒玉郡に飯倉あり。是にや。）是神領なる故に、社を立しならん。例ある事也。其證は上件の安房國なるは、朝夷郡の東條に今も神明社あ

——江戸名所圖會

りと聞けり。吾妻鏡、又文治二年（〇紀元一八四六年。）七月廿八日、記に、新日吉、領、武藏國河肥庄と云り。今川越の養壽院に、文應元年（〇紀元一九二〇年。）の新日吉山王の古鐘あり。三芳野名所圖會（川越の地志也。）養壽院の條に、寺記を引て、往古此所新日吉山王、社頭也とあり。吾妻鏡、又承久三年（〇紀元一八八一年。）八月七日、記に、鶴岡八幡宮御分、武藏矢古宇鄕司職（五十餘町。）とあり。今當國足立郡谷古宇村に八幡宮ありて、此時の古文書を藏せり。其文に可令早爲鶴岳八幡宮社領、武藏國矢古宇鄕事、右以當鄕可爲社領之狀、依仰下知如件、承久三年八月三日、陸奥守平（花押）など見えたり。（玉葉、建暦二年（〇紀元一八七二年）三月廿二日宣旨に、知行之輩屢々祝末社於神領之中、ミ有をも考ふべし。）

毎談に、芝神明宮、もとは新堀の南の方有馬中務大輔殿の屋舖の後長屋に添て神明の宮あり。是古の宮所也。江戸草創のはじめ上方よりの往還の地にて、當所賑やかなれば是へ出を、今に繁昌の地なり。古宮の跡へもまつりたり。又新編江戸志に、小山神明社、舊三田飯倉神明の舊地なり、山上に社ありなど云り。又此あたりに、飯倉町六町、其餘飯倉某町と唱ふる所多く有を考べし。今は三田と飯倉との間に、新堀といふ川あれども昔はなかりしなり。昔々物語に、昔は芝新堀無之、元祿之比被仰付候と見えたり。

附識す。毎年九月、此神明祭に參詣の人必生姜を買ふ事あり。山中稠有の芝神明宮開始緣起（石塚豐芥所藏。）に、生姜を此神へ奉る事は、昔社を造立せし飯倉山は近邊皆赤土也、赤土には種を殖ずとも生姜おひ出る物なり。自然に出來たる物故に、取あへぞ神に奉りし事、例になれり。又大石千引の野乃舍隨筆に、神明祭に生薑を鬻事は、論語鄕黨篇に、不撤薑食とある註に、薑通神明去穢惡故不撤とあり、これより誤るかとある人いへり、などあり。按するに、これらの說うけがたし。皇太神宮年中行事に、四月十四日、遠江神戸所進種薑、子良宿館南垣内所奉殖也、九月御祭之時御饌所供進也とありて、伊勢の神宮にて九月の御饌に奉りしを、そのかみこゝにうしつたる遺風なるべし。

—梅園日記

小山神明。　窪三田山上ニ在。

當社ハ飯倉神明の舊跡なる由いひつたふ。此地に飯倉ありし由。

—江戸惣鹿子

小山神明。　神體、雨寶童子。　別當、天台、不動院。

窪三田有馬家黑田家の間の南山上ニあり。前板に飯倉神明の舊地とあるは誤也。

—再板江戸砂子

小山神明社。　窪三田。　飯倉神明の舊地也。山上に社あり。

—江戸志、江戸紀聞

小山神明宮。　同所（〇三田。）有馬家と黑田家の間小高き所ニあり。神體は雨寶童子。別當は天台宗、不動院と號す。此所を飯倉神明宮の舊地とするは誤なり。

—江戸名所圖會

神明稱荷社。（社地拜領地二百七十坪餘。）三田久保町。

德川氏入國以前

神明本社。(間口二間。奥行三間。)　拜殿。(間口三間。奥行二間。)

祭神、雨寶童子。(木立像、丈一尺一寸。)

右神明宮ゝ儀ゑ往古飯倉神明之元地之由申傳ゐ故、元神明と唱候由ニ御座ゐ。

相殿。不動明王。(木像、丈二尺三寸五分。)　歡喜天。(銅像、丈一寸六分。○略。)

末社。金毘羅社。(間口四尺五寸。奥行五尺五寸餘。)　神體不動。(木像、丈二寸五分。弘法大師作。)

稻荷本社。(間口五尺。奥行六尺。)

平川稻荷大明神。神體正觀世音。(木像、丈一寸八分。)

右平川稻荷と唱ゐ儀ゑ、往古平川御門内ニ鎭座之由申傳ゐ間、平川稻荷と唱申ゐ。尤右鎭座之年代相知不申ゐ。

別當、不動院。天台宗、東叡山末。

當院開基開山等先年類燒之節記錄燒失仕相知不申ゐ。

——戊子寺社書上

長泉寺。天台、上野末、同處。(土○龍開山。)

八幡神社。

神明社。二百十三坪。

同社。(ド○太神宮トアレ神明ナラン。)　麻布龍土町。

江戸志江戸紀聞

——江戸總鹿子

龍土、麻布百姓町の西今井まつゞく。(略。○中)　此地名愛宕下ともありて、彼所までは獵人と云。

按に彼所より引し地なるか。漁獵の獵師など居ゝるゆへいひしにや。猶考ふべし。

——江戸砂子

龍土の地の神明の社は、古へは愛宕下にあり。其所今は青松寺の地所の□□に辨才天の堂有りて、是を龍土の辨天と呼しを以て見れば、昔は愛宕下龍土といへるならん。此所より今の龍土へ遷したる神明の土地は石河氏の方へ賣てその人の屋敷となり、其邊の百姓地へ神明の社を引遷せし所にて、此時の宮所なり。伊達遠江守殿屋敷近く信仰せられしより、社領百石を寄進にて繁昌なり。

——望海毎談

麻布龍土。神明社。境内年貢地貳百三拾四坪、內持添年貢地貳拾壹坪。

鎭座勸請の義ゑ、人皇百壹代後小松院御宇、至德元甲子年(○○紀元二四四年。)八月十六日飯倉城山ゟ起立有之ゐ處、其後元和年中御用地ゟ被召上、當時之場所ニ引移申ゐ。

祭神、內外兩宮。

武藏國豐嶋郡麻生龍土山神明宮緣起。

傳曰、抑飯倉之城山神明宮者、人皇百單一代後小松院御宇至德元甲子年(○○紀元二四四年)八月十有六日初奉勸請之。及今三百有餘歲也。江府所在三所之神明其中之一也。(○略。○中)斯宮也、昔號二龍燈山神明一所以然者、草創之時自品川浦以龍燈來獻之故也。自爾以來、每歲以草創日仲秋既望爲恒例祭祀行如在之禮奠矣。物變星移、靈社漸破壞也。於是城主太田道灌爲再興、造營

修補。且寄以祭田方五町云云。故邑長當摩又右衞門世世獻祭日之御膳也。而後元和乙卯歲（〇元和元年。紀元二二七五年。）夏五月大將軍秀忠公拔攝大坂之城及東照大權現天下一統重築江城。以郭內狹溢。故近隣寺社除於郊外。當宮亦然偶然遷於斯。於戲地非不多。自龍燈來龍土者。豈非神之冥慮哉。〇略。

別當龍土山神護院長泉寺。天台宗。東叡山末。　起立年代不詳。〇下略。

——戊子書上（續府內備考）

長久震災ニ淺草寺倒壞僧圓寂ノ復興

長久二年辛巳（〇紀元一七〇一年。）十二月廿二日、（〇三正綜覽。）東國地震ヒ、淺草寺ノ佛閣顚倒ス。後數年ヲ經テ、永承五年庚寅（〇紀元一七一〇年。）僧寂圓ソノ再建ヲ謀リ、翌六年辛卯（〇紀元一七一一年。）ニ至リテ成ル。〇淺草寺緣起。神社考詳節。

後朱雀院御宇長久二年辛巳（〇紀元一七〇一年。）十二月廿二日大地震動して佛閣顚倒せり。人皆くろひ復もる事なし。隙地芒蕪まして維黍離々たり。爰ま寂圓阿闍梨といふ聖修行の次ま此寺に參詣して靈場を拜し奉るま鳳の甍早くやつまて蘆萩砌に繞。佛地空しくあれて荊蘚庭に生さゝり。進んで他力を催しなんとそれハ卽精誠を萬人の間にとゝのへかたし。退て自術を策ともそれば亦財產を草庵の中ま儲る事なし。然まども材木を隣境の山頭ま尋ま。菁萱を當州の野外まとゝのふ。去る永承五六兩年（〇紀元一七一一年。）ま建立供養して宿願を果し給ふ。

——淺草寺緣起

金杉三島明神勸請ノ說

後朱雀院長久二年辛巳十二月二十二日、大地震而佛閣堂宇盡顚倒矣。永承六年寂圓阿闍梨建觀音堂。

——神社考詳節

上野山麓金杉ノ三島明神社ハ、伊豫三島神社ヲ勸請セルナランモ、或ハ延久二年庚戌（〇紀元一七三〇年。）江川安經ノ初テ祀ル所トイヒ、或ハ豫人河野某ノ勸請ト傳ヘ、ソノ起原詳ナラズ。後淺草（〇壽町。）ニ移祀ス。而モソノ舊地ニモ亦元三島（〇上根岸。）社ヲ存セリ。〇江戶惣鹿子。江戶砂子。神祇志料。同附考。江戶名所圖會。古史傳。江戶志。改撰江戶志。江戶圖說。乙酉寺社書上。江戶紀聞。新篇武藏風土記稿。新撰東京名所圖會。

三嶋神社。淺草田原町の南。〇淺草區壽町。

祭神、大山祇。伊豆國三島大明神勸請。

當社は元祿年中、上野中堂御建立の時、坂本より此所ま移る。近年度々池魚の災にかゝりて、社頭形のごとくの小祠なり。然れども舊地勸請のはじめハ、年歷不知。往古よりの神社なるべし。

——江戶惣鹿子

三嶋社。清水いなりの西。〇清水稻荷下同時。

當社ハ上野のふもと坂本まあり。元祿右同時。當所まうつさる。

——江戶砂子

神社考曰、聖武天平五年三島明神現。

伊豆三嶋神社。今君澤郡三島驛にあり。傳云ふ、本社昔伊古奈比咩命神社同殿に坐しを、後

今の地ゝ別遷さる。（豆州志、行嚢鈔○按、社地今君澤郡に隷たれど、社域ばかりを賀茂郡と云也。）蓋伊奘諾尊の兒大山積命を祀る。（參取古事記、日本紀纂疏、一宮記。）卽伊豆の一宮に坐り。（三島文書。一宮記。）伊豫三島神を遷奉る所也。（親行海道記。廿二社本緣。源平盛衰記。）廿二社本緣。賀茂社の條に、伊豆國賀茂郡仁坐（寸留）三島乃神、伊豫國仁坐（寸留）三島乃神、同體（仁天）坐（寸止）云（閉利）、天神（止波）申（世登毛）、何乃神（登）云事、所見不詳、また諸神記、三島社、（仁豆。攝津。伊豫。越後。駿河。）三島加茂社者、來從百濟國垂跡攝津國、號三島國造、蓋以此義也、加以神功皇后定伊豆國造、仁德天皇顯伊與基址大山祇神也とみえ、仁治三年の頃に記せる親行道記に、伊豆の國府にいたりぬれば、三島社のみしめうち拜み奉る、（○中略。）此社は伊豫の國三島大明神をうつし奉ると聞く。（○下略。）

——神祇志料、同附考

伊豆三嶋社。（○中略。）二十二社本緣、賀茂社の處に、葛木乃賀茂（波）鴨（登）書（計里。）都波八重事代主乃神（登）云、伊豆國賀茂郡仁坐（寸）三嶋乃神同體（仁天）坐（登）云（惠利）云云とあり。此御社のことを云る籍ども、一として大山祇神ゐりと云ざるはなき中ゝ、此書にのみ葛木鴨神と同體なりと云ること、最も珍しき說の正說ゝぞありける。（抑此社の神を大山祇神ゐりと云說は、同じ津國三島より伊豫國へ大山積神を遷し祝ひて、其を三島神といひ、神名式に大山積神社と擧られたる故に、其にのみ心引きて深くも思はず、此神社をも三島神社と云をもて、何の辨へもなく、此をも大山祇命と云こととは成ぬるゐり。近世の書には、五柱の山祇神を祭れる由にて、諸山祇大明神ゐど云るは、殊に謂ゐき妄事なりかし。）さて此御社は、疑なく津國三嶋鴨神社を遷し祀れるなり。故社號を三嶋神社と名づけ、伊豆に祝へる故に、伊豆てふ地名を冠らしむこと、大和國鴨神社を三嶋に遷して、三嶋鴨神社と號たると同例なり、社號に鴨と云ざる故に、郡名を賀茂と號へりと聞えたり。（そは此御社今は君澤郡三島驛に在れど、舊は賀茂郡白濱と云所に坐す。伊古奈比咩命神社と相社に坐しを、今の三島驛に別移せる由なれど社域ばかりを賀茂郡と云。然れども本郡の賀茂郡とは遙に隔れる地なり。）

——古史傳

三島社。清水稻荷西。堀田家屋敷近所。西藏院持。

社傳日、當社古上野麓坂本ゝあり。元祿の比此地ゝ移さると也。神社啓蒙曰、一宮記大山祇命也。改曆雜事曰、崇峻帝御宇庚戌出現ト云云。かくみゆれは、當社も祭神是に同じ。又曰、神社考ニハ聖武天平五年三島明神現ト云云。

——江戶志

緣起ゝいふ、延久二年（○紀元一七三〇年。）五月、武州豐嶋郡領主江川團左衞門安經と云人、下谷金杉根岸村ゝ三島を祭、本地藥師佛を造立、金杉村鎭守とに。寶永中台命に因て淺草へ遷さる。祭事五月十五日、九月十五日なり。

——改撰江戶志

三島明神社。駒形町の西二丁ゝりゝあり。祭神大山祇命一坐。（伊豫の國風土記ゝは大山積ゝつくれり。）土人傳云、往古河野何某本國豫州の地より此武藏國へ赴くの海上ゝて風波の難ゝ逢、仍本國一宮の御神ゝ祈り奉りしゝ、恙なく着岸せしかハ、神恩を報奉らむゝ爲、第宅の地ゝ勸請ありし由。昔ハ下谷坂本ゝありしを元祿年中今の地へ遷さる。（其舊地東叡山の東の麓根岸村ゝあり。）祭禮ハ每歲五月十五日なり。

——江戶名所圖會

三島西藏院門前と云町屋なり。則當坂本西藏院持。當社面足尊を祭れり。伊豫の三島を遷そと云。又一ゝ大山祇命をまつるとも云。元上野下坂本ゝあり。元祿中當所ゝうつさるとなり。

——江戶圖說

大山積神社。今大三島の宮浦ゝ在り。（伊豫國圖。一宮巡詣記。神名帳考。神名帳打聞。）三島大明神と申す。（釋日本紀。）卽伊豫

一宮也。金葉和歌集。十訓鈔。一宮記。大山積命を祀る。一名を和多志大神と云。初仁德天皇の御世、此神百濟國より渡來坐て、津國御島ゝ坐き、故之を三島大明神と云ふ。釋日本記引伊豫風土記。○按、此大山積神は百濟の神ゝして、伊奘諾尊の御子大山祇神とは異神なるが如く聞ゆれど、大巳貴少彥名神の外國に渡り坐て、後に復還り給へるが如く、此神も上古百濟國に往まして、仁德天皇の朝に歸り來坐るにもやあらむ。凡て神の後上の事は、凡人の測り知べきにあらねば、輒く論ふべからぞ。又按、國造本紀に小市國造珠流河國造、伊豆國造共に物部連同祖にて、本國越智郡大三島に大山積神社あり、駿河富士郡淺間神社、伊豆賀茂郡三島神社竝に大山祇命を祭るは、極めて故こそあるべけれ。此神もとより物部氏に由緣ありて、其同族の住る處に祭られたる歟。若しくは同名異神にて、物部連の祖神を殊にしかねへて祭れる歟。此神百濟より歸來ると云るは、日本靈異記に、越智郡大領の先祖越智直百濟に遣され、唐國に、捕はれたりしが、其後筑紫に歸來りしを、天皇召問て其樂む所を申さしめしに、郡を建て仕へ奉らんとて郡を建たりとある事を謬り傳へて、風土記には其事を神異にものせんとて、云云と記したるにはあらざる歟。姑附て考に備ふ。

伊豫風土記に、宇知郡御島坐神御名大山積神。一名和多志大神也。是神者所顯難波高津宮御宇天皇御世、此神自百濟國度來坐而、津國御島坐云云。謂御島者津國御島也とある神の越智氏に由緒ある事。豫章記に云云とみえ、日本靈異記に、伊豫國越智郡大領之先祖越智直爲救百濟遣到軍之時、唐兵所擒、至其唐國、我國八人同住一洲、償得一觀音幷像、信敎尊重、八人同心、窃截松木以爲舟、奉請其像、安置舟上、各誓願念彼觀音、爰隨西風、直來筑紫、朝廷聞之、召問事、天皇垂令申所樂、於是越智直言、立郡欲仕、天皇可、然後建郡造寺、卽置其像、自時迄于今世、子孫相繼歸敬、蓋是觀音之力、信心之至也とあるを、風土記に合せ考ふるに、自百濟度來云云は、此時の事を語り傳へたるが混れたるにて、實に越智氏の祖神なるを、百濟より度來りし神の如く謬りつるにはあらざる歟。

——神祇志料、同附考

三島明神社。淺草。三島西藏院門前。

本社。土藏造、二間四方。供殿。二間四方。拜殿。間口三間。奥行二間。

神躰。幣。隨身。丈二尺五寸。

相殿。十一面觀世音。木像、長九寸。辨財天。木像。長八寸。

御供所。間口五間。奥行三間。

石鳥居。高一丈三尺。横一丈四尺。一基。

末社。稻荷宮二社。一者石稻荷ト號。一者紙出稻荷ト號。

石碑。○中略。

別當、圓明山寶福寺西藏院。新義眞言宗。足立郡元木村吉祥院末。寺在豐島郡金杉村。

——乙酉書上(續府內備考)

延命山西藏院地藏寺。二千二十五坪。本木吉祥院末。同所○金杉。中村。寺領五石。

開山、權大僧都平眞和尙。開基、河野氏、

元三島の社當寺にありて河野家勸請也。後淺草にうつるゆへゝ。此邊をもと三島と云。

——江戶志、江戶紀聞

西藏院。新義眞言宗。足立郡元木村吉祥院末。圓明山寶福寺ト號ス。本尊大日。開山平眞ト云。寂年ヲ失ヒタレド、天正十九年上野鄕ノ水帳ニモ寺號ヲ載タレハ古キ寺ナリ。淺草田原町續ニ祀ル三島明神ノ別當寺ナリ。

德川氏入國以前

稻荷堂。護摩堂。

熊野社。里俗ニ元三島ト呼ブ。前ニイヘル三島社地寶永年中御用地トナリ、替地ヲ賜ハラサル間ハ、神體ヲ段々此社内ニ移置ケリ。故ニ其比ヨリ當社ヲ元三島トハ稱セリトゾ。

——新編武藏風土記稿

三島神社は上根岸町四十二番地。字元三島。卽ち東叡山の北麓にして、舊日本鐵道線に沿ふて在り。本社は伊弉冉尊、大山積命、和足彦命、上津姫命、下津姫命、三島姫命を祀る。淺草區壽町に在る三島神社の元地なるを以て本社を置く。彼社は寶永六年まで此處にありしなり。

——新撰東京名所圖會

元三島社。村〇金杉村。南根岸ニアリ。社地東西十五間三尺、南北二十間。面積三百十四坪五合。祭神伊奘冊命、大山積命、和足彦命、上津姫命、下津姫命、三島姫命。祭日五月十五日。境内雜樹アリ。

——東京府村誌

淺草寺炎上

承暦三年己未〇紀元一七三九年。十二月四日戊戌〇戊、三正綜覽。淺草寺火ヲ失ス。〇淺草寺緣起。神社考詳節。

白河院御時承暦三年己未〇紀元一七三九年。十二月四日亥刻神火俄に燃來て平漠の雲に焰を上といへども、佛像又飛出、坤方梢よ光を移し給ふ。昔村上の聖代に鳳闕回錄の時神鏡飛出給て南殿の櫻よ輝給ひき。いは白河の御宇に祠炎上の時佛像飛出坤の榎の梢を照し給。かれハ百王鎭護乃靈神也。是は四夷靜謐の驗佛なり。

——淺草寺緣起

白河院承暦三年己未十一月四日、有二神火一。佛堂盡燒亡。此時觀音飛移二于榎木一。

淺草寺觀世音柳御影

淺草寺所藏

傳ヘイフ、今ヨリ千百餘年前淺草寺炎上ノ際、本尊觀世音ノ像柳木ニ移リテ祝融ノ災ヲ免ル。依テ慈覺大師其木ヲ伐リテ尊像ヲ模刻スルトトモニ、同木ノ影像ヲ鏤刻ス。後元祿年中コノ鏤板ヲ東叡山ノ庫中ニ納メ、戊辰ノ役ソノ所在ヲ失セシニ、明治十年九月之ヲ土中ヨリ發掘シテ淺草寺ニ返納スト。寫眞ハ之ヲ用ヒテ印行セルモノトス。

稻荷堂。護摩堂。

熊野社。里俗ニ元三島ト呼ブ。前ニイヘル三島社地寶永年中御用地トナリ、替地ヲ賜ハラサル間ハ、神體ヲ段々此社内ニ移置ケリ。故ニ其比ヨリ當社ヲ元三島トハ稱セリトゾ。

——新編武藏風土記稿

三島神社は上根岸町四十二番地。字元三島。卽ち東叡山の北麓にして、舊日本鐵道線に沿ふて在り。本社は伊弉冉尊、大山積命、和足彦命、上津姫命、下津姫命、三島姫命を祀る。淺草區壽町に在る三島神社の元地なるを以て本社を置く。彼社は寶永六年まで此處にありしなり。

——新撰東京名所圖會

元三島社。村〇金杉村。南根岸ニアリ。社地東西十五間三尺、南北二十間。面積三百十四坪五合。祭神伊奘冊命、大山積命、和足彦命、上津姫命、下津姫命、三島姫命。祭日五月十五日。境内雜樹アリ。

——東京府村誌

承暦三年己未〇紀元一七三九年。十二月四日戊戌〇戊戌、三正綜覽。淺草寺火ヲ失ス。〇淺草寺緣起。神社考詳節。

白河院御時承暦三年己未〇紀元一七三九年。十二月四日亥刻神火俄に燃來て平漠の雲に焰を上といへども、佛像又飛出、坤方梢ま光を移し給ふ。昔村上の聖代に鳳闕回錄の時神鏡飛出給て南殿の櫻ま輝給ひき。いはゞ白河の御宇に祠炎上の時佛像飛出坤の榎の梢を照し給。かれハ百王鎭護乃靈神也。是は四夷靜謐の驗佛なり。

——淺草寺緣起

白河院承暦三年己未十一月四日、有二神火一。佛堂盡燒亡。此時觀音飛移二于榎木一。

淺草寺觀世音柳御影

淺草寺所藏

傳ヘイフ、今ヨリ千百餘年前淺草寺炎上ノ際、本尊觀世音ノ像柳木ニ移リテ祝融ノ災ヲ免ル。依テ慈覺大師其木ヲ伐リテ尊像ヲ模刻スルトトモニ、同木ノ影像ヲ鏤刻ス。後元祿年中コノ鏤板ヲ東叡山ノ庫中ニ納メ、戊辰ノ役ソノ所在ヲ失セシニ、明治十年九月之ヲ土中ヨリ發掘シテ淺草寺ニ返納スト。寫眞ハ之ヲ用ヒテ印行セルモノトス。

KYOTO UNIVERSITY LIBRARY

之ヲ用ヒテ印行ホルモノヽ如シ。

常十年九月之ヲ土中ヨリ發掘シテ數百年前淺草寺ニ遷座スイ。眞眞ヘ
無疑ヲ東海山ノ車中ニ載ス。以凡
後ヲ數百メルイイモニ、同木ノ湯
木ニ刻リテ觀ノ災ヲ免ル。故
ハトマ、今ヨリ千百餘年前淺草
淺草寺觀世音輪王堂

淺草寺

淺草寺田園施入

承徳二年戊寅〇紀元一七五八年。四月、藤原成實地ヲ淺草寺ニ寄ス。〇淺草寺緣起。江戸紀聞。

—神社考詳節

堀河院御宇承徳二戊子〇戊子ハ戊寅ノ誤カ。承徳二年ハ戊寅ニシテ戊子ニアラズ。戊子ハ天仁元年ナリ。四月。國宰從五位下藤原成實といふ人あり。當國を拜任して四ヶ年、爰に白駒の影馳らんとく、畫熊の駕歸なむとするに、猶重任の望有て、當伽藍に祈奉るに、不慮の外に所願成就を。召奭の遺詠を貽はゆらされとも、偏に觀音の冥助によりて也。をてに慈悲の恩を蒙まり。いらてら報謝のおもひなからむや。仍代々牢籠の田畠を尋ねてもとのにとくこを施入し奉る。倩先蹤を勘るに、天慶年中に安房前司さいもひを祈て遂に滿足せしむ。靈驗のいちしるき事古今にれ同じ。あれを聞是を見む輩後々代々の史豈寺家の佛法を忽緒して田園の奉免を渴仰せむや。天衣の名はゝとひひをらくとも觀音の願功はつきじ。車形の鄕はたとひ傾とも觀音の法輪は永あく轉せむ。

—淺草寺緣起

按に大系圖に源成實と云し人武藏介になりたる事あり。藤原成實と云人ハいまた他書に見侍らば。

—江戸紀聞

平塚明神ノ勸請

傳ヘイフ、元永年間〇紀元一七七八、一七七九年。豐島近義太郎ソノ館域ニ源義家ノ甲冑ヲ埋メテ塚ヲ築キ、且義家義綱義光ノ影像ヲ祀リテ鎭護ト爲ス。現ニ瀧野川上中里ニ存スル平塚神社是ナリト。ソノ別當寺ノ開創ハ詳ナ

ラズ。始ハ淨土宗ニテ安樂寺ト稱セシガ、ノチ寛永年間ニ城官寺ト改稱シテ眞言宗ニ歸セリ。○江戸砂子。江戸志。江戸紀聞。江戸名所圖會。新編武藏風土記稿。武藏通志。

平塚大明神。別當平塚山安樂院城管寺。同。○眞言。平つか。

當社ハ八幡太郎義家朝臣奥州貞任征伐の時鎧をおさめ給ふ所の舊跡まして、八幡太郎・加茂二郎・新羅三郎の三連枝をまつる所の社也。社領五十石。平つか村の鎭守。本地佛、十一面觀音。義家朝臣の持佛といふ。

鎧塚。義家朝臣の鎧を藏ふまふ所也。本社のうしろ也。日本武尊秩父の峰ま武具をおさめ給ふ先例をひゝれしと也。

當寺はしめハ安樂寺といひし也。○中略。

平塚城。豐嶋左衞門の城跡と云。その所さたゝならず。

——再校江戸砂子

平塚神社。神領五拾石。別當眞言、平塚山安樂院城官寺。

略緣起云、當社ハ八幡太郎義家・加茂二郎義綱・新羅三郎義光、此御三人を三社明神と奉齋なり。比ゐ人皇七拾四代鳥羽院御宇、元永年中、武州豐島郡城主豐嶋太郎近義自作也。是ハ奥州阿部貞任同宗任竝家衡武衡退治歸陣の時、豐嶋の城ま御逗留有之御鎧竝守本尊十一面觀音を賜ま。則ち行基菩薩の作。御長七寸。近義是を城の淸地ま奉崇御鎧を埋め社を建、御三人の御影共に納む。去るま依て、今ま鎧塚と申。社の後ろにあり。本地阿彌陀如來ハ筑紫安樂寺の中尊、赤梅檀、御長一尺。毘首羯摩の作也。則チ臺坐ハ瑪瑙の玉坐也。中興安樂寺の住僧回國修行の砌り、此寺ま旅宿を。如來盤石の如くまして動らば。是ま依て庵主ま本尊を附屬し、庵号安樂寺と號に。寛永の頃新ま城官寺と名付くと云々。

——江戸志

豐島系圖ま云、武藏國豐島の城主豐嶋太郎近義、八幡太郎義家より鎧ならびに十一面觀音を賜ふ。其後義家逝去ありしらバ、近義みつから義家・義綱・義光の御影を作りて、あゝめまつる。よろひを埋て平塚大明神といへり。今ハ平塚上官寺是也と云々。

今按ニ豐島系圖ハまゝるに所ハいゝさま古くよりかく傳へしなるべし。寺傳ゐ云所ま尤後人の作意あるて甚信用しかたき說あり。

——江戸紀聞

平塚明神社。平塚村まあり。當社緣起云、往古八幡太郎義家兄弟奥州前後十二年の戰終り凱陣のミきり此地ま逗留あり。城主豐島氏某或豐島太郎近義とも云、ま鎧一領竝ま守本尊十一面觀音長七寸、行基菩薩の作也今城官寺ま安置も。を賜ふ。其後元永年中豐島氏城内淸淨の地を擇むて彼鎧を塚ま築收め、塚の形高からさるを以を平塚ま號も地名も亦これに因て稱す。平塚ま城の鎭守とす。且社殘營むて三連枝の像を安し、平塚三所明神と號も。八幡太郎義家。加茂次郎義綱。新羅三郎義光。是義家兄弟の武功を欽崇且武運を祈らん爲ありと云云。別當を平塚山城官寺といひ、安樂院と號も。城官寺の來由ハ姑こゝま略も。本地阿彌陀如來を安す、赤檀佛毘首羯摩天の作瑪瑙の玉座なり。昔筑紫安樂寺の僧回國修行の砌此像をこゝま安置せしとぞ。

白髭明神社。同所畑の中まあり。祭神ハ猿田彦命まして豐島氏の勸請ありと。往古ハ平塚

の城中まありしとぞ。

平塚城跡。平塚明神のあさりより飛鳥山の邊迄をいふ。鎌倉大草紙云、文明九年。〇紀元二一三七年。四月十三日、道灌江戸より打て出、豊嶋平右衛門尉が平塚の城を取巻、城外を放火して歸りける處を、豊島兄の勘解由左衛門を頼ける間、石神井の城練馬の兩城より出攻來りければ、太田道灌上杉刑部少輔千葉自胤以下、江古田沼袋と云所まで馳向ひ合戰して、敵は豊島平右衛門尉を始として、板橋赤塚以下百五拾人討死す。中略。同十年〇紀元二一三八年。正月廿五日、豊島勘解由左衛門が平塚の要害へ押寄責けれども、其曉沒落して、敵ハ猶九間城小机の城まで籠と云々。

——江戸名所圖會

平塚明神社。源義家義綱義光ノ靈ヲ合祀ス。神體三軀ハ豊島太郎近義ノ作ナリ。今ハ秘シテ扉ヲ開カズ。別ニ畫像ヲ置リ。緣起云、義家兄弟奥州凱陣ノ時當所平塚城ニ滯留有シニ、城主豊島某厚ク饗シケルニゾ、其忠誠ヲ賞セラレテ、鎧一領ト守本尊十一面觀音ノ像一軀ヲ與ヘラル。其後元永年中豊島氏城ノ鎭護ノ爲トシテ、彼鎧ヲ城内ニ埋ミ、其上ニ塚ヲ築キシガ、塚ノ形高カラザルヲ以テ平塚ト唱ヘ、又具足塚トモ號セリ。是地名ノ由テ起ル處也。又義家義光ノ武功ヲシタヒテ一社ヲ建テ影像ヲ安置モルモノ、今ノ三所明神是ナリ。〇中略。

別當城官寺。新義眞言宗。大塚護國寺末。平塚山安樂院ト號ス。本尊阿彌陀ハ赤梅檀ニテ坐身長一尺許、毘首羯摩ノ作ト云。臺座ハ瑠璃ニテ造ル。是昔筑紫安樂寺ノ本尊ナリシガ、

彼寺ノ僧回國ノ時當寺ニ旅宿シ、故有テ是ヲ附屬セシヨリ安樂寺ト稱ス。其頃迄ハ淨土宗ナリシガ、寛永十一年〇紀元二二九四年。社領修理アリシ時、金剛佛子ヲ請シテ別當タラシメシヨリ、今ノ宗門ニ改ムト云。〇中略。

寺中、光明院。十一面觀音ヲ本尊トス。コハ義家ノ守護佛、行基ノ作ニテ豊島近義ニ與フル所ノ像ナリト云。立身長二尺。

平塚城跡。今其所在定カナラズ。城官寺ノ邊トモ、又西ケ原御殿山トモイヘド、皆正キ證ナシ。今按ニ、平塚明神ノ後背ハイト高キ地ニテ、其南ノ方ニ蟬坂ト云アリ。或ハ云、攻坂ノ轉誤ナリト。又小名角櫓ト唱ル地、及小渠ニ架セル橋ヲ外輪橋ナド呼ベバ、此邊推ナヘテ城蹟ニシテ、廣キ構トミヘタリ。豊嶋系圖ニ、秩父六郎將恒ノ二男豊嶋二郎武常ト稱ス。其子太郎近義豊嶋ノ城主タリト載ス。此豊島城ノ名ハ、外ニ聞所ナケレバ、恐クハ此人始テ當城ヲ築キ豊嶋城トモ唱ヘシナラン。鎌倉大草紙ニ云、文明九年〇紀元一四七年。(或記ニ八年トス)正月長尾景春、一味ニハ武州豊嶋郡ノ住人豊嶋勘解由左衛門(按稱泰經)ニ同弟平右衛門(按稱泰明)ニ石神井城練馬城ヲ取リ立、江戸川越ノ通路ヲ取キル。四月十三日(或書二十四日トス)太田道灌江戸ヨリ打テ出豊島平右衛門ガ平塚ノ城ヲ取マキ城外ヲ放火シ歸リケル所ニ、豊嶋ガ兄勘解由左衛門ヲ賴ミケル間、石神井城練馬城ヨリ出責來リケレバ、太田道灌上杉刑部少輔千葉自胤以下、江古田沼袋ト云所ニテ合戰。平右衛門ヲ始メ、板橋赤塚以下百五十討死云々。是平塚城ノ名古書ニ出タル始ナルベシ。又管領記ニ、文明十年〇紀元一三

年。五月五日、太田道灌出馬、武州平塚城ヲ攻、一日ノ内ニ落城シ城主大森伊豆守憲頼城ヲ落テ筥根山ニ隠ル。憲頼ハ大森信濃守氏頼奇栖庵ガ兄ナリトミエタリ。此後當城ノ事ヲ記セシ者ナシ。恐クハ憲頼落去ノ後此城ハ毀チシナラン。

——新編武藏風土記稿

平塚神社。

瀧野川村（上中里村。）ニアリ。（域内貳千四百貳拾八坪。）源義家ヲ祀リ、義綱義光ヲ合祀ス。社傳云、義家征奥ヨリ還リ此地ニ來リ、豐島近義（太郎）ノ館ニ宿ス。近義厚ク之ヲ饗ス。義家之ニ甲冑ヲ與フ。元永中其甲冑ヲ埋メ一塚ヲ築キ、前ニ一社ヲ建義家ヲ祀リ、以テ平塚城ノ鎮護トナシ、平塚明神ト稱スト。平塚ノ名之ヨリ起リ、後鄉名トナル。寛永十八年辛巳（紀元二三〇一年）九月德川氏社領五拾石ヲ付ス。

平塚城址。

瀧野川村（上中里村。）ニアリ。其地詳ナラズ。平塚ノ西ナリト云。或西原村御殿山トナス。但神社ノ背地高隆ニシテ、外輪橋角櫓等ノ小名存ス。蓋城堡ノ遺名ナリ。豐島近義此ニ居リ源義家ニ屬ス。（豐島系圖、平塚神社々傳。）裔孫泰明ノ時文明十年戊戌（紀元二一三八年。）正月廿五日、太田資長ノ拔ク所トナリ、城遂ニ廢ス。

——武藏通志

百草八幡松蓮寺

百草（南多摩郡七生村字百草。）八幡社ハ、天平年間ノ草創ト傳ヘラル。ソノ別當松蓮寺ハ今廢亡シタレドモ、保元（紀元一八一六乃至一八一八年。）以降ノ舊刹トシテ知ラル。或ハ之ヲ以テ鎌倉時代ノ一名刹眞慈悲寺ニ擬スルモノアルモ眞慈悲寺ノ舊跡ハ別ニ同村ニ在ルガ如シ。（新篇武藏風土記稿、江戸名所圖會、武藏通志、大日本地名辭書、松蓮寺由來記、武藏名勝圖會、日本地理志料、多摩名勝圖會、調布日記。）

附眞慈悲寺址

一、百草八幡

八幡社。除地九萬坪。村（百草。）ノ西ノ方ニアリ。入口ニ石階二十級ヲ設ク。ソノ上ニ鳥居ヲ立。本社ハ三間ニ三、尺五寸ニテ、五間四方ノ上屋アリ。又其前ニ三間ニ五間ノ拜殿アリ。神體ハ六軀ニテ、共ニ木像ナリ。其一ハ長三寸二分、背ニ王仁源義家納ト記ス。王仁ヲ配祀スルコト、其故ヲ詳ニセズ。一軀ハ長六寸許ノ女體ノ坐像ナリ。後ニ神后宮大神直御作凌岱軀アレド、朽損シテ其形モ見分ラズ。銘モ有ベケレド剝落シタレバ、何ノ神體ナルコトハ知ラズ。社傳云、當社ハ聖武天皇ノ御宇天平年中、釋ノ道璿ノ高弟道廣ト云僧ノ創立ニテ、後康平五年（紀元一〇六二年。）鎭守府將軍源賴義、奥州阿部貞任宗任ヲ征シ、凱旋ノ時此地ヲ過ラレ再建スル所ナリ。又其男義家モ此比父ニ從ヒ下向セシカバ、今ノ神體ヲ造立アリシモ此頃ノ事ナルカ。又賴義常ニ所持シ玉フ所ノ觀音ノ像一軀ヲ納メ給ヒシトテ、今モ別當寺ニ藏セリ。カク賴義義家二人トモ信シ玉フ社頭ナルニヨリ、右大將賴朝ニモ深ク渴仰シ玉ヒ、手ツカラ法華經一部ヲ書寫シテ寄附アリシト云。今モ別當寺ニ傳フル經文ノ殘缺是ナルベシトイヘド、覺束ナキ說ナリ。猶寶物ノ條下ニ辨

東京市史稿

セリ。此後ノ事總テ詳ナラズ。ハルカノ星霜ヲヘテ、天正元年〇紀元二二三年。宮社造營ノコトアリ。其後慶長十五年〇紀元二二七〇年。九月別當寺方丈以下再建アリシコトハ下ニ出ス由來記ノ文ニ詳ナリ。寛永九年寛文六年ニモウチツヾキテ修理アリシト云。例祭毎年八月十五日。

——新編武藏風土記稿

百草八幡宮。松蓮寺より西の方山の中腹にあり。則松蓮寺奉祀の宮なり。八月十五日を以て祭辰とす。寺僧曰、正殿に安置をる所の神體は、八幡宮、神宮、王仁、津戸明神、武内大臣、義家公等の木像ありと。略。下

八幡神社。七生村ニアリ。域内七百四拾壹坪。應神天皇ヲ祀ル。社傳云、天平中僧道廣之ヲ創建シ、康平五年壬寅〇紀元一二二二年。源頼義征奥凱旋ノ時之ヲ再建シ、後天正元年癸酉、〇紀元二二三三年。寛永二年壬申、〇紀元二二八五年。寛文六年丙午〇紀元二二二六年。等之ヲ修營ス。社地樹木翁欝ニシテ、中ニ巨松一株アリ。圍壹丈二尺、社前ニ雙石狗アリ。狀奇古ニシテ臺石ニ天下〇平カ。寶字四字隱然視ルベシ。

——江戸名所圖會

百草。略。中世吉富郷内の地とす。八幡宮あり。鶴岡文書に、康暦元年〇紀元一九九八年。吉富郷は彼社領たりし由見ゆ。近世除地九萬餘坪を占めたる大社なり。

——武藏通志

抑武州多摩郡百草村松蓮寺者、聖武天皇天平年中、道璿弟子釋道廣以二大勸進一始建二道場一、七堂全備者也。其後康平五年〇紀元一二二二年。伊豫守源頼義公奥州下向時、當所御通松蓮寺御滯留。八幡宮御再興。朝敵追討御願御祈禱有之候。義家公爲御奉納八幡大菩薩木像、并津戸明神武内大臣神宮御體、王仁像五社相殿、秘佛今以有之。御凱陣砌、頼義守本尊等奉納被遊候。御旗本面面奉納物有之候。其已後建久年中頼朝公御祈禱松蓮寺被仰付候。勇山上人、辨豪上人、堯尊上人相續住持被致候。建長年中、源氏某御願有之。當寺本尊彌陀金銅像御寄進住持祐慶承之。建長七年〇紀元一二五五年。祐慶請二相州琳長師一爲二住持一、改二禪院一云云。天正年中賢惠上人、松蓮寺住持義範依レ爲二谷縁一、小笠原并小田野氏等大檀那共當寺鎭守八幡宮修造畢。今年又兩村菩提檀那寺、以二十七ヶ村助成建二方丈一者也。

武州多摩郡百草村增井山松蓮寺方丈上棟慶長十五年庚戌九月戊申鳥□大願主當寺現住傳法沙門海印和南書。

——松蓮寺由來記

松蓮寺由來、竝本地觀音緣起。

抑武州多摩郡百草村松蓮寺者、聖武天皇天平年中御建立乃道場ニテ、七堂全ク備レリ。其後康平五年〇紀元一二二二年。伊豫守源頼義公義家公奥州下向之時、當所ヲ御通行被成、當山靈地ナルヲ感シ給ヒ、爲二朝敵追討之御願一、八幡大菩薩之御木像、其外木像御奉納、御凱陣之砌ニ御兜之内ニ納給フ御守本尊千手觀世音、御長一寸二分、是ハ弘法大師入唐之時、補陀落山ニテ誓作之尊像ナリ。源家御代々兜ニ納メ給フ御守本尊ニテ、數度勝利ヲ得給フ。尊容并御軍中鏡御奉納在レ之。蒙二勅七堂伽藍御草創、大勸進所之號ヲ賜ヒ、永ク源家爲二御祈願一、其後建久年中、右大將頼朝公御願在テ、法華經御書寫、御奉納之銅筒日本幕下大勸進所松蓮寺ト徳川氏入國以前

銘文アリ。其後元弘之頃、新田左中將義貞朝臣蒙院宣鎌倉北條高時入道征罰之時、當國分倍關戸之合戰之砌、兵火之難ヲ震怖シ、今二王塚ト號スル山之傍ニ地ヲ穿チ、本尊神體幷寶物等悉ク埋メ藏セリ。堂塔神祠灰燼ト成リ、數百年ノ星霜ヲ經テ、元祿十三年（紀元二三六〇年。）之春ヨリ初夏之間、於彼地夜々輝光明ナレバ、近鄉之里人驚テ告寺僧。住持光鑑禪師再次有告靈夢。因玆地ヲ穿チ、果テ得唐金佛像幷佛具等若干二百餘之短刀法草奉納之銅筒三個。之內ニ、本地觀音之像幷一鏡出現ス。住僧歡喜不斜。于時地頭小林氏源正利新建堂宇、雖經營不及古往之莊嚴ナリ。時哉大久保家之尼公、小田原城主、傳聞爲舊蹟之廢刹再營堂塔得爲祈願所於玆乎、佛供無缺寶燈自明矣。

又緣起の末闕たる一紙あり。

武州多摩郡百草村桝井山松蓮寺、八幡宮者、疇昔源賴義義家奉詔追討奧州夷賊阿部貞任時、卽穿山州男山八幡宮之社土盛石瓶來造營一宇勸請于此所。奉納願書專祈有功。其後兩將誅貞任廣宗任兇徒悉平。凱歌至于玆。拜謝聖廟。且將守護觀世音金銅之像一尊安置此地。永傳祭祀於無朽可謂社稷之臣也。且兩將之軍士各祈軍功奉納所帶之刀杖。以謝神德矣。爾來鎌倉賴朝公恭敬之。書寫法華經容金壺以奉納之。其金壺銘建久四年（紀元一一九三年。）八月日受日本幕下欽命之文字粲然今存焉。而後歷星霜殿堂門廡悉破壞也。右件之寶物亦恐爲賊失盡埋藏土窟之中無有知之者。正德年中於桝井山仁王塚下、連夜自土中放光不止。住侶奇之、穿土擊塊而得石瓶及觀自在之像幷金壺一筒銅壺二

——松蓮寺由來記武藏名勝圖會

筒朽壞刀及數十柄華皿等之數種。則以爲什寶矣。爰我家君藤原苗裔從四位侍從前執政大久保加賀守忠增之婦人、後薙染號壽昌院慈岳元長尼君。常恭敬三寶敦修禪道。近曩得松連故地。依舊號再建立之。親請紫雲山瑞聖寺之支院慈光北宗揮公和尚以爲住持。於法有昆仲之誼約也。享保六丑年、先造立七間四面之客殿及方丈。和尚自荷簀蓮。（此下の紙闕。）又緣起一卷あり。はじめに賴義義家勸請の事を記し、凱陣の時改井字竟爲增（マス）威寄附五百石祭田一の事あり、又天正辛巳寬永壬申に修復せし事ありて近年寬永丙午にも小營せし事あり。主僧連理の松を夢みて、領主小林權大夫（今は橋原。）御代官所にて淺岡彦四郎の御預り所なり。にはかり、小田切新右衛門源昌雄といふものと力をあはせて再建せし事ありて、末に元祿十四年辛巳歲、夏五月良辰臨濟正宗三十五世、龜光鑑自紀（元如之印）とあり。其文冗長にして事實の證とすべきは右件の事に過ず。

——調布日記

別當松蓮寺。社（○八幡社。）ノ北ニ住ス。黃檗宗。江戶白銀瑞松寺末ナリ。慈岳山ト稱ス。古ハ桝井山ト號セシヲ右大將賴朝祈願ノコトアリシトキ、ユヘアリテ增威山ト改メラレ、ソノ後又今ノ如クカヘシトイヘリ。起立ノ年歷ハタシカナラザレド、保元ヨリ建久ノ比マデハ、勇山辨豪尭尊ト云僧相續デ當寺ニ住シ、建長年中祐慶ト云モノカハリ、同キ七年（紀元一九一五年。）禪家ニ改メシト云トキハ古キ草創ナルコトハシラル。寺僧ノ話ニ、當寺ハ往古天台宗ニテ、寺領五百石ヲ領セシガ、新田義貞國分放火ノ時當寺モソノ災ニカ、リテ烏有トナリ、ソノコロヨリ寺領モミナ失セリトイヘリ。中興ノ開山慈光北宗、享保六年（紀元二八一年。）再造

セリ。檗宗ニ改メシモコノ比ノコトニヤ。中興開基ハ大久保加賀守忠增ガ室壽昌院慈岳元長尼トイヒシ人ナリ。山ヲ慈岳ト號スルモ、コノ法號ヲ用ヒシナルベシ。本堂八間ニ六間。東ニ向フ。本尊釋迦。木ノ坐像。長三尺五寸。作シレズ。

——新篇武藏風土記稿

慈岳山松蓮壽昌禪寺。○中略。黃壁派ノ禪林にして、江戸白銀の瑞聖寺ヨ屬せり。昔は天台宗にして、增井山と號ヒ。天平年間道璿の高弟釋道廣大勸進し、始て七堂全備の精舍を創建す。○中略。本尊釋迦佛。座像。三尺斗あり。脇士ハ阿難迦葉の立像。三尺あり。佛師藤村中圓彫造もる所なりと云。中圓は華人ヨして、肥前長崎にありしとなり。中興開山ハ慧極和尚と號せり。享保六年辛丑八月廿四日示寂。享保二年丁酉○紀元二三七七年。大久保加賀守忠英侯の夫人壽昌院殿慈岳元長尼中興開基たり。元長尼は享保六年薙染して壽昌院慈岳と稱す。常に三寶を恭敬し竟に當寺を再興せらる。當寺に四十五歲の木像あり。○中略。

經筒三箇。其銘文左の如し。一ハ銅を以て製す。長九寸二分、口廣さ四寸五分。○風土記稿ニハ長九寸圓徑四寸三分強。

長寬元年大歲癸未十月十三日庚午

工匠　藤原守道

大勸進聖人　僧　辨豪

結緣者　僧　玄久

僧　觀賢

（梵文）　如法書寫

奉納妙法蓮華經

（梵文）

僧　定圓

僧　瑞久

僧　定阿

僧　堯尊

僧　辨意

駈仕　僧　樂西

○經筒ニ細字ノ經文ヲ納メアリシトテ、今モソノ殘闕ヲ持傳ヘリ。新篇風土記稿。

同一箇、銅を以て製も。長六寸五分。口廣さ渡り四寸一分。其文左の如し。

大勸進　僧　堯尊

大檀主　藤原氏滿貞刊、○新篇風土記ニハ高橋貞列。

永萬元年九月十七日天

其蓋裏曰

大勸進所　百草村　松蓮寺

○右經筒中ニ納メアリシト云器物左ノゴトシ、古鏡一面香合護摩器古壺。新風土記稿。

同一箇。金銅を以て製も。長五寸。口渡り三寸一分。其文左の如し。

承

釣命　祈

德川氏入國以前

以上三ノ經筒ハ、元祿十三年（紀元二三六〇年。）三月十三日、村内小名二王塚ヨリ堀出セリトイヘリ。コノ二王塚ト云ハ往古松蓮寺ノ境内ニシテ、二王門ノ立シ跡ナルベシト村老モ傳ヘタレバ、經筒ノ埋レテアリシモ、ゾノ理ナシトセズ。短刀二。コノ古刀ハ經筒ノメグリニタテ、埋メアリシト云。ハジメ堀出セシ時ハ、ゾノ數百本アリシガ、アルヒハヲレクチシモアリ又人ニアタヘシニヨリ、今ヤウヤク二本ノコレリ。

——新編武藏風土記稿

松蓮寺址。同村（生村。）ノ八幡社北山上ニアリ。寺傳云、天平中ノ創建ニシテ、（略。）中建長七年乙卯、（紀元一二五七年。）僧祐慶ノ時禪宗トナシ、元弘三年癸酉（紀元一九三年。）五月、兵燹ニ罹リ、堂塔悉ク灰燼ニ歸ス。後之ヲ再建シ、元龜天正ノ際復爭亂ニ値ヒ癈頽ス。德川氏ニ至リ、八幡社ニ社地九萬坪ヲ付シ、慶長十五年庚戌（紀元二〇七〇年。）松蓮寺ヲ復興シテ別當トナス。享保二年丁酉（紀元二七一七年。）八月大久保忠增（加賀守。）ノ室某氏（法號壽昌院慈岳元長尼）之ヲ中興シ僧慧極ヲ以テ開山トナシ、山號ヲ慈岳ト號シ、黃檗宗ニ改ム。明治六年癸酉（紀元二五三三年。）僧松井祖田歸俗シテ平民トナリ、寺廢ス。（略。）下

八幡宮本地佛阿彌陀如來、金銅一尺四寸あり。（新編武藏風土記稿重サ八貫目許トナス。）土中出現の物にして、佛

一宮別當
松蓮寺　修之

——江戸名所圖會

體の脊よ鐫る所の銘文あり。左の如し。

敬白治麿金銅影像法體彌陀座光三尺六寸、
奉爲皇帝　日本主君　當國府君　地頭名主　御願圓滿　安穩泰平　信心法主
子孫平安　悉地成就　師長父母　二親亡魂　助成合力　同共往生　乃至法界
平等利益　建長二年　大歲庚戌　孟夏之天　七日壬子　南閻浮提　日本武州
多西吉富　眞慈悲寺　施主源氏　願主佛子　慶祐敬白（此銘文ハ調布日記ニモ出ヅ。慶ノ條下ニハ祐慶トス。）

按るゐ、當寺の彌陀佛背面の銘文よ眞慈悲寺の號を注せり。東鑑文治二年（紀元一八四六年。）二月三日の條下よ、武藏國眞慈悲寺ハ御祈禱の靈場なり、然りといへども、いまだ莊園寄附なきゐより、佛ハ供具の備なく、僧ハ衣鉢の貯を失ふ、爰ゐ僧あり、今日參上して當寺よ一切經を安置し破壞を修理をべきの旨申請の間、院主職に補せらるゝとあり。又同書建久三年（紀元一八五三年。）五月八日の修下よも、法皇四十九日の御佛事を南御堂よ於て修せらる、百僧供あり。僧衆ハ眞慈悲寺より三口とあり。（中略。）されども眞慈悲寺いつの頃廢せしや。今ハ其舊跡さへさだかならず。（コレニヨレバ東鑑ニノスル眞慈悲寺ハ當寺ノ別名カ。又ハ別ニ近郷ニアリシ寺ナルヲ當寺ニテ兼住ナドセシモシルベカラズ。新編武藏風土記稿。）

二王塚。松蓮寺より東南四丁むかりを隔てたる山間の少しく小高き所ゐ松樹十株あまり繁茂せし地をさしてゐふ稱を。此下を新堂と字をゐへ、古堂宇のありし地なる故よ名とす。又寶藏と唱ふる地もありて、今猶礎石こゝかしこよ存せり。古大伽藍ありしなる

徳川氏入國以前

べし。今松蓮寺ゟ收る所の經筒および自然銅一寸八分の觀音の像ならびに石瓶朽壞の刀劍數十柄華皿等のさぐひは、此所を穿ちて得たりといふ。

——江戸名所圖會

文化十二年〇紀元二四七五年。十二月三日、松蓮寺境内西寄の山際へ横井を堀て遣ひ、用水の泉源を得んと、五六間も堀入けるに、古瓦を以て積たる中より、木立像一軀を得さり。長一尺二寸、臺坐一寸五分。尊像朽て、いつれの佛躰とも名付ずたし。古瓦ハ皆布目形あり。又云、此木像ハ八幡宮の本地佛ならんといふ。

同十三年〇紀元二四七六年。四月廿三日、村内荒原といふ所に、塚三ヶ所ありしを、一ヶ所を土人堀崩しければ、神代の太刀ともいふべき古刀二振鐵鐔壹枚箭鏃の大いなるを二本穿出し て、村民當寺へ寄附せり。大刀は神代のものにあらねども、至つて古代の陣刀なるべし。作り形格別違ひたるにもあらねども、日貫穴三ヶ所、其穴の有所大いに違ひたり。長三尺三寸程、中心五寸許、刃幅一寸三分。かさね三分五厘、或四分。〇中略。

同十四年〇紀元二四七七年。の春古への二王塚を穿ちける時出たる物は、箭鏃大小合せて三十本、外に玉一個鏡一口、武具のかなもの、往古の七堂のかなとの類數多出たり。

同十五年〇紀元二四七八年。閏八月四日、大風の砌境内の古松一株吹倒て根株の元より石碑二基出たり。一基は大同二と見へ、其餘は滅して知れを餘の一基は興永か文永かゝわかちかたし。〇永二年八月日とあり。

——武藏名勝圖會

百草有二松蓮寺一其金銅彌陀像識云、建長二年庚戌孟夏武州多西郡吉富眞慈悲寺ゟ據此東鑑所レ云眞慈悲寺蓋此。

——日本地理志料

百草村新堂が谷戸は往昔眞慈悲寺の舊地にして、于今礎石古瓦なども存れるよしなり。和田關戸の村内を流るゝ大庫裡川〇新編武藏風土記ハ大栗川ニ作ル。といふは、往昔眞慈悲寺の大庫裡の邊を流れしゆゑの名といふ。東鑑云、武藏國眞慈悲寺者御祈禱之靈場也。然而依レ無二末寄附庄園一佛無二供具之備一僧失二衣鉢之貯一。爰僧有尋、今日參上。安二置一切經一。當寺可レ修二理破壞一之由、申請之間、則被レ補二主職一也、云々。

——多磨名勝圖會

眞慈悲寺址。七生村百草字新堂谷戸。ニアリ。文治二年丙午〇紀元一八四六年。二月三日、武藏國眞慈悲寺者御祈禱靈場也。〇中略。既出。舊松蓮寺藏銅像阿彌陀佛、長貳尺八寸、背後銘文ニ、建長二年大歲庚戌〇紀元一九一年。〇紀元出中略。佛子慶祐敬白ト鐫ス。元祿十三年庚辰〇紀元二六八〇年。十二月、之ヲ二王塚ノ邊ニ穿出スト云。二王塚ハ山林中ニ堆ヲナシ、左右ニ對峙ス。共ニ高六尺、周回拾二間、雜樹ヲ生ズ。古へ八幡社ノ二王門此ニ在リト云。眞慈悲寺蓋亦此地ニシテ、今猶往々大石古瓦等ヲ穿出ス。

——武藏通志

康治久壽ノ際、〇紀元一八〇二年乃至一八一五年頃。源義朝淺草寺ニ觀音像ヲ納メ寺堂ヲ修營ス。鎌田政清ソノ奉行タリシニ似タリ。〇淺草寺緣起。神社考詳節。紫の一本。明良洪範。江戸砂子。世ニイフ六地藏古燈籠ハ當時ノ遺物ニ擬セラル。〇江戸鹿子。續江戸砂子。懷反古。江戸志。江戸紀聞。武江

圖說。夢跡集。近世奇跡考。江戸名所圖會。淺草寺志。新撰東京名所圖會。

一、淺草寺修營

近衞院御とき、左馬頭源義朝朝臣當寺御參詣ありて、去る承暦三己未年〇紀元一七三九年。十二月四日の囘祿に飛うつらせ給ひし榎をもて、觀音の像を造立し、當寺に安置せらる。

―淺草寺緣起

近衞院御宇、左馬頭義朝詣當寺。承暦三年觀音以所飛移之榎木建立觀音堂。

―神社考詳節

白河院の御宇承暦三年十二月淺草寺囘祿の時、觀音飛出させ給ひて前の榎木に移らせ給ふ事あり。近衞院の御時に左馬頭義朝右の榎をもつて觀音の像を作り立給ふ。今に内陣にあり。臺座に鎌田兵衞正清奉行と書付あり。

―紫の一本

武州江戸淺草寺ハ、昔左馬守義朝當國鎭護タリシ時、鎌田政清奉行シテ再興有シトカヤ、其後御當家御尊創ノ折、神君亦御再興遊バサレシ堂ハ、寛永年中ニ燒失シテ、後三年ノ間ニ成就セシガ、今ノ堂也。

―明良洪範

左馬頭義朝當寺へ參詣ありて堂塔を修營し、彼坤の榎を以新に觀音の像を彫刻して納らる。其像今内陣に安す、臺座に奉行鎌田兵衞政清と書付てあり、坂東順禮記も康治年中義朝當寺觀音へ詣るとあり、また花川戸六地藏の石燈籠の銘に久安二年丙寅とありて鎌田兵衞の建立なりといへり。依て按るに、康治より久安までわつかに五年の間なれば、いつれも政清命をうけて普請の事をつかさどりしころの事なるべし。

―江戸名所圖會

二、六地藏石燈籠

古石燈籠。淺草寺表門より川はさへ出る所左まわり、鎌田兵衞正清寄立まて銘ありといふ。高六尺はゝりなり。今ハ垣をゆひ廻して近つくまとを禁るゆへ、くわしくも見かたし。火袋ま六地藏ともおぼしきもの彫たり。故ま六地藏の燈籠といひ、俗に此所を六地藏といふ、諸病の平癒をいのるに驗ありとて尊む事になりたり。

―江戸砂子

花川戸六地藏、石燈籠に彫つけたる石像なり。淺草寺雷神門の東大川へ出る辻にあり。いつの比より建るや不知。願望ある人繩を以て縛を願成就をれば其繩を解て去る。菩薩の大悲是にてもしるべし。

―再訂江戸鹿子

花川戸六地藏。石佛六軀、淺草雷門のひゃし大川へ出る辻に立つ。世俗瘧を煩ふ人繩を以佛像を縛する時は其疾をみやゝみ癒といひつゝへ、俗習のなをところ佛像を穢せり。

―續江戸砂子

人皇第七十六代近衞院御宇久安二丙寅年〇紀元一八〇六年。左馬頭源義朝淺草觀音參詣。以榎木一新に觀世音の像彫刻。臺座に鎌田兵衞正清奉行之と彫付ありと云々。此時正清奉納の石燈籠なり。

―武藏古物

雷神門の東の方に、虎落を結ひし中に、鎌田兵衞正清が寄附せし石灯籠あり。六方に地藏尊を彫りて、我ゃ子の菩提に立しといふ舊りたる石の寂、淺草寺堂塔建立の奉行たりし正清か名の殘りしを見て、

燈籠の古ひ尊ふとし雪見形　萬賀

古石燈籠。竹町わたしの近所。

―懷反古

里談云、鎌田兵衛政清進獻の石燈籠まて、其銘ありと云。今ハ垣のひまもして、みさりに見る事をゆるさす。

或說ま云、今ハ是を六地藏の石燈籠と云。願ひをかけ祈る人多しやなり。

—江戸志

古代石燈籠。竹町の渡の邊にあり。〇中略。近衛院の御宇久安二丙寅年（〇紀元一八〇六年。）左馬頭源義朝淺草觀音參詣榎木を以新ま觀世音の像彫刻臺座に鎌田兵衛尉正清奉行と彫付ゐりといふ。この時政清奉納の石燈籠にや。高さ六尺餘。火袋に穴なし。文字消て讀ゞたし。されど久安二年丙寅六月十一日鎌田兵衛尉正清奉納といへり。

—江戸紀聞

古石燈籠雷神門前通り東花川戸角にあり。俗に六地藏燈籠といふ。高六尺許。火袋に六地藏とおぼしきその彫たり。鎌田兵衛政清寄立と銘ありと云。今みるに其銘ハみへず。きへたるやうなる所もなし。尤臺石埋りてみゆ。もし其下にもありや不レ知。或云、應安元年（〇紀元二三八八年。）の文字近頃までかすかにみへしとぞ。さすれば文化まで四百三十七年に及。

—武江圖說

花川戸町六地藏燈籠花川戸町入口左の角にあり。古老の人云傳へにハ、此燈籠はそのかみ鎌田三郎兵衛尉といひし人の建られしなり、以前は年號もかすかに應安とあり、まゝ兵衛の二字も見へしが、毎に燒そんじて、今は七月廿二日とばかり見ゆと云。

頭書、應安は、鎌倉北條高時滅亡の後三十餘年を經し年代なり。鎌田氏の末ならん人なるべし。

—夢跡集

淺草の土人とも語つたへて云。昔は霞ヶ關及ひ平川町の方より觀音門前馬次にて、皆旅宿なり。今存在の六地藏石燈籠往古よりの馬駕籠の立場なりと云々。たま〳〵市中にかゝる古物の殘れるはめづらし。再案するに彼地の古老に問に、ちかごろ回祿以後年號磨滅す。其前は應安元年（〇紀元二〇二八年。）といふ文字かすかに見えしと云。然則鎌田か寄進と云は妄說なり。應安は後光嚴帝の年號なり。應安元年より文化元年（〇紀元二四六四年。）に至て四百三十七年におよべり。山の宿に嘉曆四年（〇元德元年紀元一九八九年。）の古碑あれば、應安の時代さもあるべし。

—事跡合考

淺草花川戸の町口ゐ古代の石燈籠一基あり。火袋には六地藏を刻す。竿石には文字あれども、磨滅して讀みがたし。わづかに十月二十二日兵衛と云八字おぼろげに見ゆ。

—近世奇跡考

六地藏石燈籠。雷神門の外花川戸町の入口角まあり。故ま土人此所の河岸をさして六地藏河岸とへいり。この地ま往古より奥州海道の馬次なりしとそ。其頃もくもんおんの門前旅籠屋町まして、此六地藏石燈籠のあゝり馬駕籠の立場まてありしといへり。此故ま今も毎年十二月十八日の市まて、此邊淺草海苔を賈ふ家ノ〳〵まて、近在より參詣をる旅人をして止宿せしむるとそ。傳へ云、久安二年丙寅（〇紀元一八〇六年。）左馬頭義朝當寺觀音へ參詣あつて、諸堂造營の時鎌田兵衛正清奉納ありしといへり。竿石に銘ゐれども、文字剝落

して鮮明ならぜ、唯久安六月十一日（一書は十月廿二日とあり、）兵衛の九字のミ今猶現然たり。高さ六尺あまり、火袋の六面に六躰の地藏を彫刻せり。

――江戸名所圖會

紫の一本は云、近衞院の御宇、左馬頭義朝觀音（淺草寺。）の飛うつゐを給ふ榎を以て觀音の像をつくり立給ふ。今は内陣にあり。臺座に鍾田兵衞奉行とかきつけありといふ。此說によれば彼燈籠もそのせつ鍾田か寄立せしものか。燈籠の銘磨滅したれは、推量の說のみにて決定しかたしといへども、古物とは見ゆるものなり。ことに六地藏をたうとみしは古き事にて、伏見の六地藏は少納言信西の建立なり。城南竹田北向不動院の六地藏をほりたる石に曆應の年號あるもあるよし。此たぐひ猶多かるべし。昔は石燈籠を一基立てたるなり。今の世の如く堂前の左右に兩基たつるはいにしへはあきことなり。洛北鞍馬の堂前、尾張熱田の社前南禪寺の大石燈籠みな一基なり。彼六地藏の燈籠の一基あるも又古き證なり。彼是考ふるに古物あることうたがひなし。（中略。）

檜前婁成云、事跡合考、六地藏古老の物かたりいと不審。久安成事明白なり。鍾田正清の作る所の觀音今内陣に納めあるにても久安たることうたがふべからず。

按するに、久安元年乙丑（紀元一八〇五年。）より文化五戊辰年（紀元二四六八年。）まて凡六百六十四年、嘉曆四年己丑（紀元一九八九年。嘉曆四年ハ己巳ナリ、己丑ニアラズ。）よりは凡四百八十年、應安元年戊申（紀元二〇二八年。）よりハ凡四百六十三年。久安元年は應安元年を去ること二百二十四年、嘉曆と應安の際は僅ま五十年あれば、石碑の新古類をもて推すへけれども、その石の堅脆彫刻の深淺まて磨滅に

遲速あるものなれば、これも據としがたし。況や所をへたてゝ存る嘉曆の碑をもつて、此石燈籠を久安の物にあらずとは定むべからぜ。

――淺草寺志

淺草にて有名なる六地藏は、今そ移して、香火を供するもの最熾なるが、もとは當町（花川戸町。）の南西角に半埋れありしものにて、鍾田正清が奥州の道標に建てし所といふ。

紫一本云、近衞院の御宇左馬頭義朝觀音（淺草寺。）の飛うつゐ給ふ榎を以て觀音の像をつくり立給ふ。今に内陣にあり。臺座に鍾田兵衞奉行とかきつけありといふ。此說によれば、燈籠も其節鍾田の寄立せしものか。燈籠の銘磨滅したれば、推量の說のみにて決定しがたしといへども、古物と見ゆるもの也。殊に六地藏をたうとみしは古き事にて、伏見の六地藏は少納言信西の建立也。城南竹田北向不動院の六地藏をほりたる石に曆應の年號あるもあるよし。此たぐひなほおほかるべし。昔は石地藏をたてたる也。今の世のごとく堂前の左右に兩基たつるはいにしへはあき事なり。洛北鞍馬の堂前、尾張熱田の社前、南禪寺の大石燈籠みな一基也。彼六地藏の燈籠一基あるも又古き證なり。彼是考ふるに古物なる事うたがひなし。事蹟合考云、淺草の土人とも語つたへて云、昔は霞ヶ關および平川町の方より觀音門前馬次にて、みな旅宿町也。今存在の六地藏石燈籠往古よりの馬駕籠の立場也と云々。たま〳〵市中にかゝる古物の殘れるはめづらし。再案、彼地の古老に問ふに、ちかごろ回祿以後年號磨滅す。其前ハ應安元年といふ文字かすかゐ見えしといふ。

徳川氏入國以前

然則鎌田の寄進といふは妄說なり。應安は後光巖帝の年號也。應安元年より文化元年にいたりて四百三十四年におよべり。山の宿に嘉暦四年〇紀元一九八九年。の古碑もあれば、應安の時代さもあるべし。淺草寺志三、檜前斐成云、事蹟合考六地藏古老の物がたりいと不審。久安なる事明白也。鎌田正清の作る所の觀音。今内陣に納めあるにても久安たる事うたがふべからず。按するに久安元年乙丑より文化五年戊辰まで凡六百十四年、嘉暦四年己丑よりは凡四百八十年、應安元年を去る事二百二十四年、嘉暦と應安の際は僅に五十年なれば石碑の新古類をもて推すべけれども、その石の堅脆彫刻の深淺にて磨滅に遲速あるものなれば、是も據としがたし。況や所をへだてゝ存せる嘉暦の碑をもて、此石燈籠を久安の物にあらずとは定むべからず。

近世奇跡考云、淺草花川戸の町口に古代の燈籠一基あり。火袋には六地藏を刻す。竿石に文字あれども、磨滅して讀がたし。わづかに十月二十二日兵衞といふ八字おぼろに見ゆ。淺草に名高き六地藏の石燈籠は淺草公園第一區なる淡島神社の池畔に在り。火袋に六體の地藏菩薩を刻す。もとは花川戸南の方西の角にありて、半身土中に埋れ居りしを、明治二十五年こゝに移し、鐵網を以て全體を蔽ひ、周圍に小柵を構へて之を保護し、その事を記せし碑をば傍に立たり。

相傳へて云、義朝の從士鎌田政清の獻進せし所と。もと久安元年七月廿二日鎌田兵衞と刻しありしとのことなるが、今はさだかならず。或はいふ、久安にあらず。應安元年とあり

しありと、然れども六地藏めぐりといふこと、已に少納言信西の時代に見ゆるよしなれむ、久安の方是なるにや。

この燈籠の花川戸に在りし時は同所の山田屋半助といふもの持にて、正五九の廿四日には、百萬遍の興業ありしとぞ。

重置六地藏碑記

淺草寺有古石燈。高可六尺許。周刻地藏像六軀。相傳久安二年丙寅六月、鎌田兵衞正清所獻。病者禱輒癒。故崇信之者甚衆。而六地藏之名遂顯於世。石像在花川戸町。歲易時移。人無過而問之者。已埋其半於土中矣。我東京市會觀其古色陸離工巧可愛。廼相與議曰。此淺草寺之舊物。今委之於閭巷非所以示崇古之意也。爰移於公園第一區淡島社頭。然久經風雨剝蝕。慮有觸而壞之者。因以鐵網護其外焉。公園中有萬梅亭主人者。捐重貲將立石記事而傳於世。誠盛擧也。余惟像既莊嚴。石亦爛斑。昔之熙々穰々膜拜而恐後者。奚況葬於蔓草荒煙豈物之興廢成毀亦有數存乎其間。今出諸土而置之斯地。歷塵劫而不遷。況地藏以慈悲爲本願。俾吾民祛疾而延年。余覩玆復古之盛美。爰泚筆而記焉。

時明治廿五歲在壬辰三月。

東京府參事會員從三位勳二等子爵長岡護美撰幷書

定光寺（禪）

武家ノ勃與トトモニ、王朝郡鄕ノ制弛廢シテ、豪族地方ニ割據スルヤ、今ノ帝都地方ハ概ネ江戸氏ノ有ニ歸セリ。但江戸氏ノ江戸ノ地ニ據ルハ何ノ年ニ始マルカ明ナラズト雖トモ、江戸重繼ニ始マリ、其子重長治承四年庚子（○紀元一八四〇年。）十月五日甲申（○三正綜覽。）源頼朝ヨリ武藏國ノ沙汰ヲ命セラレシヲ見レバ（○吾妻鏡。）略ソノ時代ヲ推知ス可シ。或ハ源義朝ノ淺草寺修營ト前後セシニヤ。爾後延文年間（○紀元二〇一六乃至二〇二〇年。）ニ至ルマデ、約百八十年間江戸氏ハ帝都地方ヲ領有シ、ソノ北郊ノ豐島氏、河東ノ葛西領ト隣接セシナラムモ、舊刹淺草寺トノ交渉スラ明ナラズ、ソノ他ノ社寺トノ關係所傳亦甚詳ナラズ。（○皇城篇市街篇參照。）府中ノ定光寺（○マタ常光寺ニ作ル。）ハ仁安二年丁亥（○紀元一八二七年。）已上ノ舊刹ナルモ、ソノ創始ハ明ナラズ（○多磨名勝圖會。新編武藏風土記稿。武藏名所圖會。）

妙光院の南の方小名矢崎といふ地に、常光寺と名つくる小庵あり。此庵地に銅製の經筒を堀出せることあり。銘文ゝ曰く、

敬白。僧知賢、南閻浮提、日本國武藏州多波郡定光寺、大施主、壬生成恒、小施主、藤原氏、大工藤原守通。仁安二年歲次丁亥二月廿一日庚寅。

——多摩名勝圖會

淺草寺重修

常光寺。除地六段五畝二歩。矢崎ニアリ。菩提山ト號。禪宗臨濟派。江戸澁谷祥雲寺末。開山開基詳ナラズ客殿三間ニ四間半。本尊正觀音。木像。長三尺五寸許。立身。別堂ニ安ス。四間ニ五間。門ノ正面ニアリ。四趾柱ノ門。菩提山ノ三字ヲ扁ス。筆者道榮。觀音別ニ除地三畝十歩アリ。

——新篇武藏風土記稿

常光寺。

禪宗、臨濟派。江戸澁谷禪雲寺持の小庵なり。妙光院より南の方小名矢寄といふ所にあり。古へは相應の寺なりと見へて、此寺地より古き銅筒を堀出せし由。今は本寺禪雲寺中に藏せり。寺の名文字いつの頃よりか書替て今は常光なれと、古篇には定光とあり。敬白僧智賢南閻浮提日本國武藏國多波郡定光矣大施主上生成恒少施主藤原氏工藤原守道仁安二年歲次丁亥二月二十一日庚寅と銘有。此地にては土人も傳へを不知。

——武藏名所圖會

仁安三年戊子（○紀元一八二八年。）五月淺草寺ノ堂宇ヲ重修ス。（○淺草寺緣起。神社考詳節。）

六條院御時、仁安三年戊子三月、大衆同心ゝ佛閣を修造せむとも。材木の杣境もてに僻り人力窮ぬ。人夫を通計もれは、惣して二千八百餘人ゝあゝきり。見ゝわつゐゝ廿八人なり。これをもこひ出さんともるに甚もつてかたし。山澤澗水つきゝり。洪水のちゝらゝあらもハ出しゝゝし。干時學頭用舜いもく、きれ雨を祈り水を祈ゝふ事豈我本尊の自在神通の力ゝあゝんや、雷電罔象より雨師龍神皆是隨順の使者也。求願のいゝり適ゐよりあ。

——德川氏入國以前

仍俄ま山中ま壇場をまうけて秘法を修も。其夜黄雲漠然として雷蛟掣電も。大雨たちまちまやゝき洪水天まもひころ。浩々として嶺まのやる。巨多の材木まとゞ〳〵を山より出終ぬ。然るに同五月朔日壬辰柱二本船まに付て多波川の口より大井の浦まきたるま、日もてま暮、暗夜ま星稀まして前後ま迷ぬ。加之潮浪ま風起て舳艫をまらに、柱船相磨て忽ま漂浚しなむとそるま、柱のもなくりきれて船もなれをはりぬ。更まをとむる所なし。空く寺ま歸ていもく、明るまろ潮さゝりま落なへ、柱何まよりてゝ留めむ。若安房の國洲の崎まゝ。若へ南海ま赴く歟。用舜寶前まに詣て本尊ま恨てまうさく、材木を下し、筏を流しをつきをわきもさむ事私の營からむや。唯三寶をかさを零落を興さんゝ爲歟を。人力をもてにきへまを、まとに海水に浸さへ容易かるへし。風波の難を除まゐらぜば螻蛄の力を奪べなむや。あくる日其柱きたらをは、をへしと思ふま、其明日甲午酉刻へゝりま、人來て告ていもく、件の柱既ま河ま來れり。人をつゝもし是を見せしむるま實也。たとひ南風吹事ありしとも、海濱を廣し、豈此河ま寄へなむや。縦まの河ま寄事有といふとも、豈怒浪をさかの矛りて河上に可浮や。たとい河上ま沂事有とも豈川の口ま置へきや。夫荷擔の費を以ても輙く海水に浮へけむや。海神そらあほ河口に來り難し。其故は河の流ぬゝしからさるによりてなり。故如何となれへ、川もその洲に淺深ありて船の出入容易からさる故也。貴哉、大悲ゝ威神不思儀也。記して後代の輩に傳て以信力を發さしめむとなり。

——淺草寺緣起

六條院仁安三年戊子五月二日、用舜法師建二觀音堂一。

——神社考詳節

承安二年壬辰、〇紀元一八三二年。僧西勝入間郡宮寺村ノ舊刹ヲ再興ス。大御堂ハソノ遺址ニシテ、後慶長十年乙巳〇紀元二六五年。城腰ニ移ル。西勝院是ナリ。或ハコレ天平年中諸國ニ創建セシ最勝王院ノ遺蹟カトイフ

〇新編武藏風土記稿、武藏野話、武藏通志。

矢寺村〇宮寺村。モ宮寺鄉ノ内ナリ。〇中略。昔此村ニ大御堂ト號シテ伽藍建リシカ、荒廢ノ後寺號サヘ失ヒシニヨリ失寺ト呼シヲ書誤リテ、矢寺ト記シ、後遂ニ村名トナリシト、土人ハイヘト、尤覺束ナキ說ナリ。

大御堂。本尊、彌陀、立像。四尺許。相傳フ、昔行基菩薩當國行脚ノ時、偶此地ニ宿シテ彫刻セシ像ナリト。元ノ額ニハ大彌堂ト題セシトソ。此如何ナル故ニヤ。大ナル彌陀ノ像ト云コトカ。又ハ彌陀ヲ尊稱セシカ。又古別ニ小御堂アリテ、大御堂ト並ヘ稱セシトモ云。今萩原村西勝院ハ往古此堂ノ地ニ建シトナリ。故ニ今モ此堂ハ西勝院ノ持ナリ。此西勝院、往古ハ最勝王院ト云シカ、何ノ頃ヨリカ省略シ、文字ヲモ書替シト云。按ニ古毎國一寺宛最勝王院ヲ造立シ、紺紙金泥ノ最勝王經ヲ書寫シテ納メ置シコトアリ。然ルニ當國ニハコレ彼最勝王院ノ古迹ナリト云コト、語リモ傳ヘス。若クハ此所ナラント、土人イヘリ。姑クソノマヽヲ記セリ。

徳川氏入國以前

小御堂。〇中野村ノ小名。昔此地ニ小御堂アリシ故、此小名アリト云。是矢寺村ノ大御堂ニ對シテ唱フルヨシ。地藏堂。古此地ニ小御堂建リシカ、廢絶シテ後、此堂ヲ建シトナリ。村内長久寺ノ持。

西勝院。〇萩原村。宮寺山無量壽寺ト號ス。新義眞言宗。多磨郡中藤村眞福寺末ナリ。中興開山智養、元和五年〇紀元二二七九年。十一月十五日寂ス。相傳フ、此寺ニ昔宮寺西勝ト云モノ住スト、西勝カコトハ記錄ナケレハ知ヘカラサレト、東鑑ニモ、正嘉ノ頃ノ人ニ宮寺藏人政員ナト云人見エタレハ、西勝モ彼人ノ族ナトニヤアリケン。又傳フ、加納下野守ト云者住セリ。其頃マテハ當寺矢寺村ノ内ニ在シヲ、下野守カ計ヒニテ、コヽニ移セシト云。本尊ハ藥師ナリ。

——新編武藏風土記稿

いにしへ毎國に一箇寺つゝ最勝王院を造立し、紺紙金泥にて、最勝王經を書寫し納置れし事あり。武藏に此院の蹤跡なし。按するに、宮寺鄕野老澤村の西南二里にあり。のうち矢寺といへる地あり。其地に宮寺山無量壽寺西勝院といへる眞言宗あり。境内の樹木など殊の外に古たり。其鄕を宮寺といひ、其地を矢寺といふ。又古き國繪圖に宮寺町と記しあり。されば西勝は最勝の轉訛にて、古の最勝王院の舊地ならんか。

——武藏野話

宮寺山西勝院無量壽寺。大彌堂。小彌堂。

宮寺村字城腰。ニアリ。域内千百五坪。眞言宗。寺傳云、古へ字彌堂、後今御堂ノ地ニアリ。天平十三年辛巳、〇紀元一四〇一年。諸國ニ詔シテ最勝王院ヲ建テ、紺紙金泥ノ最勝王經ヲ書寫シテ之ヲ置、最勝王院ト稱シ、卽其遺ナリ。宮寺家平五郎此地ヲ領、シ後薙髮シテ西勝ト號ス。承安二年壬辰〇紀元一八三二年。之ヲ再建シテ中興開山ト稱ス。終ニ寺號ヲ訛リテ西勝院トナス。家平ハ村山賴任貫主。ノ孫ニシテ、金子家範ノ兄ナリ。七黨系圖。慶長十年乙巳〇紀元二二六五年。三月僧智養之ヲ加納某下野守。ノ城址ニ移シテ之ヲ再興ス。卽今ノ地ナリ。智養、元和五年己未十一月十五日寂ス。大彌堂ハ域内貳百拾壹坪。神龜五年戊辰〇紀元一三八八年。僧行基、本尊阿彌陀佛ヲ刻シテ此ニ置キ、後最勝王院ヲ建。慶長中之ヲ城腰ノ地ニ移スニ及ビ、唯此堂獨舊地ニ存ス。堂前老杉アリ。長五丈餘。圍四丈。宮寺入道西勝手植杉ト云。又字宮下ニ小彌堂アリ。亦行基刻スル所、地藏像ヲ安ス。初大彌堂ト竝立シ、後今ノ地ニ移ス。

——武藏通志

源賴朝詣淺草寺

治承四年庚子〇紀元一八四〇年。十月十七日丙申〇丙申、三正綜覽。源賴朝淺草寺ニ詣ツ。

〇淺草寺緣起。神社考詳節。江戸名所圖會。

後白河院〇高倉院ナラム。御宇治承四年庚子八月十七日、征夷大將軍源右幕、下、未從五位下前兵衞佐まて、參詣ゐり。後白河禪定法皇の院宣くたりしゐハ、平家を追罰せられんと、弓馬を累葉の門に催し、籌策を九花の帳まめぐらも。ゐゐ有しゐハ、安房上總より發して、武藏相模を出られし時、みつゐら當伽藍ま詣て祈願し給はく、我殊ま觀音ま歸し奉る、願ハ必も神力を施し給へ、逆臣を退けて叡慮をゐつめ奉らん、住侶よろしく祈念を致さるへきよし、嚴命ねむころ也。是まよりて衆徒各一揆して群儀又二心ゐし。も[illegible]もち伽藍を壇場とし靈像を本尊として、阿毘沙魯の大壇を飾りて阿魯力迦の秘法を修も。同反燃を本素に

祈る。たゞひに心胸をまゝして中丹をゆらへを。宜哉、佛力天にこたへて速に玄應をゝを、法驗いまゝ地に墮をして乍に冥感をゆらへをゝ故に、平家の一門悉く破をぬをへ、月郷光をかくし雲客ゆとをけを。ゝゝ有しよりこのゝゝ、羽林の花乃下にへ警巡の勤疎ならを。幕府の月乃前にへ拜趨の功やゝつもれり。武威の風扇て民草悉なひき、台堦星明らかにしてをのよく調をり。因茲田園卅六町を奉免し給ひ、永く龍華の朝を期せしめ給へす。抑又此將軍始て當寺に歸依し給ふのミにもゆらを。先考義朝朝臣靈像を造り奉て安置し給ひき。まゝ曩祖豫州禪定太守、むゝし、奥州の夷を責られし時、徒に十有二年の春秋を送り、四千餘日の星霜を積りといへども、偏に當寺の觀音に丹誠を致し給しによつて、終にへかの追罰の素懷を遂給ひき。古を以て今になそらふるゑ、賢を見てへひとしからん事を思ふべきゑやとぞ。

——淺草寺緣起

後白河院治承四年庚子八月十七日、源賴朝卿詣淺草寺祈平氏之族滅。遂平家亡後寄美田三十六町。

——神社考詳節

治承四年庚子十月十七日右兵衛佐源賴朝參詣あり、○中略。

緣起に、八月十七日とあるは誤なり。十七日へ北條を初宗徒の人々八牧判官兼隆か館にむかふよし、源平盛衰記をよひ平家物語等の書に出たり。石橋山の戰ひも同廿日の事にして、いまだ安房國へもわたらざる先なれば、賴朝當寺へ參詣あるべきにあらぞ。又盛衰記に治承四年九月十一日武衛武藏下總の境なる松戸の庄市川に着たまふと、東鑑には

長尾寺（天台）沙汰

治承四年十月二日武衛太井隅田の兩河を渡らるゝとあれば、八月十七日とをるは大なる誤なり。

——江戸名所圖會

治承四年庚子○紀元一八四〇年。十一月武刕長尾寺ノ沙汰ヲ僧長榮ニ付屬ス。長尾寺ノ所在今明ナラズ。橘樹郡向丘村○長尾字西方根。ノ長尾山妙樂寺○或ハ妙覺寺ニ作ル。或ハコレカ。○新篇武藏風土記稿。江戸名所圖會。武藏通志。

大師穴。谷長尾ニアリ。内ニ石像ヲ立ツ。長一尺許、所々缺損シタレハ、何佛トモ分チ難ケレト、其サマハ地藏ニ似タリ。背ニ長尾村妙樂寺トアリ。又延德年中月待ノ斷碑アリ。後ニ出セリ。相傳フ。此穴昔ヨリ人ノ入シコトナカリシニ、享保ノ頃アル修驗者初メテ入シヨリ、其後ハ土人モ折々入テ見ルニ、其内ハイトモ廣ク、カンマンノ梵字アルハ弘法大師ノ遺跡ナリナト云ヘリ。大師穴ト唱ルハカヽルユヘナルヘシ。

道善　妙善

源海　彌藤次郎

奉月待供養結衆　延德四年壬子

道仲　妙林

妙　彦四郎　十一月二十日

妙覺寺。河内長尾ノ南ニアリ。此邊ヲ妙覺寺臺ト云。天台宗ニテ長尾山勝壽院ト號ス。多

麿郡世田谷領深大寺ノ末。開山開基詳ナラス。客殿八間ニ七間。異向。本尊彌陀長三尺三寸ナルヲ安ス。又道情トイヒシ者ノ木像アリ。法體ニテ坐セル像ナリ。長二尺許。○中略。按ニ東鑑治承四年（八〇紀元一四〇年。）十一月十九日ノ條ニ、武藏國長尾寺並求明寺等長榮可レ致二沙汰一之旨云云トアリ。求明寺ハ久良岐郡本牧領弘明寺ナリ。長尾寺トイヘルハ未タ何レノ寺院トモ見エサレハ、恐クハ東鑑ニイヘルモノ當寺ノ事ナルニヤ。ガノ條ニイヘル僧長榮ハ今豐嶋郡雜司ヶ谷村法明寺ノ住僧ニテ、東鑑ニハ法明寺ノ事ヲ威光寺ト記セリ。是モ今ハ山號トナリテ威光山法明寺ト號スルトキハ、古ノ寺號ヲ山號トセシコト其例ナキニシモアラス。サレト寺傳ハ云モサラナリ、土人ノ語リ傳ヘニモヨルヘキコトナケレハ、コ

——新篇武藏風土記稿

藥師堂。長尾村の内二子街道右側山の上にあり。本尊藥師如來の靈像ハ影向寺の本尊と同木ゐして、慈覺大師の彫造なりと云。秘佛ゐして常に拜をる事なし。（天台宗同所妙樂寺別當たり。）大師巖室。土人大師穴と稱ふ。藥師堂の山の後西向の所ゐあり。入口ゐ一間四方ゐかり。室中ハ二間四方ゐして高サも相同し。享保の頃一人の山伏心願の事ゐりとて、斷食まて此窟中ゐ一七日の間籠りたりと云傳ふるのみにて、大師と稱する所謂ゐりかたし。（今窟中ゐ青き板石の古碑四五枚ゐり。）

——江戸名所圖會

長尾山勝壽院妙樂寺。

向丘村（長尾字西高根。）ニアリ。域内八百二拾五坪。天台宗。寛文中僧乘珍之ヲ創建ス。

按ニ、新編風土記稿云、東鑑治承四年（八〇紀元一四〇年。）十一月十九日條、武藏國長尾寺并求明寺等長榮可レ致二沙汰一之旨云云ト。求明寺ハ久良岐郡弘明寺ナリ。長尾寺ナル者未タ何寺ヲ指スヲ聞カズ。本寺長尾村ニアリテ長尾山ト號シ、且本州ノ内別ニ古寺ノ之ニ充ツヘキナシ。恐クハ東鑑所謂ノ者本寺ヲ謂フ歟ト。然レトモ寺傳ニ據レハ寛文中ノ創建ニシテ古寺ニ非ス。或古ヘ一寺アリ。寛文ニ至リ之ヲ再興スルモ亦知ルベカラズ。然ルニ別ニ證トナスベキナシ。姑ク考ヲ俟ツ。

——武藏通志

王朝ノ末ヨリ、佛教界ニ欣求淨土ノ信仰盛ンニ起リ、ヒキテ鎌倉時代ニ及ブ。僧源空（○法念。）出デ、安元元年乙未（○紀元一八三五年。）淨土念佛宗ヲ立ツルヤ朝野翕然トシテ之ニ趨リ、關左マタ淨土門ニ歸スル武門寺刹甚多シ。ソノ帝都郊外ニ遺跡ヲ有スルモノ、中、津戸（三郎。）爲守ノ如キ實ニ關東武士ノ念佛往生ノ典型タリ。

津戸爲守谷保天神社中興

始多摩郡本宿。（○府中本宿、今ノ北多摩郡西布村字本宿天神島。）ニ夙ク天滿天神社アリ。社傳ニ云、ソノ神像ハ菅原道眞ノ子道武（三郎。）此地ニ流謫中自刻セシ所。天曆元年丁未（○紀元一六〇七年。）僧法圓。（或ハ方圓トナス。）爲ニ別當安樂寺ヲ草創ス。蓋シ太宰府ノ

一、谷保天神

安樂寺ニ擬セシナラムカ。道武ノ後裔ニ津戸爲守三郎。アリ。養和元年辛丑〇紀元一八四一年。六月社寺ヲ谷保北多摩郡谷保村字梅林。ニ移シテ再興ス。ノチ爲守僧法念ニ歸依シ、法名ヲ尊願蓮實トモ。トイヒ、源實朝ノ弑セラルヽヤ、爲ニ阿彌陀堂ヲ設ケ、谷保字瀧院。冥福ヲ禱リシガ、寛元元年癸卯〇紀元一九〇三年。正月、八旬ノ高齢ヲ以テ自殺シ、淨土往生ノ一異聞ヲ遺セリ。傳說ノ事蹟往々疑ハシキモノアルモ、津戸氏ハ鎌倉時代以降該地方ノ一名門タレバ、コレラ社寺ニ幾多ノ因緣存セシヤ知ルベシ。館址遺碣其間ニ散在シ、天滿天神社ハ現ニ縣社ニ列セリ。〇江戸鹿子。四神地名錄。江戸名所圖會。玉川披砂。新篇武藏風土記稿。武藏名勝圖會。武藏通志。法然上人行狀畫圖。多摩名勝圖會。

谷保村天神。天台。別當。安樂寺。多摩郡分倍庄栗原鄕谷保村。

寺中六坊。櫻本坊。邑盛坊、尊住坊、梅本坊、杉本坊。右の五坊今は空房と成て、瀧の坊のみ殘レり。

津乃戸三郎爲盛中興。

末社。太神宮。熊野社。稻荷宮。山王。道武宮。辨才天。

津の戸三郎が七ツ石と號する石あり。

本地堂火防の觀音。慈覺大師彫刻。

村上天皇勅願ニ依て御寄附の駒犬二ツ。

勅額。後宇多院御宸筆。建治元年〇紀元一九三五年。六月。

常盤清水。境内にあり。延寶年中筑紫の僧とて、當寺ニ詣し

あはしては神の誓ひは今とても

をえぬ常盤は清水なるらん。

を詠して建置けるよし。

津の戸三郎爲盛の末葉伊丹屋六郎右衞門といふもの此地ニ住を。

——江戸鹿子

下谷保村。天滿宮の社あり。相傳ふ。菅家筑紫は大宰府へ流され給ふ時、御公達數多ましませしも、殘りなく國々へなかされ給ひしニ、此所へ御三男道武と申せし君ありされ給ひつゝ、配所の御つれ〳〵ニみつあら御父の像と其身の像ときさみ置給ひしを、里人あがめ傳へし社といふ。社領十三石五斗の御朱印地也。此節別當寺無住ニて御神像は拜せず、此故新古詳ならを。

上谷保村。梅光山松壽西院安樂寺といふ天滿宮の別當寺あり。本尊を津戸三郎菅原爲守血文は阿彌陀如來、法然上人の作佛ニして、阿彌陀佛の像中に血文は入レて有りといひ傳ふ佛也。爲守は道武君より六代目の子孫ニして世ニ知られたる人也。寶物ニ御宇多院

れ勅額、村上天皇より御奉納ありし狛犬貳ツ、義經公・辨慶・龜井れ六郎・伊勢三郎と、右四人書寫せし大般若經四卷、甲冑藥師と稱せる傳教大師の作佛、水戸光圀卿れ御奉納の額有りといふ。何まゝも世ゝ珍らしき什物といふへし。しかし初ゝいふことく、今無住れ故ゝ天滿宮の社ゝ藏して、鍵と右の經文甲冑藥師は本寺なる深大寺村の深大寺へ預ケありといふて、一品も見されは、眞僞は知らを。名主の物語りを爰に記し置のみ。右寶物いつれも眞物ならは、世に珍ら敷といふへし。

——四神地名錄

谷保天神社。同し街道（○甲州街道。）西の方谷保村道より左側ゝあり。（此所は分倍庄栗原鄕と云。）別當ハ安樂寺と號を。祭禮は毎歲二月と八月の廿五日。又三月十五日には開扉あ事。十一月三日ハ當社往古天神島と稱ふる地より今の地ゝ遷座なし奉りし緣ゝより、此日ゝ小菜供を獻備するといへり。本社祭神天滿大自在天神一座。神體を菅原第三嗣菅原道武朝臣の手刻なり。

額（天滿宮）後宇多天皇勅。世尊寺經朝卿筆。（○中略。）經朝卿の筆せられし額の背面に曰

建治元年乙亥（○紀元一九三五年。）六月廿六日乙丑書之　正三位藤原朝臣經朝

常盤清水。裏門出口道の端に小き池あり。中島に辨財天を安置を。清泉湧出をる事尤夥しく、下流水車を設て日用の助とせり。延寶年間筑紫の僧某當社へ詣し頃和歌を詠をるより、常盤の清水と稱ふるとなり。

本地堂。本社の右の岡にあり。本尊十一面觀音の像ハ慈覺大師の作と云。

道武朝臣靈社。本社の後にあり。土人三郎殿と稱を。

社傳云、昌泰四年（○紀元一五六一年。）菅公筑前の太宰へ左遷の時、御三男菅原道武朝臣も又此地に流さまさせ給ひ、三年の星霜を經給ひしに、延喜三年（○紀元一五六二年。）二月二十五日父君菅公筑紫にて亡ひ給ひぬときゝ、悲歎のあまり配所の徒然に父君御像を手親模刻し給ひ、旦暮在をが如く事へ孝道の誠を盡され給ひしを、後ゝ一社ゝ奉しまゐらをとなり。（昔は大社にて僧房も多かりしゝなり。櫻本坊、邑盛坊、尊住坊、梅本坊、松本坊、瀧の坊、以上六坊中古までも猶殘りてありしゝ夫さへ廢れて今は瀧の院と號をる一字のみ存せり。是古の瀧の坊なり。）天曆に至りては村上帝狛犬一雙を寄附なし給ふ。（今猶存せり。甚の古物にして奇なりとを。）又大般若經四卷を收む。源義經朝臣れ奉納なりと云。（伊勢三郎龜井六郎及ひ辨慶等の四人書寫をる所の經卷なりといへ事。）

菅原道武朝臣舊館地。同所二丁許南ゝあり。空堀城門の跡と覺しき所も見えて、四方二町あまりれ封境なり。土人三郎殿屋敷跡と稱す。相傳ふ、三郎道武此地ゝ住し、當地の縣主上平太貞盛の女を娵事、一子を得たり。其子を菅原道英と號を。夫より六世の孫を津戸三郎爲守と號さりと。（津戸爲守の事は安樂寺の條下に詳なり。○下ニ引用ス。）或云、此地は貞盛舊館の地なりとも。（道武。主貞盛の女を娵りたる等の事は未考。）

假家坂。同所安樂寺の門前百步計街道の西の方へ向ひて上る坂を云。建治二年（○紀元一九三六年。）奉幣使此谷保天神の宮へ下向し候ひし頃、假ゝ旅館を設けし舊跡なる故ゝ此號ありと云。

梅香山安樂寺。松壽西院と號を。天神社より一町半あまり西北の方街道より右側ゝあ

り。天台宗まして東叡山ま屬せり。當時ゐ天滿宮の別當寺まして、天曆年間法圓大僧正開創せりと云。中興は津戸三郎爲守尊願なり。本尊阿彌陀如來は法然上人の作まして、座像一尺五寸許あ〻。佛體の中ま爲守注そる所の血文を收むると云。其餘什寶ま爲守の太刀一振、同畫像一幅、同甲冑の中に籠さりと云藥師佛ゐり。傳教大師の作と云。像材は沈香まして、十二神將の像まで悉く高サ一寸許れ厨子の内に造り籠られ〻ま。

——江戸名所圖會

武州多摩郡谷保天滿宮緣起

抑神靈の昔を尋に、延喜のかしこき御代に出て、菅原公と申奉るは、天性の聖德の鏡の如く自曇りなき事をしろし召せとも、讒者の言の葉にかゝり、謗りの息を蒙り、昌泰四年筑紫太宰府に遷し奉る比よりも、父子一時に五所に離れさせ玉ひき。御公達四人有る中にも、三男三郎道武公は、當國玉川の邊り谷保の里へ被遷玉ふ。かくて星霜三の春を迎へ、延喜三年〇紀元一五六三年。二月御父亡させ玉ひければ、三郎君ひたふる筑紫の空のみ思ひやり慕ひ歎せ玉ひける餘り御父形容を手つから彫刻鎭座なして、旦暮孝道の誠を盡されしとなむ。然ありしより年去り世轉とも、神容嚴然として永く傳りて、今天滿天神の秘尊と稱し奉るもの是なり。其後十年餘り經て、三郎君此地に逝去なりければ、今に三郎殿と崇め號しける。是より先三郎君當地の縣主たる貞盛女を娶り一子を得生しを菅原道英とそ號しける。其六代を津戸三郎爲守とて、右大將軍に仕へけるとなん。かつて村上天皇の御時、當社を崇敬の餘り狛狗二疋を賜り、後宇多院の御宇勅ありて、天滿宮の額を納め玉ふ。また源の義經は武藏坊龜井なとの人々に仰せて、大般若經を書寫し、後代の重寶となす。神容の奇なる事世に稀にして、最も關東第一の靈跡、日本一軀の尊像なり。依て略興致を記して世に傳ふるのみ。此由來を知るもの此神靈を仰き貴さらめかも。

——玉川披砂

上谷保村に天神ゐり。祭禮八月二十五日なり。これは谷保天神といへる像にして、神體はなはだ古拙なり。故にやぼてんといへる俗語もこれによりて起るといふ。〇中略。

又此寺〇深大寺。は、谷保村天滿宮の別當安樂寺の本寺なるが故に、安樂寺の什物此寺にあり。源義經・辨慶・龜井六郎・伊勢三郎が書寫せしといふ大般若經四卷、桐の箱にいりてあり。四卷ごとのはじめに、太申といへるもの寶曆十三年癸未のとしに修補してうら打し箱に納めて置きし事をのす。本紙黃紙にして、菅村の仙谷山壽福寺にてみし所のものにたがはず。たゝ壽福寺には折本にして、卷舒の勞なく、一卷一卷奧書をみるにやすし。此太申がうら打せし經は、卷物にして、たやすくひらき見る事あたはず、やう〳〵一卷をひらきて末の方をみしに、書寫の人の名なし。のこりの三卷もかくやあらん。もとより太申は市中の俗子にして、虛名をこのみし嗚呼のものなり。其頃の諸名家に交りて、名をうる事を專らとせしなり。太申小紋の染もの太申櫻の記等その頃の人の笑種なりき。よりてわれつら〳〵思ふに、もしくは太申不良の心ありて、義經辨慶の名ある所をきりとりて、人々の

急にひらき見る事のなりがたきやうにと、折本をもて巻本とせしかもはかるべからず。

——調布日記

天滿宮。社地一町三段。村（上谷保村）ノ東ノ方ニアリ。本社二間ニ三間。拜殿二間半ニ三間。南向。御朱印社領十三石五斗ヲ附セラル。神體木ノ坐像。長二尺五寸許。束帶。社傳ニ菅神太宰府ヘ左遷ノ時、三男道武玉川ノ邊ニ遷サレ星霜ヲ送ラル。菅公薨ジ玉フヲ聞、泣哀ノ餘リ此像ヲ彫刻セラレシトイフ。道武當地ノ縣主貞盛ト云ルモトニアリテ、ソノ女ヲ妻トシテ一子ヲマウケラル。コレヲ菅原道英ト號ス。後孫津戸三郎爲守僧法然ニ歸衣シテ無常ヲ感ジ自殺セシト云。此社傳イブカシトイヘドモ、此邊津戸三郎ノ因ミアルコトハタシカナルベシ。本宿彌勒寺ニ津戸勘解由左衞門尉菅原規嗣ノ古碑アルヲ觀テシルベシ。當社古ヘハ本宿ニアリシガ、後コノ地ニ遷レリト云。イブカシ。今其舊地ヲ天神嶋トイフ。遷坐ノトキ假屋ヲ設ケシ所ヲ假屋坂トイヘリトナン。例祭、毎年正月廿日、二月廿五日、七十五膳ノ供具アリ。又八月廿四日ヨリ廿六日マデ獅子舞及角力神樂等アリ。本地堂。三間四方。拜殿ノ東ニアリ。佛アリト云。

末社。辨天社。小社。本社ノ北ニアリ。

稻荷淡島合殿。小社。本地堂ノ南ニアリ。

神明熊野稻荷合殿。本社ノ後背ニアリ。小社。

三郎殿社。小社。本社ノ南ニアリ。菅神ノ三男

道武ノ社トイフ。例祭十一月三日ノ夜新穀ヲ供シ、又七十五膳ノ供具アリ。此日ハ此地ニ遷座アリシ日トモ、又ハ三郎薨去ノ日ナリトモイヘリ。

神寶天滿宮額一面。背ニ、建治元年乙亥（紀元一九三五年。）六月乙丑廿六日書之、正三位藤原經朝トアリ。社傳ニ後宇多帝勅定ノ扁額アリトハ此事ナリ。別ニ水府ノ館ヨリ元祿三年（紀元二〇三五年。）納メラレシ模刻アリ。背ニ祈禱ノタメ寄進スルノ由ヲ記セリ。

狛狗二疋。村上帝ノ寄附シタマヘルヨシヲイヘド、詳ナラズ。

別當、安樂寺。除地三段。千手ニアリ。梅香山松壽院ト號ス。太宰府ニ擬シテ此院ヲ置クト云フ。天台宗。當郡深大寺末。客殿四間ニ九間。本尊血文彌陀ノ木像。長一尺五寸許。僧法然津戸三郎ガ爲ニ彫作スル所ノ木像、及三郎道武血書ノ經文胎藏ニアリトイフ。開山方圓。天曆元年（紀元一六〇七年。）七月廿七日寂ス。其墳墓往來ヲ隔テ北ノ方ニアリ。其所ヲ瀧ノ院ト云。二間半ニ三間ノ堂アリ。

什寶。大般若經四卷。九郎判官義經・武藏坊辨慶・龜井六郎・伊勢三郎等ノ筆ト云。

甲藥師一軀。長一寸五分許。十二神トモニアリ。津戸三郎守護ノ靈佛ナリト云。一說ニ傳敎大師ノ作トイフ。三郎爲守カ差物ナリトイフモノアリ。眞僞ヲ辨ゼズ。

本宿村、天神島。多摩川岸ノ田間ニアリ。是地谷保村天神ノ舊地ナリトゾ。

彌勒寺。（略。中村（宿村。）ノ西北ニ在。）石上山般若院ト號ス。新義眞言宗。府中宿妙光院末。（略。中本尊大日。木ノ坐像。長二尺許。）開山開基詳ナラズ。此寺古ヘハ村ノ南ニアリ。其舊地ヨリ昔年德川氏入國以前

古碑一基ヲ穿チ出セリ。津戸解勘由左衛門尉菅原規嗣延文五年〇紀元二〇二〇年。七月十日子刻死去、沙彌道嗣トアリ。

——新編武藏風土記稿

石上山彌勒寺。般若院と號を。高安寺より六町あまり西の方、同し街道の右側にあり。眞言宗にして府中の妙光院に屬を。開創の始久して今しるべきにあらぎ。永正二年乙丑〇紀元二一六五年。權大僧都法印良尊中興す。本尊大日如來ハ一尺計の座像にして、作者未詳。當寺に津戸勘解由左衛門尉菅原規嗣墓あり。墓碑如圖。

津戸勘解由左衛
子尅死去
延文五年七月十日
沙彌道繼
門尉菅原規繼

按に此勘解由左衛門規繼ハ津戸三郎爲守の氏族ならん。爲守の墓は八王子の觀池山大善寺にあり。〇下略。

——江戸名所圖會

天滿天神鎭座由來。

抑當天滿宮は、人皇六十二代村上天皇の勅願所也。往古人皇六十代醍醐天皇の御宇、延喜元年辛酉〇紀元一五一六年。正月廿五日、菅原道眞卿筑紫太宰府權帥に補せられ、父子五ヶ所に放たれ給ひし時、三男の三郎君は當所に配流せられ、所緣在て常陸大椽平貞盛預り奉り、御名を道武卿と申侍りき。同三年癸亥〇紀元一五六三年。二月二十五日に、菅公於太宰府薨去し給ふ。其後道武卿御父を慕ひ給ひ、みづから菅公の御影を彫刻し給ひ、同十九年己卯〇紀元一五七九年。勅定在て、宰府に安樂寺御建立ありければ、こゝたにも當寺建立し給ふ。御尊容を安置し奉り、則安樂寺と號す。道武卿當國謫居の始は、僅八歲に成給ふ。成長の後貞盛か娘に嫁して一男子を設け給ひける。貞盛か嫡子修理大夫盛嗣か義子として、其後菅原道英と號す。道武卿は下總國へ立越給ひ、延喜二十一年〇紀元一五八一年。彼地にて逝し給ふ。依之彼地にも安樂寺を建立し、竝天滿宮も勸請せさせ、道武の廟も三郎廟の社と號す。村上天皇の天曆元年〇紀元一六〇七年。洛陽北野に神靈を祭らせ給ひ、當寺をも御建立、勅使藤原光秀卿下向あり。其時叡山の座主尊意大僧正、法性房の孫弟方圓僧都東國へ伴ひ、命に依て當寺に留り、神廟被參籠ありしに、御廟鳴動し、側なる梅の梢に神影顯れ給ひ、靈魂在しかは梅香山と名付、洛北の奇瑞によせて、千歲の松院と號す。方圓僧都も同年七月二十七日示寂す。是當寺の開山なり。遷化の後も先德を慕ひしへかき等は墓所の邊にて彌陀の尊容を拜み奉りしとなん。此故に墓所の邊を今も阿彌陀屋敷又はゐみだ塚と唱けり。其後後宇多帝の御宇建治元年乙亥〇紀元一九三五年。六月二十二日勅使藤原經朝卿下向し給ひ、天滿宮の額を納給ふ。則經朝卿の筆にて、帝の勅額也。經朝卿は世尊寺派行能の門弟なり。本地十一面觀音は慈覺大師の御作なり。一、養和元年辛丑〇紀元一八四一年。津戸三郎爲守津戸二郎爲廣の三男なり。靈夢に依て社を今の所に建立す。爲守か宅より丑寅に當る。是靈夢に仍てなり。同六坊を建立す。所謂梅本坊、櫻本坊、杉本坊、邑

盛坊、尊住坊、瀧の坊あり。其時の安樂寺住僧は文盛阿闍梨と號す。

一、本尊無量壽佛は法然上人の作。津戸三郎爲守洛陽新黑谷におゐて法然上人に逢奉り、發心して蓮實と改名す。其後彌陀の名號を唱へ、自害して往生す。上人蓮實か終念を感したまひ、みづから無量壽佛を刻み給ひ、爲守常に信じ奉りし守本尊舍利作の如意輪觀音、幷方寸の藥師如來十二神將、共に彌陀の御腹に納め給ひ、末期に血にて書る古鄕への文を相添、此所へ送りたまひぬ。血文の彌陀と申傳るあり。

按するに、大系圖、源平圖或は日本史等にも、平貞盛の息男に修理太夫盛嗣といふは曾て見へず。又云、貞盛男子四人あり。嫡子は維衡（常陸介、陸奥守。）四男は維衡（常陸介、陸奥守。）此人々の外に盛嗣といふ人見へさるあり。

敏（上野介、陸奥守。）道武君菅公の男子の中に其名見へず。菅家系圖に、菅公の三男武藏介舊風といふあり。若くは此人を道武と誤りけるか。或云、菅公御子二十四人おはしける。其中に成長の男子四人は皆國々へ配流せられ、幼稚の男女君達は朝廷にてもゆるさしめ給ひしかは、將て筑紫へ下り給ひしといふ。愚管抄に菅公を左遷し給ふ事は、帝もゆゝしき辟事をしいたしたとかや思召けん、すべて菅公の御事諸家官外記の日記等皆燒捨よとて、燒にければ、慥に此事を知れる人なしと云々。延喜元年（〇紀元一五六一年。）春二月朔旦、道眞出京、赴筑紫。男子四人被爲配流。時道眞五十七歲と云々。本朝通記。

津戸三郎爲守。此爲守が緣者の者津戸氏を稱し、略系をもてり。其記を閱するに、爲守か

父を津戸次郎爲廣といふ。其爲廣か父は菅原孝標常陸介にて東國へ下向す。武藏國秩父權守平重綱か女に嫁して一男をもふく。是を次郎爲廣と號す。父孝標歸京の後、外祖父重綱か許に長し、信州筑摩郡津戸鄕に住居せしか、地の名津戸を以て氏と稱す。按に、信州筑摩郡の內に津戸鄕見へす。されども法然上人傳記にも、右の地名しるしあり。故、此家にても斯は唱へ來りし事あるべし。信府統記、又は信濃地名考にも見へす。又一說に筑摩郡松川村の邊に津戸鄕あるよしをいへども、今は悉く原野の地あり。

——武藏名勝圖會

天滿神社。（縣社。）

谷保村（字梅林。）ニアリ。域內貳千九百三拾坪。菅原道眞ヲ祀リ、菅原道武ヲ合祀ス。社傳云、道武ハ道眞第三子ニシテ、此地ニ謫セラレ、天曆元年丁未（〇紀元一六〇七年。）本宿村天神島ノ地ニ創建シ、後其裔津戸爲守（三郎。）養和中今ノ地ニ移シテ之ヲ再建スト。慶安中德川氏社領拾三石五斗ヲ付ス。明治十四年辛巳（〇紀元二五四一年。）一月鄕社ニ列シ、同十八年乙酉（〇紀元二五四五年。）十一月廿一日縣社ニ列ス。例祭九月廿五日トナス。舊宮殿正面ニ華表アリ。南向ス。後甲州街道ヲ改テ社側ノ山上ヲ通スルニ及ビ、華表亦改メテ西向セシム。境內老杉森立シ、近時又多ク梅樹ヲ栽ユ。社古額ヲ藏ス。長二尺二寸三分、橫壹尺六寸。表ニ天滿宮ト書シ、背ニ建治元年乙亥（〇紀元一二七五年。）六月廿六日乙丑書之、正三位藤原朝臣經朝ト記ス。後元祿三年庚午（〇紀元二三五〇年。）六月九日德川光圀（水戶中納言。）之ヲ模シテ別ニ一面ヲ造リ之ヲ納ム。背ニ其由ヲ記ス。又木狛狗

二頭アリ。製造古樸ヲ極ム。

津戸規繼墓碑。西布村（本宿字南原。）舊彌勒寺廢址ヨリ出ヅ。斷碑ニシテ、高貳尺餘、幅壹尺三寸表ニ沙彌道繼津戸勘解由左衞門尉菅原規繼、延文五年（紀元二〇二〇年。）七月十日子刻死去ト刻ス。（中略。）今村人杉田權兵衞ノ家ニ藏ス。彌勒寺ハ關上山ト號シ、眞言宗、明治三年庚午（紀元二五三〇年。）廢寺トナル。

二、津戸爲守事蹟

武藏國の御家人津戸の三郎爲守は、生年十八歲にして、治承四年（紀元一八四〇年。）八月に、幕下將軍兵衞佐石橋山の合戰に、武藏國より馳參して、後安房國へ越給ひしにも、おなしく相隨ひ、所々の合戰に忠をいたし名をあけずといふ事なし。建久六年（紀元一九五五年。）二月東大寺供養のために、幕下上洛の事ありき。爲守生年三十三にて供奉したりけるに、三月四日入洛し、同二十一日上人の菴室に至りて、合戰度々の罪を懺悔し、念佛往生の道を承りて後は、但信稱名の行者になりにければ、本國に下りてもおこたらず。或人、熊谷入道津戸三郎は無智の者にして、餘行かなひかたければこそ、念佛ばかりをはすゝめ給ふらめ、有智の人には必らずしも念佛には限るへからすと申けるを爲守つたへ聞て、上人に尋申ける序に條々の不審を申入けり。（中略。）津戸三郎上人の門弟淨勝房唯願房等の僧衆少々申くだして念佛の先達として、不斷念佛をはじめ行ひけるを、爲守聖道の諸宗を謗し專修念佛を興するよし、元久二年（紀元一八六五年。）の秋の頃征夷將軍（右大臣實朝公。）にあらぬさまに讒し申者有て、召尋らるべきよし聞へければ、爲守驚て若使つる事あらば、いかゝ申上べき旨、飛脚を

もて上人に申入たりければ、上人御返事云々。（中略。）翌年（紀元一八六六年。）四月二十五日に、信濃前司（于時民部大夫。）行光奉行にて下さるゝ御教書云、津戸鄕内建立念佛所、令居住一向專修輩之由、所聞食也。彼宗之子細爲有御尋、爲宗之輩一兩人早可被召進之狀依仰執達如件云々。仍同月二十八日、淨勝房唯願房等の念佛者をあひ具して、法華堂の前の二棟の御所と號する南向の廣庇に參候す。重々の御尋につきて、津戸三郎は上人御返事の趣をそらにうかへて用意したる事あれば、とゝこほりなく申入ける。淨勝房等の念佛者は年來所學の道なれば、法藏比丘因位の昔より彌陀如來成佛の今に至る迄、凡夫往生の道くらからす述申ければ、面に立申べきむねことゝ〳〵く聞食ひらかれるによりて、專修の行におゐては子細あるべからず、もとの如くつとめ行べきよし仰出されし後は、いよ〳〵念佛の行をこたりなかりしかは、建保七年（承久元年紀元一八七九年。）正月右府薨逝のとき、二品禪尼の御はからひとして、彼御骨を此所にいたしたてまつられければ、偏にかの御菩提をぞとむらひ申ける。出家の本意をとげばやと思ひけるに、關東の免許なかりければ、在俗の形なからに、名をさき戒をうけ、袈裟をたもつべきよし、上人のみぞ申入けれは、其志を哀みて、寬印供奉のかくれたる戒本、十重禁の次第、ならひに上人の抄記の三聚淨戒のむねなどゝるしくだされ、又袈裟をつかはし、尊願といふ法名を下されにけり。建保七年（承久元年紀元一八七九年。）正月右丞相實朝公薨逝の時、免許を蒙り出家をとけ、法名をさきて尊願とぞ申ける。上人往生の後は、日に隨つて極樂の戀しく、年おいて穢土のいとはしく覺へけるまゝに、此御文

を取出し拝見して、とくむかへさせたまへと申けれども、空しく歳月を送りけるまゝ、上人の門弟淨勝房以下の僧衆をもて、仁治三年（紀元一九〇二年。）十月二十八日より三七日の如法念佛をはしぬ。十一月十八日結願の夜半に、道場にして高聲念佛し、みづから腹を切て、五臟六腑を取出し、練の大口につゝみて、忍びてうしろの河にすてさせにけり。夜陰の事なれば、人更にこれを知らず。其後僧衆に向ひて、か様に出家籠居して、右大臣殿の御菩提をとむらひ申につけても、主君の御おこりも戀しくましますうへ、上人も極樂に必參りあへて傳の侍りしに、今迄往生せずして、穢土のすまひかたく無益なり。釋尊も八十の御入滅、上人も八十の御往生、尊願又八十あり。第十八は念佛往生の願なり。今日又十八日也。如法念佛の結願に當て、今日往生したらんは殊勝の事なるべし、あと申ければ、斯る用意とは思ひもよらず、只あらましの詞を心得て、實にめでたくぞ候は、如是返答しけるに、其夜もあけ、十九日にもなりぬ。あへて苦痛なし。只臨終すべき心地もなかりければ、子息の民部太夫守朝をよび、切たる腹を引あけて、まろきもといふ物の殘りて、臨終の延るとや覺ゆるあり、よりて見よと申ける時に、初て人知りにける。心さまの程にまろき物のあるよしを申ければ手を入て引切て投す。これが殘れる故に、臨終はのぶるあるべしとそ申ける。人々驚きあわてけれども、娑婆のいとはしく、極樂の願しき志、日に隨ひていやまさりければ、一日もとく參りたくて、かくはからひぬるよしを、かきくどき申ければ、實に願往生の志の熾盛なるありさま、見る人みな涙をながさぬはなし。七日まで延ければ、うがひの水

のかよふゆへなるべしとて、うがひをとどめて、塗香を用ひるが氣力も更におとろへず。程なく疵も愈にける。後には時々行水を用ひけるとかや。正月一日になりにければ、死せずしては往生すべきみちなき故に、尊願は正月一日の祝ひには、臨終の儀式をならして年久しくなれり、日來のあらましたがわずして、今日往生すべき故に、延行しけると悦て、頻に念佛しけれども、其日も過ぎ、次の日も又くれぬ。只今臨終すべき心地もなかりければ、心うくそ侍るよし、連日になけき申けるが、正月十三日の夜の夢に、來十五日午の剋に迎ふべきよし、上人來て告給と見る。さめて是を語り、歡喜の涙を流しけり。件の日になりにしかば上人より給たる袈裟をかけ、念珠を持て、西に向ひ、端座合掌して、高聲に數百遍唱へ、午の正中に念佛と共に息絶ぬ。紫雲そらにそひき異香室にみつ。荼毘の庭に至るまで、其香なほ消ざりけり。腹を切て後、水漿を斷て五十七日、氣力常の如にしていたむ所なく、遂に往生をとけにける。不思議の事なり。抑今のする所の自害往生、水漿を斷て後五十餘日ある事、殆信をとりがたしといへども、かの子孫上人の御消息をもち傳へて、披露する事、世もてかくれなし。只此尊願の不思議の奇特を載るばかりなり。餘人さらに此行せよとにはあらぢ。

津戸三郎爲守の墓は、八王子の市中觀池山大善寺といふ十八檀林の淨刹にあり。寛保壬戌（二〇二年、紀元二四〇二年。）五百年の遠忌まより、其後裔津戸六郎右衞門法名順譽といへる者造立をる所の石碑なり。又爲守ゝ住たりし地ハ同所多摩川の南岸石田といふ地まあり。今も八

——法然上人行狀畫圖

幡宿の中ゟ其子孫連綿として相續せり。津戸三郎爲守ハ法名を尊願と號ス。文章博士菅原孝標常陸介ゟ任し下國の時、武藏國の總追捕使秩父權守平重總が娘ゟ嫁して一子を生む。名を津戸次郎爲廣といふ。其三男爲守なり。爲守生年十八歲にして、治承四年〇紀元一八四〇年。八月石橋山の合戰ゟ馳參して賴朝公の旗下に屬し、度々の軍に忠を顯し名をあけむといふ事なし。建久六年〇紀元一八五五年。二月南都東大寺供養の爲將軍上洛の事ありしゟも、爲守供奉して同三月洛に入、同し廿一日法然上人の庵ゟ參り、念佛往生の道を承りて後は念佛の行者となり、建保七年〇紀元一八七九年。竟ゟ出家をとぐ。其先上人より贈らるゝ所の法名をつきて尊願と號む。仁治三年〇紀元一九〇二年。十月廿八日より三七日の間如法念佛を修む。同十一月十八日結願の夜、穢土の住居無益なりと高聲ゟ念佛し、ひそゝゟ自腹かき切、五臟六腑を取出し、練の大口ゟ包、忍ひて後の河へ捨させゟけれども、夜陰の事なれバ人更ゟ知る事なし、されども苦痛もなく、十九日ゟ至りても猶臨終の心地なゝりけれバ、息男民部太夫守朝ゟ此事を告けるゟより、始て人もしりける。翌る四年〇寬元元年。紀元一九〇三年。の正月十三日の夜、夢ゟ來たる十五日午剋ゟ迎ふべき由上人告給ふとみる。覺て後件の日ゟ至ゟ、上人より給ふ所の袈裟をゝけ念珠をもちて西ゟ向ひ、端座合掌して高聲ゟ念佛し、午の正中ゟ息絶ぬ。紫雲空ゟ靉靆し異香室ゟみつ。腹切て後水漿を斷て五十七日。氣力常の如くして往生をとけけるも甚奇にして、殆信をとりかたしといへども、彼子孫上人の御消息ならびに念珠袈裟等を相傳して披露むる事、世以てかくまなし。唯是尊願ゝ不思議の奇特を載るのみ。以上圓光大師行狀翼贊の要を摘錄む。

——江戸名所圖會

谷保安樂寺には、津戸氏菅原氏の由緒あることあまた傳へ、殊に津戸三郎爲守が血文の阿彌陀如來は彼寺の重寶とす。如來は一尺五寸。座像にて腹中に血文ありしと云へど今はなし。朽廢したる也。爲守が京都にて法然上人の念佛往生に歸依し、自害最期の時血文を爲したる事ハ、淨土宗の翼贊遺事に見ゆれど、法然上人行狀傳記も大同小異なり。法名蓮實とありて、熊谷蓮生と匹敵す。今寺傳には、爲守が父を爲廣、祖父を孝標といふ。孝標は常陸介に任じ下國し、秩父權守重綱が女を娶れりと。されば名高き日記の作者孝標女は重綱が外孫也。

——多磨名勝圖會

谷保館址。

谷保村字栗原。ニアリ。土人城山ト稱ス。方三拾間許。四周ニ土壘アリ。高六尺許。又空塹ヲ繞ラス。濶貳間許。西北隅ノ地較高ク、居館址ナルベシ。南ハ斷崖ニシテ下水田ヲ隔テ多摩川ニ臨ム。西南ニ古井アリ。館外民家ノ地亦往々塌壘ノ址ヲ存ス。津戸爲守三郎。此ニ居ルト云。津戸氏ハ、菅原道眞六世ノ孫菅原孝標常陸介ニ任ジ東國ニ下リ、秩父重綱權守。ノ女ヲ娶リ子爲廣次郎。ヲ生ム。爲廣外祖重綱ノ家ニ生長シ、後信濃津戸鄕筑摩郡。〇地名辭書ニ、津戸谷保の舊名にやあらんトアリ。ニ住シ津戸氏ヲ稱ス。爲守其第三子ナリ。村人津戸氏所藏系圖。治承四年庚子〇紀元一八四〇年。八月爲守年甫テ十八、源賴朝ニ屬シ石橋山ニ戰フ。建久六年乙卯〇紀元一八五五年。從フテ上洛シ、三月廿一日僧源空法然上人。ノ庵ヲ訪ヒ、其道ヲ信ジ、薙髮シテ尊願ト號ス。時年三十三。寬元元年仁治四年。癸卯〇紀元一九〇四年。

正月十三日（一ニ十五日ニ作ル。）歿ス。年八十一。子守朝（民部太夫。）將軍藤原頼經頼嗣ニ仕ヘ、弘長二年壬戌（一二六二年。）二月九日辛ス。其子爲忠（新民部丞。）頼嗣及宗尊親王ニ仕ヘ、（法然上人行狀傳記。）正嘉二年戊午（紀元一九一八年。）正月一日垸飯ノ時庭上東座ニ候ス。（東鑑。）世々本村ヲ領シ、其曾孫規繼（勘解由左衛門。）弓馬ニ長ジ戰功アリ。正平十五年庚子（北朝延文五年。紀元二〇二〇年。）七月十日卒ス。（本宿村彌勒寺。斷碑古墳ノ墓參觀。）爲守十五世ノ孫爲長（山城守。）ニ至リ北條氏康ニ屬シ、永祿七年甲子（紀元二〇二七年。）正月八日國府臺ノ役、里見義弘ノ軍ヲ衝テ戰死ス。法名法孫院常譽克照ト云。弟爲利（平左衛門。）氏照ニ屬シ、天正十八年庚寅（紀元二〇五〇年。）六月廿三日八王子城ニ戰死シ、法名勇將院傳譽順達ト云。爲長ノ子爲次（山城守。）本村ニ退居ス。徳川氏其小田原城ニアリ功アルヲ聞キ、召テ千三百石ヲ與フ。慶長十九年甲寅（紀元二〇七四年。）九月十四日歿ス。法名不門院專譽順故ト云。子爲氏（兵衛。）嗣ギ、子爲之（左司兵衛。）ト云。爲氏ノ二子爲茂（孫右衛門。）亦徳川氏ニ仕ヘ、寛文七年丁未（紀元二三二七年。）四月故アリ。致仕シテ子爲正（勘六郎左衛門。）ト共ニ八王子驛ニ至リテ住ス。（延寶元年癸丑安樂院僧祐藏記述。）其家今同驛ニ存ス。

阿彌陀塚。

谷保村（字院。）ニアリ。高四尺周圍六間許。里傳云、古ヘ津戸爲守（三郎。）僧源空（法然上人。）ニ從ヒ、其徒僧淨勝房唯願房等ト不斷念佛ヲ行フ。時ニ源實朝ニ讒スル者アリ。云、爲守諸宗ヲ誹毀シ專修念佛ヲ興スト。元久二年乙丑（紀元一二〇五年。）秋、實朝召シテ之ヲ糺ス。爲守其由ヲ陳シ詞理アルヲ以テ之ヲ許ス。實朝弑セラルヽニ及ビ、平政子其遺骨ヲ分チ之ヲ與フ。爲守之ヲ此ニ葬リ小堂ヲ建テ阿彌陀ヲ置ト。（法然上人行狀傳記。）或云、村内安樂寺（天滿社。舊別當。）開山僧方圓ノ墓ナリト。

八王子八幡西明寺（新眞言。）

方圓ハ天曆元年丁未（紀元一〇〇七年。）七月廿七日寂ス。（安樂寺緣起。）

建久二年辛亥（紀元一一八一年。）梶原景時鶴ケ岡八幡ヲ多摩郡神護寺（元八王子村。）ニ勸進ス。ソノ別當西明寺ハ新義眞言宗、僧元果ノ創建ニ係リ、元果ハ正曆三年壬辰（紀元一一六五〇年。）ニ示寂シ、寺ハ治承二年戊戌（紀元一一八三八年。）ノ建立或ハ中興ト傳フレバ、八幡宮勸請已前ノ一古刹ナラム。從テ地名モ山號ニ依リ自後轉シテ慈根寺ト稱ストイフ。（新編武藏風土記稿。武藏名所圖會。武藏通志。）馬込ノ萬福寺モ亦同時代ニ梶原景時ノ祕建ニ係ルト爲セド、附會ノ說ノミ。

——武藏通志——

元八王子村ハ、古神宮寺村ト云。コレハ延喜ノ頃華嚴菩薩此地ヘ八王子權現ヲ勸請シ、別當寺ヲ起シテ神護寺ト號ス。コノ寺院ヲ或ハ神宮寺トモ書キ、ツイニハ村名トセリト云。後神護寺ハ廢シケルニ、タマタマ村中ノ西明寺ヲ慈根山ト號スルニヨリ、又假借シテ後ニハ慈根寺トカケリ。然ルニ天正ノ初北條陸奥守氏照瀧山ヨリ城ヲ移シ、アリツル八王子權現ヲ鎭守トシテ、ソノ城ヲ八王子ノ城ト號シケル故、ツイニ地名トナリ、八王子村トヨヘリ。コレヨリジコジノ名ハ失ケリ。御入國ノ後、千人組ノトモカラヲコノ地ニ置レシカ、文祿二年（紀元二〇五三年。）ノ春、今ノ横山ノ地ニ移サレテ、カノ地ヘソノ地名ヲウツシ八王子ト號スルニヨリ、コヽニハ元ノ字ヲ加ヘテ唱ヲワカテリ。サレト土人ハ今モ常ニ元八王

子トハイハスシテ慈根寺ト呼ヘルハ、古ノ唱ヲ失ハサルナリ。

八幡社。小名八幡宿ニアリ。社領十石ノ御朱印ヲ賜ハル。コレ天正十九年〇紀元二二五一年。十一月ナリ。今村内ノ鎭守ナリ。相傳フ、昔鎌倉將軍時代梶原平三景時此邊ヲ領セシ頃、鶴ケ岡ノ八幡ヲコヽニ勸請セシナリト云。今ニソノ時ノ棟札存セリ。其文ハ下ニノス。ソレヨリ子孫モ連綿タリト見ユ。且此神社ヲ尊奉セシカハ、造營等アリテ棟札モ殘レリ。本社二間ニ三間。南向。拜殿二間ニ五間。前ヲ距ルコト一町許ニシテ鳥居ヲタツ。兩柱ノ間二間。玆ヨリ拜殿マテハスヘテ左右ニ杉ノ古木茂リタリ。例祭ハ年々八月十五日。古棟札文左ニノセリ。

二尺一寸

奉勸請相州鶴岡　當社別當覺正

奉勸請八幡宮　大檀那梶原平三景時

建久二辛亥年六月十五日　大工左衞門五郎

四寸　四寸

當社別當東光坊聖宗

奉造營八幡宮　大檀那梶原修理亮入道賢

文明十七年乙巳十月十六日　六七字消

裏ニ　筆者民部卿永海書畢

當社別當因幡律師宗濟　大工左衞門五郎

奉造營八幡宮　大檀那梶原修理亮家景

時寬正龍集癸未十月廿又一日

勸進沙門東福權僧都聖範

又掛ル所ノ鰐口ハ天正十六年〇紀元二四八年。ニ作リシモノナリ。ソノ圖上ノコトシ〇圖ハ省略ス。ソノ刻文ニ武州多西郡田井領横川八幡宮鰐口也、下野日光山鹿沼宰人横手右近正娘祈念奉寄進者也天正十六年戊子五月廿八日敬白トアリ。コノ刻文ニ横川八幡宮ト云トキハ古ヘコノ地横川村ノ内ニ屬セシカ、又今モ隣村横川村ニ八幡社アレハ、カノ社ノ鰐口ヲ戰國ノマキレニコヽヘウツセシモシルヘカラス。

鐘樓。拜殿ノ東ニアリ。九尺四方ニシテ、鐘ノ徑二尺三寸。無銘。

梶原杉。二根アリ。社ノ脇ニアルモノハ已ニ枯槁セリ。サレトモ周リ一丈三尺五寸許。今一株ハ表ノ方ニアリ。コレハ二丈四五尺廻リモ有ベシ。

阿彌陀堂。二間四面。本尊ハ則八幡ノ本地佛ナリ。別ニ除地三石ヲ附ラル。

四座合殿社。本社ノ西ノ方ニアリ。天滿宮牛頭天王稻荷愛宕ノ四座ヲ合祀ス。

別當西明寺。新義眞言宗。寺方村寶生寺ノ末寺ナリ。慈眼山ト號ス。當所ヲ慈眼寺ト號スルコトモ當寺ヨリ起レルナリト云。開山大僧都元果ハ正曆三年〇紀元一六五二年。三月入寂スト、

德川氏入國以前